



Regional Studies

# 地域研究

---

2023年 4月

---

No. **30**

沖縄大学地域研究所



# 目 次

## Contents

### 〈論文〉

- 吉井美知子：「核のごみ処分場」建設計画と先住アイヌ民族の時間・空間認識 …… 1  
YOSHII Michiko, Time and Space Perceptions of Indigenous Ainu People  
Who Are Facing Construction Projects Related to Nuclear Waste Deposits

### 〈研究ノート〉

- 新城将孝：法学の講義(2)―3 …… 21  
SHINJO Masataka, An Introduction to Law (2)―3

- 伊原亮司：在日米軍基地の「職務給」  
―「働き方改革」を基地労働者の事例から考察する― …… 37  
IHARA Ryoji, Job-based Pay at U.S. Military Bases in Japan:  
Examining Work Style Reform from the Case of Base Workers

- 大城穂乃香：部活動改革における実態と課題  
―沖縄県うるま市の事例から― …… 49  
OSHIRO Honoka, Current Efforts and Challenges for Reforms in Extracurricular  
Sport Activities:  
A Case Study of Uruma city, Okinawa

- 大城穂乃香：社会正義を志向する学校と地域に関する事例的研究  
―沖縄県のスクールソーシャルワーカーと特別支援コーディネーターへのインタビュー調査を通して― …… 61  
OSHIRO Honoka, A Case Study of Social Justice-Oriented Schools and Communities  
―Findings from Interview of Special Needs Coordinator and School Social Workers in Okinawa―

- 下地みさ子・叶内宏明・逸見幾代：肥満者（BMI 25以上）の食習慣調査  
―沖縄県内の企業に勤務する成人を対象として― …… 73  
AOYAMA-SHIMOJI Misako, KANOUCHI Hiroaki, HENMI Ikuyo, A Survey  
of the Dietary Habits of Obese People (BMI $\geq$ 25) With Regard to Adults Working  
for Companies in Okinawa

- 渡久山幸功：時代が追い付けなかった作家  
―ヴァーン・スナイダーの脱植民地主義テキスト― …… 85  
TOKUYAMA Yukinori, A Writer his Contemporaries Couldn't Catch up with:  
De-colonialist Novels by Vern Sneider

- 緒方修：中国の秘密結社、裏と表 …… 99  
OGATA Osamu, China's Secret Societies Inside and Out

### 〈調査報告〉

- 名城健二：沖縄県A市におけるヤングケアラーの実態調査 …… 113  
NASHIRO Kenji, Research on Actual Conditions of Young Caregivers in A city,  
Okinawa Prefecture

### 〈実践研究報告〉

- 盛口満：2022年 しらほサンゴ村における環境教育の実践の記録 …… 123  
MORIGUCHI Mitsuru, Practices related to environmental education  
at Shiraho-sangomura in 2022

- 下地みさ子：食品衛生学学生実験が食品衛生意識向上に及ぼす影響  
―手指の衛生および鼻前庭ブドウ球菌検査― …… 131  
AOYAMA-SHIMOJI Misako, The Impact of Food Hygiene Experiments on the Food  
Hygiene Awareness of Undergraduate Students: Hand Bacteria and Nasal Vestibule  
Staphylococcus Aureus Test

## 巻 頭 言

2022年末、いわゆる安保関連三文書（「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」）の改定がなされた。この文書には「南西地域」や「島嶼」（島しょ）「沖縄」など、奄美以南の琉球弧を想定した言葉が並ぶ。日本全体の安全保障方針を大きく転換する文書であるにもかかわらず、国会における根本的な議論もなされぬままだ。日本の安全保障の最前線として想定されてしまった沖縄島や島々では、戦争の回避や平和の創造にはどうすればいいのか、議論が広がりを見せている。

議論の基礎には、これまで積み重ねられてきた歴史的経験だけではなく、あらゆる分野の研究がある。研究は、未来を形作る開拓であり、真理の追究、その積み重ねだ。だからこそ国の基本法である日本国憲法は学問の自由を保障する。

最近では、新型コロナウイルス禍から日常を取り戻しつつある一方で、国際情勢が不安材料となっている。ロシアとウクライナとの間の軍事紛争は1年以上も終息せず、そこに生きる人々の平和に生きる権利が憂慮される状況が続く。国際情勢のあおりを受けた物価高騰などの生活不安に加え、「台湾有事」や「朝鮮半島有事」に対する過剰なまでの反応など、身の回りには不安な要素が多くある。しかし、昨今の「不安」に対しても、研究は、過去を振り返り、現在を見つめ、そして未来を創っていく重要な知の営みである。

さて今回の『地域研究』第30号には、論文1本、研究ノート7本、調査報告1本、実践研究報告2本と、非常に多くの論考が収められている。研究テーマは、いつもながら多様であり琉球弧の関連で様々な方面の研究が掲載されている。吉井氏の論文では、植民地とも深く関わるアイヌと核ゴミ施設建設について学ぶことができる。吉井氏の論文は、本地域研究所共同研究班における研究の成果報告である。「研究ノート」は7本もあり、新城氏の論考からは、米軍基地と財産権や国際法について、伊原氏からは、在日米軍基地における労働問題について知ることができる。大城氏は、部活動改革に関する論考と、子どもの貧困に関する調査を報告している。下地氏・叶内氏・逸見氏は、肥満者の食習慣についての調査報告、渡久山氏は、脱植民地主義の視点からアメリカ人作家の作品研究、緒方氏は、近代中国の匪賊と秘密結社について考察を加える。名城氏は、ヤングケアラーの実態調査の結果を報告している。いずれも沖縄において関心の高い分野である。そして、盛口氏は、本学こども文化学科における教育実践を、下地氏は管理栄養学科における教育実践を報告しており、興味深い。

この『地域研究』は、琉球弧に関連する様々な分野の研究成果が一つの論集に集うチャンプルーな発表の場である。自由闊達な研究がこれからの未来をつくる希望だと痛感できる一冊となっている。

沖縄大学地域研究所

副所長 高 良 沙 哉



## 「核のごみ処分場」建設計画と 先住アイヌ民族の時間・空間認識

吉 井 美知子\*

### Time and Space Perceptions of Indigenous Ainu People Who Are Facing Construction Projects Related to Nuclear Waste Deposits

YOSHII Michiko

#### 要 約

北海道西部、後志（しりべし）管内の寿都町（すつつちょう）と神恵内村（かもえないむら）で、全国の原因から出る核のごみの地層処分施設建設に向けた調査が2021年より開始されている。これをアイヌモシリ（北海道）の先住民族であるアイヌの人々はどう思うのか。

本研究では、時間と空間の両面からこの核のごみ施設の問題に焦点を当てた。その結果、施設受け入れによる当座の交付金をもとに地域開発を進めようとする和人の短期的な視点と、対照的に大地を子孫からの借り物として汚さずに引き継ごうとするアイヌ民族の長期的な視点が浮かび上がった。

また空間的には調査地から30キロメートル圏内に現在はアイヌ住民がほとんどいなくても、そのアイヌ地名からわかるように、アイヌの人々にとって北海道島全体がアイヌモシリとして守るべき大地と認識されていることが判明した。

アイヌモシリも琉球王国も、明治初期に日本に併合された地であり、中央から迷惑施設を押し付けられて「捨て石」とされる運命が共通している。

当座の電力と交付金のために10万年のごみを残す和人の考え方と、3万年の歴史を持ち子孫から借りている土地を大事に引き継ごうとする民族の姿勢の、どちらが持続可能性において優れていると言えるのか。核のごみ問題をきっかけとして、和人にはアイヌ民族から持続可能な生活様式を学ぶことが求められる。

なお本研究は沖縄大学地域研究所共同研究班による研究活動の一環として実施したものである。

キーワード：アイヌ民族、核のごみ、寿都町、神恵内村、時間と空間

\* 沖縄大学人文学部元教授 yoshii@okinawa-u.ac.jp

## Abstract

Both Suttsu-cho and Kamoenai-mura are localities in West Hokkaido. There started in 2021, to make feasibility study of nuclear waste deposit. How do indigenous Ainu people consider this?

In present research, I highlighted the problem of nuclear waste deposit on these 2 localities with the vision on time and space perception of indigenous Ainu people. As results, I found a very short vision of descendants of mainland Japanese who wish to get the big amount of money as a grant from the government in exchange of accepting the feasibility study. On the other hand, Ainu people consider their land “Ainumosir” as borrowed from their descendants, so they should keep it as natural as it was, when they took it over.

These 2 localities have almost no Ainu inhabitants, but still considered by Ainu people as their homeland which should be protected for their descendants.

Which of these two people's attitude can be considered as more sustainable?

In occasion of this nuclear waste deposit problem, Japanese should learn much from Ainu people, if we wish our earth and life sustainable.

**Keywords** : Ainu People, nuclear waste, Suttsu-cho, Kamoenai-mura, time and space

## はじめに

原子力発電が1960年代に日本で開始されてから、半世紀以上が過ぎた。その間、発電に伴って出る使用済み核燃料は継続的に増え、一部が海外で再処理されている。そこから再利用のためのウランやプルトニウムを取り出した残りが、高レベル放射性廃棄物（以下、「核のごみ」と表記する）である。

政府はこれを地中深く埋める地層処分を推進しようと、原子力発電環境整備機構（Nuclear Waste Management Organization of Japan, NUMO）を通してその処分場の立地を検討、自治体からの自発的な受け入れ表明を募っている。2007年には高知県東洋町が手を上げたが、町民の反対により町長がリコールされて頓挫している。

2020年、北海道後志（しりべし）管内の寿都町（すつつちょう）と神恵内村（かもえないむら）が、相次いで核のごみ最終処分場の立地調査受け入れを表明した。2022年12月現在、これらの自治体で文献調査が進められている（図1参照）。寿都町では2021年10月、神恵内村では2022年2月にそれぞれ首長選挙が行われたが、どちらも調査受け入れに反対する候補者を破って、受け入れ表明をした前職が再選されている。

両自治体は北海道唯一の原発がある泊村から近いが、この地域に先住アイヌ民族はほとんど居住していない。アイヌ協会も存在せず、調査の受け入れは多数民族の和人だけで決められた。これを先住民族であるアイヌの人々はどう考えるのか。

本研究では第一に、10万年の管理が必要といわれる核のごみ処分場が、アイヌ民族の持つ「時間」の認識からどのように評価されるのかを明らかにしたい。後から入植した和人に比

べ、先住アイヌ民族はこの地で遙かに長い歴史を持っている。長い年月に渡る管理を必要とする施設が、長い時間を背負った人々にはどのように見えるのかを考えたい。

第二に、この調査受け入れが地元の二自治体とその周辺にほとんど居住実態がないアイヌの人々にとって、「空間」的にはどのように位置づけられるのかを明らかにする。札幌から寿都町までは100キロメートル余り、神恵内村までは約80キロメートル、その札幌には全道のアイヌ協会の本部もあるし、人口比では低くとも、アイヌ民族人口の比較的多い場所である。またアイヌの人々が比較

的多く居住し、政府が開いた民族共生象徴空間「ウポポイ」の地元白老から寿都町までは約94キロメートル、神恵内村までは100キロメートルという立地である（北海道環境生活部2013：4）。現在の居住地から離れているから、施設受け入れは構わないとするのか、現北海道全体をアイヌモシリという故郷として反対するのか。

これらアイヌ民族の時間、空間認識を通した分析を通し、第三にこの核のごみ処分場の立地の決定方法に関し、筆者の意見を述べて提言を行いたい。

研究の方法としては、原発や核のごみ関連、そしてアイヌ民族の歴史、文化、思想等に関する文献調査とともに、関連する施設の見学、イベントでの観察、そしてアイヌの人々を中心として和人アイヌ研究者や反原発運動にかかわる和人市民からの聴き取り調査を行った。主として2020年10月から2022年5月までに収集した資料を基にしている。その間、北海道には計4回、東京1回、沖縄県内2回の出張を行っている。

以下の第I章ではまず先行研究の検討を行う。その際、筆者がもともとの専門とするベトナム地域研究が本研究のきっかけになったことにも触れる。続く第II章では核のごみ処分場問題をアイヌ民族の時間という視点で分析する。そこでは先住民族の持続可能性と、利根的に動く多数民族の対比が見られるであろう。第III章ではアイヌ民族にとっての空間認識について分析し、彼ら彼女らにとっての守るべき大地の範囲を明示したい。最後に第IV章で筆者の意見と提言を記したあと、「おわりに」で結論を述べる。



図1：寿都町、神恵内村の位置  
(出典：新聞「農民」2020)



## I 先行研究の検討

### 1 ベトナムの原発計画と先住チャム民族

2009年11月、ベトナム政府は初の原発を南部ニントゥアン省に建設する計画を発表した。同省は先住チャム民族が王国滅亡前の最後の都を置いた場所で、現在も国内で最も多くのチャム人が居住している。チャム詩人のインラサラはその論考、インラサラ [2015] において2012年にSNS上で起こったニントゥアン原発建設計画への抗議書署名運動を取り上げ、立地地元のニントゥアン省で2000年の歴史を有する先住チャム人が、たかだか200年の居住実績しかない多数民族ベトナム人に比して桁違いに大きな割合で署名したことを強調している（インラサラ 2015：78-79）。

また吉井 [2016] においても、インラサラをはじめとするチャム人知識人が記事や詩を執筆し発表することを通して命がけで原発計画に反対する状況を分析している（吉井 2016：81-83）。

長い歴史を持ち先祖代々の寺院や墓所を引き継いだ先住民族が、後からその国を滅ぼし移住してきた多数民族とは比べものにならない執着をふるさとに対して示している。ただこの場合の先住民族にとっての迷惑施設は原子力発電所であり、彼ら彼女らを特に強い反対に駆り立てたのは、計画進行中に起こった福島原発事故であった。ニントゥアンで同様の事態が起こったとしても、「どこにも逃げる先はない」とチャム人は断言する。ニュース映像で具体的な原発事故や福島を追われる避難者の姿が目に見えたのである。

本研究は「その土地に古くから住む人々ほど迷惑施設計画に強く反対し、比較的最近に移住してきた人々は計画にあまり反対せず、また次の住処を探してより簡単に移住を続ける」という法則があるのではないかと考えたことがきっかけとなっている。その意味で、核のごみ施設には和人よりもアイヌ民族がより強く反対するであろうという仮説が立てられたのである。ただし、ニントゥアン原発の場合と異なり、具体的な事故のシミュレーションができる事例があったわけではなく、しかも地元の町村にアイヌの人々はほとんど居住していない。

### 2 アイヌ民族の「時間」

アイヌ民族にかかわる歴史については、榎森[2008]、瀬川[2016]、平山[2018]、シドル[2021]を参照した。これらの先行研究では北海道島に人が住み着いてから現代までのアイヌ民族の歴史が説明されているが、特に本研究第Ⅱ章でアイヌ民族の「時間」を考える際に、一体いつからアイヌ民族の祖先とされる人々が北海道島に住んでいたのかという命題への答えを求めるのに参考とした。

縄文時代の後、日本列島には大陸より農耕文化がもたらされ日本本土に弥生時代が訪れるが、北海道には続縄文文化が残り、さらに擦文文化を経て12～13世紀ごろにアイヌ文化が生まれたとの記述がされている（瀬川 2016：19-20）。そのアイヌ文化時代のはじまりから現代まででおおよそ700～900年が経過している。

これだけの「時間」を背負った民族は、さらに将来の「時間」を背負わせるような核のご



み処分場の計画を前に、どのような時間認識を持つのか。これについては直接論じたような先行研究は見当たらない。そのため歴史書から類推する、あるいは現代のアイヌの人々の証言から組み立てていく等の作業が必要であり、それが本研究の目指すところのひとつである。

### 3 アイヌ民族の「空間」

アイヌ民族の過去の空間的広がりについては、IIと同様にシドル [2021]、瀬川 [2016] 等の歴史書を参照した。これらにより、民族が歴史的には樺太南部や千島列島にも分布していたことがわかる。またこれらの歴史書には、一時期アイヌ民族が東北地方にも進出して居住していたことが述べられている。図2は歴史と地名をもとに、アイヌ語を用いた人々の分布を地図で示したものである。

一方で、本研究が着目する核のごみ処分場立地候補、寿都町および神恵内村に関しては、平山 [2016] [2018] の地域別のアイヌ民族史が参考になる。これらの地域に過去には存在したアイヌコタンがどのような変遷を辿って、現在のようなアイヌ民族空白地域となったかが説明されている。



図2：前近代のアイヌ語を用いた人々の分布（出典：浪川2004）

現代のアイヌの人々が「アイヌモシリ」と呼び、環境保護を訴えるとき、それはどこからどこまでの範囲なのか。北海道島すべてなのか、それとも樺太や北方四島も含むのか。あるいはウルップ島までの千島列島も入るのか。東北地方はどうなるのか。あるいは現在、アイヌ民族が比較的多く住む場所だけを指すのだろうか。

アイヌ民族の空間認識に関する先行研究は特に見当たらないため、本研究で個々のアイヌの方々に聴き取ることで、彼ら彼女らにとっての守るべき大地の範囲を策定していくことになる。

逆に、日本国にとっての日本人の範囲は、小熊 [1998] により詳しく分析されている。琉球弧の島々が琉球処分を通して日本に併合されていき、琉球人が日本人となる経緯が詳細に論じられているとともに、第3章『『帝国の北門』の人びと—アイヌ教育と北海道旧土人保護法』において明治政府がアイヌを日本人化していき、アイヌモシリを北海道と命名して日本の空間に編入していった経緯を参照した。

### 4 核のごみ処分場

核のごみ処分場、すなわち高レベル核廃棄物処理施設一般に関しては、社会科学分野のものだけでも多数の先行研究が存在する。日本国内に限ると、2007年に処分場受け入れを表明した高知県東洋町について、西郷ほか [2021] がある。町長が受け入れを表明した後、いか

に地元が賛否に分かれて対立し、最後は町長のリコールという形で立地に失敗したかを分析、その問題点と解決策を提示している。ただし立地が四国であることから、もちろん先住民族という視点はないし、地元住民の歴史にも着目していない。

本研究で取り上げる寿都町、神恵内村に関しては、2020年の立地調査受け入れ表明後に少しずつ先行研究が発表されてきている。多くが新聞、雑誌の記事であるが、論文としては本間ほか〔2021〕を参照した。エネルギーの持続可能性のためには民主的に処分場立地を定める必要があることを訴えた研究であり、両自治体で受け入れ表明に至った状況を明らかにしている。ただし、やはり地域に居住がほとんどないアイヌ民族にはまったく言及していない。

なお核のごみ処分場の建設は日本のみならず、全世界で問題となっている。ドイツのゴアレーベン、フランスのビュール等、市民による激しい反対運動が行われている地もあれば、フィンランドのオルキルオト島のようにすでに建設が進む場所もある。先住民族との関連では米国ネバダ州のユッカマウンテンのように計画が中止になった場所もある。

また過去には日本の核のごみをモンゴル、オーストラリア、カナダに輸出する計画の可能性について報道されたこともあった。これらについては別稿に譲りたい。

ハーゲン〔2013〕によると、日本は立地を決めるに当たり世界で類をみない、完全に各自治体の自発的受け入れの表明を待つ方式を取る国とされている。もちろんその自発性には、見返りとして得られる補助金が織り込まれている。その各自治体にどこまで先住民族の視点が反映されるのか、それが本研究の着眼点である。

## 5 アイヌの人々の意見

本研究に先立って実施した聴き取り調査のうち、先行部分は吉井〔2022〕に報告書としてまとめた。核のごみ処分場受け入れに対するアイヌの人々4名の意見を聴き取っているが、人数が少ないだけでなく、対象者が高齢男性に偏っていた。

本研究では中年層を含むアイヌ女性からの聴き取り結果も加味し、さらに多くの文献に当たること、より包括的な分析を目指すものである。

## II アイヌ民族の「時間」と核のごみ

### 1 和人の「時間」

#### (1) 寿都町

寿都町は17世紀から松前藩が江戸幕府の許可を得て開設した商場の名称でいうと、寿都場所、歌棄（うたすつ）場所、磯谷（いそや）場所の三つに当たる（平山 2016：36-41）。寿都町HPには町の歴史が次のように記されている。

寛文9年（1669年）、（…） 此のころ、スツツ、ヲタスツ、イソヤは商場所ができていて、交易も盛んだったと言われております。和人も多く住み、集落を形成し、これを本町の始まりとしています（寿都町HP）。

すなわち、寿都町における和人の「時間」は17世紀を起点として始まると考えられる。同HPによると、1773（安政2）年には津軽藩士100名が、北方警備のため駐在を始めたとの記載があり、琉球弧を形成する現代の南西諸島に自衛隊基地が次々と設置され、本土から隊員と家族が赴任している状況と酷似している。

アイヌ文化研究者からの聴き取りでは、明治維新後に東北地方の次男、三男坊がニシンの大漁に誘われて大挙して移住してきたとの証言も得られている（吉井 2022：97）。また平山〔2016〕には、19世紀半ばに寿都場所で和人の酒店、雑貨店が出現したとあり、磯谷場所で和人の漁家、商家が続いたとされている（平山 2016：37,41）。

以上により寿都町における和人の「時間」は長くて300年余り、多くが150年以下と考えられる。

## (2) 神恵内村

神恵内村では、村長の高橋が2012年に編集した村史の起点は、1872（明治5）年の戸長設置から始まる。商場の主としての知行主の氏名や運上金の額については1739年からの記録があり、安定した集落を保ったアイヌが19世紀に和人の侵入を受け、天然痘の被害を受けて移住する者もいたとの記述もある（平山 2016：44-45）。

神恵内村でも寿都町と同じく、和人の「時間」は長くて300年、多くが150年以下であると類推できる。

## (3) 寿都町と神恵内村

後志管内の二自治体が自ら誘致に手を上げた核のごみ処分場は、多くが現地に住み着いて200年にもならない和人の子孫である住民から選ばれた、和人の首長や議会が決定している。和人のアイヌ文化研究者は、「北海道に入植した人々は多くが東北地方の農家の次男三男坊だ。北海道の土地に対する思い入れはほとんどない。」と断言する（吉井 2022：97）。その時代から三代目、四代目を数えるかと思われる今、後志管内の和人はどのような時間軸で物事を見ているのか。

2022年2月、神恵内村の村長選に施設反対を掲げて出馬した瀬尾英幸氏によると、そこには「金だけ、今だけ、自分だけ」の精神が見られるという。氏自身も岡山県から石狩市への入植者の末裔であり、神恵内村に隣接する泊村在住である。

「金だけ」というのは、立地調査受け入れで自治体に入る交付金のことである。最初の2年が文献調査で最大20億円、次の4年の概要調査で最大70億円、さらに14年以上とされる精密調査では交付金額は未定とされている。最終的に適地と判断されてもされなくても大きな金額が自治体の収入となる（小原 2022）。年間予算規模が30億円代（神恵内村HP）の村にとって、巨額である。

「今だけ」というのは、調査受け入れで一時的に村の財政は豊かになっても、すでに少子高齢化が進む過疎の村で、核のごみ処分場ができることにより益々子どもたちが村を離れていこうととの展望に基づく。そもそも受け入れに賛成した高齢者たちは、自身の子

どもや孫がすでに札幌や東京に出て行ってしまい地元に残っていない。高齢者だけで将来のない村なら、今貰える金を貰っておこうという考え方だと瀬尾氏は述べる。

そして「自分だけ」というのは、時間的に自分の世代だけの、しかも6年間だけのごく短期間の自分たち世代という意味と、空間的に自分たちの住む村内だけ、という両方の意味を有する。寿都町と神恵内村に隣接する周辺の自治体には立地調査受け入れに関する補助金は入らず、施設立地に反対の声がより強く上がっているが、両自治体は意に介さない風である。ましてや近隣に居住していない先住民族のことなど、和人のアイヌ研究者が声を上げて初めて気づくが、何が問題なのか理解できないという状況である。

このように和人の「時間」は非常に短い。すでに高齢者である自治体の首長や議員にとって、自身の任期や補助金の下りる時期までが問題となっており、「後は野となれ山となれ」が本音ではないだろうか。

## 2 アイヌ民族の「時間」

北海道島の人類はその後の文化の変遷から、縄文文化、続縄文文化、擦文文化、そしてアイヌ文化という風に歴史を辿るが、瀬川によるとそれはあくまで文化の変遷を示すもので、そこで暮らす人間が他所から来た人間と入れ替わったものではない。そして「アイヌ文化」の呼称は同時にアイヌ民族という人をも指すために紛らわしく不適切だとする（瀬川 2016：145-156）。

この瀬川の説と同様に、シドルは北方から移動してきた人類が北海道島に住み着いて3万年であり、これをアイヌ民族の祖先と捉えることもできるとする（シドル 2021：63）。

アイヌ民族は北海道島に、それだけ古いのである。しかもその古さは、単に和人と競ってわずかの差で後先になったというような次元の話ではなく、3万年と400年という、まったく桁違いの時間の差がある。

アイヌの人々は2021年11月に札幌で開かれた核のごみ処分場を考えるイベントに登場し、「今私たちが住んでいる大地は、将来世代からの借り物である」と述べ、汚さずに子孫に引き継ぐべきだと主張した（北海道新聞 2021）。自身が先祖に貸した大地を何年前からの祖先が使ってきたかには言及がないが、少なくともアイヌ文化が成立した700年前、長ければ3万年ということになる。

アイヌのなかには、たとえ自身の子や孫が札幌や東京に働きに出て行き故郷に戻る展望がなくても、それでもやはり将来世代に大地を汚さずに引き継ごうとする人がいる。そこには自身が祖先から引き継いで生計を立てて来た、森や山や海、川、土に対する感謝がある。

2022年6月、阿寒湖畔アイヌコタンでアイヌ文化継承活動を実践する山本栄子氏（77歳）<sup>1</sup>（写真1参照）からの聴き取りでは、和人が大勢やって来る150年前までのアイヌモシリでは、アイヌはのんびり人間らしい生活ができたとの証言があった。森や山、海、川から採集する

<sup>1</sup> 山本栄子氏は十勝管内の本別（ほんべつ）町出身、釧路市阿寒湖在住52年になる。国内外でのアイヌ文化伝承活動に携わる。

動植物を得て、何不自由なく豊かな暮らしができた。だから時間にも余裕があって、木彫りや織物、刺繍などの作業に時間をかけることができたのだと言う。その生活が明治時代以降、多数の和人が入植したことで破壊された。

核のごみ処分場がアイヌモシリに計画されていることをどう思うかとの質問に、核、原発、電気等々だけが問題なのではない、そもそも文明が発達して便利なものができたことで、地球が破壊されている。

昔の人は水洗トイレや携帯電話がなくても、人間らしい生活ができた。森や山、海、川、土への感謝を忘れてはならないとする。そして山本氏はアイヌの誇りともいえる昔の生活を伝えるために、踊り、唄、織物、刺繍、料理等の文化伝承に力を注いでいるのである。

山本氏は高齢とはいえ、150年以上前のアイヌの生活を経験したわけではない。しかしその発言と実践からは、アイヌの長い歴史と誇りが感じられる。

### 3 核のごみの「時間」

核のごみは和人やアイヌと異なり、人格を有しないので時間の観念もない。しかし科学的にその毒性を管理するに当たり時間が問題となる。高レベル放射性廃棄物に含まれる物質のうち、放射性炭素14は半減期が2500年、放射性トリウム232は140億年 (Cramer, Ben ed. al. 2004:73)であり、一般にその毒性が自然に消えるまで、10万年とも100万年ともいわれている。フィンランドで建設中の核のごみ処分場「オンカロ」を紹介するドキュメンタリー映画の邦題は『10万年後の安全』<sup>2</sup>となっている。すなわち、和人の「時間」と比べて途方もなく長いだけでなく、アイヌ民族のそれとも桁違いである。

10万年後に地球があるかどうかさえわからない。核のごみの地層処分が進むフィンランドでは、毒性が消えるまでの期間、どうやって埋蔵物が危険であることを未来の人類に知らせるかという議論がなされている。好奇心を持って子孫が掘り出し、被ばくする危険を避けるためである。

私たちは縄文時代の遺跡を発掘し、人骨や道具を掘り当てると喜ぶ。過去の人類の歴史を知りたいからである。将来の人類も、数千年前の人類の歴史を知りたいと、核のごみ処分場を危険と知らずに掘り返すかもしれない。

### 4 時差がもたらすもの

以上にみた和人、アイヌ民族、核のごみの「時間」の差は何をもたらすのか。



写真1：山本栄子氏（左）  
（藤戸康平氏撮影）

<sup>2</sup> 原題では“eternity”（永遠）となっていて更に長い。



和人の時間は非常に単純な概念である。自分一代が生きている時間、すなわち年齢が70代であれば長くとも20年、60代であれば30年程度を念頭に、その間の地域開発を考える。6年間で90億円になるかもしれない交付金は魅力的である。施設建設が始まれば土木建設業界やその関連産業も儲かるだろう。

放射能が漏洩すればという心配には、最初の数十年さえクリアすれば後のことはあまり関心がない。そもそもある日突然大爆発を起こして放射能を撒き散らす原発と異なり、核のごみ施設の被害はゆっくりと目に見えにくい形で現れるだろう。あるいは推進の専門家が言うように、まったく漏れ出さないのかもしれない。

これに対して、アイヌ民族の考え方は次元が異なる。3万年ないし1000年もの時代を遡る祖先に土地を貸して、自分が引き継いだ大地はさらに1000年ないし3万年先の子孫からの借り物だと考える。自分たちだけのものではないので、汚すわけにはいかない。ましてやその汚れが10万年も消えないものなら、なおさらのことだ。

そこには自分が生きている間に放射能汚染で被害に遭うか遭わないかというような、短絡的な話は問題とされない。交付金で豊かになると言われても、大地こそが自分たちを養ってくれるという思想とはかみ合わない。

そもそも核のごみは原発から出るものであり、その原発は60年間ほどこしか電気を作らない。その原発を、核のごみ処理の目的が立たないうちに見切り発車してしまったツケが今頃回ってきているという代物である。

「今だけよければよい」という和人自治体やそれを後押しする資本家たちと、東京にいて後から併合した北方の島への思い入れを持たない官僚や政治家、悠久の時のなかに自身を位置づける先住民族、その時差はあまりに大きく議論をしてもかみ合いそうにない。

### Ⅲ アイヌ民族の「空間」と核のごみ

#### 1 寿都町・神恵内村

寿都町は後志管内の日本海沿岸に位置する自治体で、面積約95平方キロメートル、地勢は山林と原野がほとんどを占める。人口は2,720人（2022年）、ナマコ、サケ、ホッケなどが獲れ、漁業を中心とした町である（寿都町HP）。

町内の朱太川（しゅぶとがわ）周辺に縄文およびアイヌの遺跡が発見され、その地名もアイヌ語のスツ（「茅のある川」の意）が語源であることから、アイヌ民族の住む土地であったことがわかる（寿都町史）。

1669（寛文9）年、ここに和人が集落を開設、「寿都」の名で正式にアイヌとの商場となった。19世紀初頭、寿都場所のアイヌは19戸、和人は6戸と記録されている。その後、江戸末期から明治にかけてニシンの大漁を契機に和人が押し寄せ、持ち込まれた天然痘や労働搾取が原因でアイヌは内陸部へ移住した。この状況を平山は、

(寿都場所のアイヌは) 19世紀半ばには、19戸(60人)中41人が天然痘で死亡。シマコマキ<sup>3</sup>への移住もあり、4戸だけになった(平山 2016: 37)。

と述べている。そして現在はアイヌがほとんど住まない自治体となっている(写真2参照)。

一方の神恵内村は、同じく後志管内の日本海沿岸に位置するが、面積約148平方キロメートル、人口789人(2022年)を擁する(神恵内村HP)。積丹半島の南岸にあり、山が海に迫って平地はほとんどない(写真3参照)。明治期のニシン大漁の歴史があり、今も漁業を中心とした集落である。



写真2：寿都町航空写真  
(出典：朝日新聞デジタル 2021)



写真3：神恵内村中心部航空写真  
(出典：北海道新聞 2020)

村の名はアイヌ語のカムイ・ナイ(「美しい神の沢」の意)から来ている。寿都町と同様に、もともと居住していたアイヌ民族は感染症や和人からの強制労働が原因で、内陸へ移住してしまい現在は皆無である。この状況を平山[2016]は次のように述べる。

(古宇場所のアイヌは) ニシン漁を営みながら安定した集落を保った。19世紀には和人の侵入があり、天然痘の被害を避けて移住する者もいた(同掲書: 44)。

なお神恵内村は泊原子力発電所が立地する泊村に隣接するため、毎年交付金が入る。

このように両自治体ともアイヌ人口がほぼ皆無の状態のなか、別の地域に住むアイヌの人々にとってこの場所は空間的にどのように認知されるのか。

## 2 北海道島

2021年9月から2022年5月にかけて、核のごみ処分場計画に懸念を表明しているアイヌの人々に聴き取り調査を実施し、「どこからどこまでをアイヌモシリとして、自身の故郷だと考え、土地を守るために処分場に反対するのか。」という質問を投げしてみた。対象者は白老(2名)、阿寒(3名)、札幌(3名)、函館(1名)、東京(1名)に在住の全10名である。

<sup>3</sup> 現在の島牧村。寿都町の南西約16kmの日本海沿岸に位置する。



白老在住の作家、宇梶静江氏（90代女性）からは「現在北海道と呼ばれている島全体」との答えが返ってきた。札幌在住のA氏（30代女性）も、北海道島全体との回答である。このように全10名中、9名が北海道島全体を故郷と考えるとの返答であった。

例外の1名は、釧路生まれで10歳まで育ち、その後東京在住のB氏（50代女性）で、「母方の祖父が択捉島出身で、北海道島だけでなくこちらにも思い入れがある。」との回答を得た。2021年11月、札幌で核のごみ施設に関するイベントで15人のアイヌの人々がステージに上がり反対を表明したが、宇梶氏を中心に、いずれも札幌、白老、阿寒など、立地場所とは離れた地域に在住の人々であった（吉井 2022：97-99）。

筆者による聞き取りで、アイヌがほとんど住んでいない後志を区別して見なす主旨の回答は皆無であり、少なくとも北海道島全体がアイヌモシリとして認識されている。

歴史的には樺太や千島列島、さらには東北地方にも広がっていたアイヌ民族の居住地域だが、今は主に日本の版図である北海道に限定した空間認識で、アイヌの人々が反対しているようである。特に現ロシア領にルーツを持つ人々以外はそうであるようだ。

これはベトナムのチャム人が、原発事故で住めなくなる場所を概ねニントゥアン省内と考えて反対しているのに比べて、大いに広範囲である。そこには、直接の健康被害が自分自身に来ることはなくても、先祖から受け継いだ大地を大切に、北海道島全体を将来世代に引き継ぎたいという思いがある。原発事故を想定して、半径30キロ圏内を線引きするような考え方は、そこにはない。

この状況は、辺野古新基地建設に反対を叫ぶ沖縄県民が、同基地に離発着する予定のオスプレイの騒音や墜落の危険がまったくくないような場所からも、座り込み運動に参加していることとも同様であると考えられる。

### 3 東北地方

歴史的には東北地方にアイヌが居住していた時代があり、それはアイヌ語源の地名にも示されている。たとえば、青森県下北半島の突端に建設中の、日本電源の大間原発は大間町奥戸（おこっぺ）地区にある。奥戸はアイヌ語地名である。この対岸の函館市は原発20キロメートル圏内に入り、危険だとして自治体も市民も一緒になって反対している。

その他にも、下北半島では東北電力の東通原発も建設中だし、半島付け根の六ヶ所村には核燃料再処理工場がある。

これら東北地方の核関連施設について、アイヌモシリにある施設としてアイヌ民族から反対の声は上がっていない。唯一、2012年に函館アイヌ協会長の加藤敬人氏が大間原発建設差し止め訴訟のなかで、アイヌ民族としての反対意見を陳述している。以下、野村[2015]より引用する。

十二月二十七日、第八回口頭弁論が開かれた。意見陳述は北海道アイヌ協会函館支部の加藤敬人さんが、大間原発が事故を起こしたときの不安について陳述した（野村 2015：141）。

しかし加藤氏の陳述は、大間をアイヌモシリと見なして土地を汚すなという主旨ではなく、事故が起こればすぐに対岸の函館に放射能が飛んでくるという不安を訴えての反対であった。遠隔地に住むアイヌが、後志の核のゴミ施設に反対するのは異なる考え方である。

同様に、過去にアイヌ民族が暮らしたはずの新潟県、宮城県、そして福島県にも多くの原発が存在するが、アイヌ民族からこれらを「東北地方にある私たちの土地を汚すもの」としての反対の声は上がらない。福島原発事故についても、あくまでばら撒かれた放射能による汚染を心配しているだけのようである。

このように、アイヌの人々の認識は主として北海道島全体を「私たちの土地」と見なし、それを汚染するものを埋めることを拒否しているのである。そこには何十キロメートル圏内に何人が居住していて被害を受けるという風な、具体的な被害想定はなく、とにかく土地を汚すなという観念的な思いが見られる。琉球弧全体を「わった一島」と見なして、基地建設に反対する沖縄人とも通じる思いであろう。

#### IV 何が必要か―核と先住民族―

##### 1 ドイツの倫理委員会

2011年4月、ドイツでは福島原発事故を受けて同国における今後の原発政策を議論するに当たり、アンゲラ・メルケル首相が倫理委員会を招集した。17人の委員には、宗教、哲学、経済、社会学者、化学メーカーなどさまざまな分野の人が就任し、2か月余りの短期間で原発の倫理面について討議した。ドイツが自国の原発をどうするかという直近の問題以外にも、核廃棄物の処分についても議論したという（安全なエネルギー供給に関する倫理委員会 2013）。

政治でも経済でも財務でも医学でも工学でもない、倫理である。それは発電を含めた核技術が、多分に倫理的な命題を含んでいるためであろう。とりあえず事故を起こしたのは日本の原発であったが、これをきっかけに、「私たちは将来世代に核のごみを残してもよいのか。それは倫理的にどうなのか。」といまいちど問うてみる必要が、日本の政策決定者や市民にもあるように思う。

アイヌの人々はすでにこの問いへの答えを即座に示すことができる。少なくともこれまで聴き取った10名余りの人々は、全員が、土地を汚すわけにはいかない、大事に将来世代に引き継ぐ必要があると主張していた。

先住民族ではない、ドイツ政府による当時の取り組みを和人が今からでも参考にすべきと考える。この委員会での結論を元に、ドイツは2022年までの脱原発を決定、同年2月に始まったウクライナ危機によりエネルギー供給に不安を抱えたため2023年4月までに先送りされたが、脱原発の路線は変わっていない。

##### 2 核関連施設が先住民族の地へと向かう理由

ウラン鉱山に始まり、核燃料製造工場、原子力発電所、使用済み核燃料再処理工場、核のごみ処分場等、発電に関するものだけでも核関連施設の立地は先住民族の地に向かいやすい。

これには複数の理由があるように思われる。

第一に、最も考えつきやすいのが、多数民族による先住民族への差別、そして放射能を出すような迷惑施設を弱い人々のところに押し付ける差別の構造である。ベトナムの場合は、同国初の原発を建設するに当たり複数の候補地が挙がったなかで、先住チャム人の地が選ばれている。ニントゥアン省人民委員会主席（日本の都道府県知事に相当）の女性は、原発を同省に誘致したあと、任期を終えると家族と共にさっさとホーチミン市に移住してしまった。

ベトナムはもともと現首都のハノイ周辺でベトナム人が建てた国であり、徐々に南下してチャンパ王国やクメール王国の土地を奪って建国されている。最初の原発が南部のチャム人の集住地域に定められたのは、民族としての思い入れの少ない場所という意味合いもあるだろう。

北海道の場合は、明治維新後にそれまでの蝦夷地がこのように命名され、日本国の版図に編入された。そこに住むアイヌ民族を「日本人」とすることで、日本国民の住む土地、すなわち日本の領土であると、ロシアに対して主張したのである。

ハノイ政府がベトナム南部に対して抱く心情と同様に、北海道は東京の政府が思い入れの少ない土地として「捨て石」にしやすい状況がある。沖縄は太平洋戦争時の地上戦で、本土決戦までの時間稼ぎを目的とする捨て石となったが、同様に北海道も核のごみ捨て場としての捨て石になりかかっている。

2022年5月31日、神恵内村に隣接する泊村の原発に関し、札幌地裁が民事訴訟で津波対策の不備を理由に運転差し止め判決を出した。これに対し、原告団長で泊村民の斎藤武一氏は記者会見の場で、「北海道電力も再稼働に意欲を持っていない。しかし核のごみ処分場を受け入れさせるためには、北海道でも原発で発電しているという実績が必要だと、国が再稼働を強制している。」と述べている（脱原発弁護団全国連絡会：2022）。まさに、東京から思い入れの少ない北の地に、核のごみを押し付けようという構図である。ただし、この場合押し付けられて訴訟に踏み切ったのは斎藤氏を始めとする地域の和人参住者であり、同じく押し付けに苦慮しているのはやはり北海道在住の和人参住者である北海道電力関係者であろう。

核関連施設が先住民族の地に向かう第二の理由は、そういう施設を建てることで地域開発を図ろうとするような遅れた地域に住んでいるのが、先住民族だったというものである。世界のどこでも、先住民族は後からやって来た多数民族に押しやられ、最も農耕に適した交通の便のよい場所を取られてしまうことが多い。そして多数民族が欲しがらない、やせた土地や不便な場所に住みつかざるをえない。

そういう先住民族の住む場所が、最も土地の価格が安くて投資しやすく、住民の力も弱いことから施設を押し付けやすく、経済的に遅れた地域だから開発に力を入れようというインセンティブも働きやすくなる。

以上二つの理由から、核関連の迷惑施設が先住民族の地に向かうという構図ができていると考えられる。そして、その迷惑施設に反対しようとするならば、多数派の和人も、少数派の先住の人々も、一緒になって協力し、押し付けてくる側に対抗していく必要があるだろう。

2021年夏から2022年春にかけて、道南各地で泊原発、大間原発、そして核のごみ処分場に反対する市民団体を数カ所訪問、調査を行った際、必ず投げた質問が、「活動されるなかでアイヌの人はおられますか。」だったが、運動をする人々は一様に困惑の表情で、「この町ではあちらの方に住んでおられますが、知り合いもいないし、特に声がけもしていません。」「きっかけがないので。」等々の答えが返ってきた。

「小学校のとき同級生に何人かおられました、私は差別していません。」との証言も口々に聞かれた。活動に誘わないことが差別にならないだろうか。

その意味で、2011年11月、「核のごみを考える市民会議」が札幌で一大イベントを開いた際に、第3部でアイヌの人々を集めた意見表明の場を設けたことは、非常に画期的だったと思う。

## おわりに

アイヌの人々は、「人間のコントロールできないものを、人間は作ってはいけない」という民族伝来の思想を皆一様に語っていた。核を用いた技術は、その「コントロールできないもの」に当たる。そこには、弥生時代以降、クニを建てて権力を集中し、周辺を征服して産業振興を図っていった多数民族の生き方とは異なる思想がある。そして歴史を見ても、先住アイヌの方がよほど持続可能性において優れている。3万年に渡る持続がそれを実証している。

小熊は、その著書で1890年代より北海道庁でアイヌ教育方針をまとめた北海道師範学校教頭の岩谷英太郎について言及している。岩谷は、「アイヌ人は実に劣等なる人種」であり、彼はその理由として将来に希望がないこと、貯蓄心がないこと、飲酒、衛生、規律、怠惰、賭博、虚言、詐欺等、の欠点を列挙した上で、対ロシアの観点からこれを日本人として包摂し、同時に対内的には和人と別の学校を設けて教育するなどの排除を打ち出し、「漸化主義」を唱えている（小熊 1998：61-66）。

また1899年に制定された「北海道旧土人保護法」は、この考えに沿ったものであったが、驚くべきこの「土人」という名称が使われたまま1997年まで存続していた。

全国の原発で出た核のごみを北海道に集めて処分するという計画は、このヤマトからのアイヌ民族差別の延長上にあるように思えて仕方がない。

作家で詩人の花崎皋平に、次のような詩句がある。

(…)

大規模な石油火力発電所<sup>4</sup>を建て 次には原子力<sup>5</sup>ときた  
高度経済成長のまっただ中  
開発庁長官は言った「北海道は真っ白なキャンバスだ。  
思うがままに塗りつぶす」

<sup>4</sup> 伊達火力発電所を指す。1974年着工、1978年稼働。アイヌ漁民を含む地元住民による激しい反対運動が起こった。

<sup>5</sup> 泊原子力発電所のこと。1984年着工、1989年営業運転開始。

わたしたちは怒った  
ここは先住アイヌ民族のモシ、  
それをなんと傲慢  
今に続くまるだしの植民地支配根性だと

(…)

(花崎 2022：64-65)

作者の花崎は東京出身の和人だが、アイヌ民族を代弁して和人による急激な自然破壊と開発に異議を唱え、実際に反対運動に参加している。詩句のなかで「原子力」というのは泊原発を指すが、その延長上に本研究で取り上げた核のごみ処分場が位置づけられる。昭和の高度経済成長期の「思うがままに塗りつぶす」政策が、今も続く。

吉井 [2022] で聴き取ったアイヌ文化研究者、本田優子札幌大学教授からは、核のごみ施設計画に関して「アイヌ文化を尊重している和人のひとりとして、アイヌ民族に対して非常に恥ずかしい。」との発言があった(吉井 2022：97)。そして同教授はその思いを2021年11月、札幌で開催された核のごみ問題を考えるイベントで、アイヌ民族セッションを設け、反対を呼びかける場を提供するという行動に結びつけている。

本研究から結論づけられるのはアイヌの先住民族としての権利を、国際条約に従って尊重すべきだという国際法上の問題だけではない。和人からアイヌ民族への差別をなくせという問題だけでもない。もっと人類の持続可能性の確保に目を向け、それを実現してきたアイヌ民族から謙虚に学ぶ姿勢が、多数民族である和人に求められているように思う。

60年間ほどの発電のために核のごみをどんどん増やし、10万年後の子孫にまでツケを回す民と、3万年前の祖先から土地を大事に受け継ぎ、これを子孫からの借り物だと尊重する民、人類の持続可能性という観点から判断するとき、いったいどちらが「劣等なる人種」なのか。核のごみ処分場の問題を機に、考え直す必要があると考える。

## 【謝 辞】

貴重なお話を聴かせてくださったアイヌの皆様と本田優子札幌大学教授、そして北海道の市民の方々、同行案内をしてくださった元北海道護憲ネットワーク代表の瀬尾英幸氏に心よりお礼申し上げます。

本研究は2021年度宇流麻学術研究助成基金研究助成および2022年度沖縄大学特別研究助成費をもとに実施した。ここに記して貴重な支援にお礼申し上げます。

## 【引用文献】

安全なエネルギー供給に関する倫理委員会 (2013) 『ドイツ脱原発倫理委員会報告—社会共同によるエネルギーシフトの道すじ—』 大月書店

朝日新聞デジタル (2021) 『核のごみ』 示される民意 北海道寿都町長選が告示 調査の賛否問う

10月21日付、<https://www.asahi.com/articles/ASPBP6QZLPBPIIPE005.html> (2022/12/26)



- Cramer, Ben & Saisset, Camille (2004) *La descente aux enfers nucléaires - Mille milliards de becquerels dans la terre de Bure - , L' esprit Frappeur*
- D' Allens, Gaspard & Fuori, Andrea (2017) *Bure, la Bataille du Nucléaire*, Seuil
- 脱原発弁護団全国連絡会 (2022) 『2022-05-31 札幌地裁・泊原発運転差止判決についての記者会見』 <https://www.youtube.com/watch?v=bbTfanDA-aE> (2022/06/03)、映像資料
- 榎森 進 (2008) 『アイヌ民族の歴史』草風館
- ハーゲン、エドガー (Hagen, Edgar) (2013) 『地球で最も安全な場所を探して』(原題：*Journey to Safest Place on Earth*) スイス、映像資料
- 花崎皋平 (2022) 『詩集 アイヌモシロの風に吹かれて』クルーズ
- 平山裕人 (2016) 『アイヌ地域史資料集』明石書店
- 平山裕人 (2018) 『地図で見るアイヌの歴史』明石書店
- 北海道アイヌ協会「19世紀前後のアイヌモシリ」  
<https://www.ainu-assn.or.jp/ainupeople/history.html> (2022/11/29)
- 北海道環境生活部 (2013) 『北海道アイヌ生活実態調査報告書』  
[https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/5/5/7/2/6/5/7/\\_/2%E5%B9%B3%E6%88%9029%E5%B9%B4%20%E5%8C%97%E6%B5%B7%E9%81%93%E3%82%A2%E3%82%A4%E3%83%8C%E7%94%9F%E6%B4%BB%E5%AE%9F%E6%85%8B%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8.pdf](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/5/5/7/2/6/5/7/_/2%E5%B9%B3%E6%88%9029%E5%B9%B4%20%E5%8C%97%E6%B5%B7%E9%81%93%E3%82%A2%E3%82%A4%E3%83%8C%E7%94%9F%E6%B4%BB%E5%AE%9F%E6%85%8B%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8.pdf) (2022/06/04)
- 北海道新聞 (2020) 「神恵内村も応募の動き 核ごみ調査 商工会が議会に請願」 9月11日付、  
<https://www.hokkaido-np.co.jp/article/459160> (2022/12/26)
- 北海道新聞 (2021) 「核ごみ反対 アイヌ民族も」 11月22日付、<https://www.hokkaido-np.co.jp/article/614248> (2021/12/25)
- 本間啓子ほか (2021) 「エネルギーの持続可能性と民主主義：寿都町『核のごみ』、『文献調査』応募によせて」海学園大学大学院経済学研究科研究年報、北海学園大学大学院経済学研究科「研究年報」編集委員会 編、第21号、pp.1-10
- 市川守弘 (2019) 『アイヌの法的地位と国の不正義』寿郎社
- インラサラ (2015) 「チャム人と原発建設計画」コラム2、伊藤正子・吉井美知子編著『原発輸出の欺瞞－日本とベトナム、「友好」関係の舞台裏－』明石書店、pp.74-84
- 核ゴミ問題を考える北海道会議HP、<https://h-nuclear-waste-problem.net/> (2021/12/26)
- 神恵内村HP、<https://www.vill.kamoenai.hokkaido.jp/> (2022/05/31)
- 小坂洋右 (2015) 『大地の哲学－アイヌ民族の精神文化に学ぶ－』未来社
- マドセン、マイケル (Madsen, Michael) (2009) 『十万年後の安全』(原題：Into Eternity) デンマーク他、映像資料
- 浪川健治 (2004) 『アイヌ民族の軌跡』山川出版社、日本史リブレット、一章 アイヌ文化  
<http://ktymskz.my.coocan.jp/A/ainu1.htm> (2023/03/09)

- 日本経済新聞 (2022) 「ドイツ、脱原発先送りへ 23年4月まで稼働可能に」 9月6日付、  
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGR05BV30V00C22A9000000/> (2022/12/26)
- 野村保子 (2015) 『大間原発と日本の未来』 寿郎社
- NUMO原子力発電環境整備機構HP, <https://www.numo.or.jp/> (2021/12/26)
- 小熊英二 (1998) 『〈日本人〉の境界—沖縄・アイヌ・台湾・朝鮮 植民地支配から復帰運動まで—』  
新曜社
- 小原 雍 (2022) 「原発核ごみどこへ、調査開始で分断された北海道の町」 日経ビジネス、10月  
13日付、<https://business.nikkei.com/atcl/gen/19/00478/101100027/?P=3> (2022/12/26)
- 小内 透ほか (2018) 『現代アイヌの生活と地域住民：札幌市・むかわ町・新ひだか町・伊達市・  
白糠町を対象にして』 東信堂
- 西郷貴洋ほか (2010) 「高知県東洋町における高レベル放射性廃棄物処分地決定に係る紛争  
の対立要因と解決策」 『社会技術研究論文集』 Vol.7, pp.87-98,  
[https://www.jstage.jst.go.jp/article/sociotechnica/7/0/7\\_0\\_87/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/sociotechnica/7/0/7_0_87/_pdf/-char/ja)  
(2021/12/27)
- 斎藤 稔 編著 (1983) 『伊達火力発電所反対闘争』 三一書房
- 瀬川拓郎 (2016) 『アイヌと縄文—もうひとつの日本の歴史—』 ちくま新書
- 関口裕士 (2021) 『核のごみ 考えるヒント』 北海道新聞社
- シドル、リチャード (2021) 『アイヌ通史』 ウィンチェスター、マーク訳、明石書店
- 新聞「農民」(2020) 「寿都町、神恵内村 文献調査に名乗り“核ゴミ”最終処分場」11月2日付、  
農民運動全国連合会  
<http://www.nouminren.ne.jp/newspaper.php?fname=dat/202011/2020110203.htm>  
(2021/12/28)
- 外岡秀俊 (2021) 「核ごみ 全道で話し、聴き、『共感』」 朝日新聞11月25日付 「道しるべ」 欄  
寿都町HP, <http://www.town.suttu.lg.jp/town/detail.php?id=24> (2022/05/31)
- 寿都町観光案内HP, <https://suttufan.com/tourism/history/> (2022/05/31)
- 寿都町教育委員会編 (1974) 『寿都町史』 寿都町
- 高橋昌幸 編著 (2012) 『懐郷 かもえない』 神恵内村  
[https://www.vill.kamoenai.hokkaido.jp/hotnews/files/00000200/00000203/  
kaikyuu.pdf](https://www.vill.kamoenai.hokkaido.jp/hotnews/files/00000200/00000203/kaikyuu.pdf) (2022/06/03)
- 泊原発の廃炉をめざす会 (2012) 『北海道電力〈泊原発〉の問題は何か』 寿郎社
- 宇梶静江 (2020) 『大地よ！—アイヌの母神、宇梶静江自伝—』 藤原書店
- 山田孝子 (1994) 『アイヌの世界観—「ことば」から読む自然と宇宙—』 講談社 沖大図  
389.11 Y19  
p.33 神話的時間、歴史的時間 p.37 相補的にして二元的な宇宙観
- 吉井美知子 (2016) 「日本の原発輸出とベトナムの先住民への人権侵害」 東アジア共同体



研究所紀要、第2号、那覇、pp.75-87

吉井美知子（2022）「先住民族と迷惑施設に関する研究—アイヌの人々は『核のごみ施設』立地計画をどう思うのか—」沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』第28号、pp.93-102

[市民社会研究]



## 法学の講義 (2)―3

新城将孝\*

### An Introduction to Law (2)―3

SHINJO Masataka

#### 要旨

「国際法主体性と琉球（沖縄）」に着眼し、琉球（沖縄）における国際秩序と近代国際法、現代国際法上の琉球（沖縄）の地位と潜在（残存）主権について考えることとします。また、戦後、米国（米軍）統治下での琉球（沖縄）における戸籍の編成、琉球（沖縄）返還後の沖縄の米軍基地と財産権の侵害についても考察をしていきます。

なお、本稿は、沖縄大学法経学部在職中における法学概論の講義ノート、準備ノートに補筆・訂正、加筆等を加えるものですが、これらのことをスタートとして、時の経過とともに、大幅な加筆・訂正等を行います。本稿に先立つ、「法学の講義」は法経学部紀要第27号（平成29年9月）において掲載しています。

キーワード：国際法主体と琉球（沖縄）、琉球（沖縄）の地位と潜在（残存）主権、琉球（沖縄）における戸籍編成、米軍基地と財産権の侵害

#### 目次

1. はじめに
2. 国際社会における法主体（国際法主体）
3. 国際法主体性と琉球（沖縄）
  - (1) 国際法主体としての「人民」、そして、「琉球（沖縄）人」
  - (2) 近代化と琉球（沖縄）の歴史 （以上、28号）
  - (3) 現代国際法上の琉球（沖縄）の地位と潜在（残存）主権
    - (i) 現代国際法の成立
    - (ii) 戦後における琉球（沖縄）の国際法上の地位

\* 松蔭大学教授・沖縄大学名誉教授 mshinjo@okinawa-u.ac.jp

(iii) 対日講和条約と琉球（沖縄）の地位

- (a) 戦傷病者戦没者遺族援護法の適用等 (以上、前号)
- (b) 戸籍と国籍
- (c) 戦後、米国統治下での琉球（沖縄）における戸籍の編成 (以上、本号)

4. 沖縄にとっての自決権

5. おわりにかえて

(b) 戸籍と国籍

それでは、国家は何故、戸籍を作るのでしょうか。

戸籍は、身分関係の変動（出生、結婚、死亡等の個人的身分関係等）を記録する、国家管理の公文書です。戸籍事務の管掌は市町村長とされ、戸籍事務は法定受託事務となります（戸第1条）。戸籍には、本籍、氏名、出生年月日、実父母の氏名及び続柄、夫婦においては夫又は妻等の記載が行われます（戸第13条）。

ここで、国際法上の国家の資格要件を思い出していただきます。国際法上の国家の資格要件は、領域（領土、領水）、人民（国民）、政府（主権）でした。国家は自らの管轄下にある人民（国民）を統一的に登録し、その管理をします。国際的には国際法上の人民の把握、国内的には徴兵、徴税、労役等、国民の義務履行等との関わりも出てきます。福祉国家の中では、社会保障等との関わりも出てきます。わが国で、戸籍は人口動態の把握、個人の身分関係の把握（個人の識別）の他、私たちが日本国民であることの証明、出生、結婚、死亡、親族関係等、個人の私的身分の証明をするものです。また、広く、扶養手当、健康保険、厚生年金等にも関わってきます。私達、市民（国民）の権利保障をもたらすシステムの一つです<sup>72</sup>。

戸籍は、「市町村の区域内に本籍を定める一の夫婦及びこれと氏を同じくする子」を単位として編製されます（戸第6条）。戸籍に入った原因及び年月日等についての記載も行われます（戸13条）。戸籍簿には本籍（戸籍の所在地）の記載が行われ、系譜的機能も認められます。私たちは、戸籍簿から、自らの出自を検索できます。

国籍は、国家の構成員としての資格を表します。国籍には、対外的（nationality）な側面と対内的（citizenship）な側面とがあります。返還前の琉球住民は、潜在的には日本国籍を持ちます。しかし、政治的権利を含めた日本国構成員としての資格（国籍と市民権（戸籍と住所））は認められていませんでした。琉球の住民は米国国籍がなく、米国市民権もありませんでした。潜在主権論は、琉球は建前では米国の植民地ではないとするも、新しい植民地システム創出（日米両国の新植民地）のための苦心の便法であったともいえます<sup>73</sup>。

まとめますと、琉球住民に対して、日本国の統治権は及びません。政治的権利を含めた日本国構成員としての資格は認められませんでした（潜在主権論に基づく日

本国内の異法地域)。勿論、琉球住民が米国国籍にある訳でもありませんし、米国の市民権もありません（米国内の異法地域）。

先ほど、パスポートの話をしました。パスポートは旅券法に基づき、国籍保有を証明します。旅券制度は国外から入る外国人の入国、国内人口の移動の監視等を、その目的とします。当該個人に対する出入国の許可という政治的意味合いもあります。国防上の問題（人口流出と軍事力の弱体化防止）、人的資源の確保、徴税手段等の利用目的も当然視野にあります。

わが国の国籍法は父母血統主義、父系血統主義、そして、出生地主義も取ります（第2条）。大日本帝国下の国籍法は、父系血統主義にありました。戸籍法との関わりでは、血統が国籍取得の基準となります。戸籍が血統を証明し、得てして、血統は人種、日本人（大和人）の概念に繋がる可能性を残します。

これを、大日本帝国の領域拡大との関わりで見ますと、基本的には日本（大和）民族としての同化政策に繋がってくるように思えます<sup>74</sup>。

大日本帝国は日清戦争（1895年）により、清国から台湾の割譲を受けます。日清講和条約は、台湾住民に対する国外退去または大日本帝国政府の裁量による帝国国籍の取得を明らかにします（第15条）<sup>75</sup>。

ポーツマス条約（日露講和条約：1905年）は樺太住民に本国ロシアへの退去か、在留かの選択権を与えます（第10条）。日清講和条約でみる、大日本帝国国籍取得に関する規定はみられません。日露間の樺太・千島交換条約（1875年）は、露国国籍保有のままの居住を認めています（第5款）。アイヌ住民については、日露いずれかの国籍選択を認めます（付録第4条）<sup>76</sup>。

韓国併合条約（1910年）は、韓国住民の国籍に関する規定を置いていません。国家の併合からは、条理上、当然大日本帝国国籍を持つものと理解されます<sup>77</sup>。

戦前の関東州は、清国からの租借地です（日清間満州に関する条約：1905（明治38）年）。南洋諸島は、委任統治です（第一次世界大戦前は、ドイツの委任統治下にありました）。両者は、それぞれ純粋な大日本帝国の領土（領域）ではなく、大日本帝国の国籍法の適用はありません。住民は、外国籍となります<sup>78</sup>。

北海道の場合、大日本帝国の領土ですので、臣民としての戸籍の整備をしなければなりません。このことは、明治期における沖縄でも同様です。臣民化は、大日本帝国の国家構成員としての確定化を意味します。

北海道住民の臣民化（戸籍編成）は、帝国領土であることの主張の根拠ともなります。北海道では、幕藩時代、本土（本州・四国・九州等）からの移住者の戸籍調査が行われました。アイヌ住民は戸籍に搭載され、日本語の使用、和服の着用等、同化を求められます（戸籍上は「土人」の表記）。後に、明治政府はアイヌの人々を「平民」とし、帝国臣民として統合します<sup>79</sup>。

沖縄においても、身分秩序の改変、名を苗字の下に置くという戸籍秩序の同化、そして、戸籍の編成が行われます<sup>80</sup>。

小笠原では、最初の島民である欧米人について、永住を前提に、民籍への編入が行われました<sup>81</sup>。

以上が大日本帝国の領土拡大（領域確定）に伴う当該地域の住民の国籍・戸籍取得についての概略です。

ここで留意しておくべきは、共通法（1918年：大正7年法律第39号）の存在とあります。共通法は、大日本帝国における地域の法令の適用範囲の確定に関する法です。同法は、「本法において地域と称するは内地、朝鮮、台湾、関東州又は南洋群島をいう」とし、内地に樺太を含めます（第1条）。そして、「一の地域の法令によりその地域の家に入る者は、他の地域の家を去る」とし（第3条1項）、「一の地域の法令により家を去ることを得ざる者は、他の家にはいることを得ず」とします（同条2項）。また、「陸海軍の兵籍に在らざる者及び兵役に服する義務なきに至りたる者に非ざれば、他の地域の家にはいることを得ず。ただし、懲役終決処分を経て第二国民兵役に在る者は、この限りにあらず」ともします（同条3項）。

これらは、国籍は与えるものの、内地（本国）とは異なる法の施行を行うこと、また、外地籍という、内地とは異なる法的身分を与えることを意味します。外地は、異法の地域（植民地）となります<sup>82</sup>。

日本国は、対日講和条約第2条で領土（領域）の放棄をします。このとき、日本国は、朝鮮、台湾の人々に対し、日本国籍の留保について、その選択権を与えていません<sup>83</sup>。これらの地域の人々は、大日本帝国における異法地域の人々にありました。

今日、日本国内において、「内地」の用語を持つ地域は北海道と沖縄・奄美大島です（小笠原においても、使用されている可能性があります）。

北海道はアイヌ居住地（和人居住地以外の地、蝦夷地）の松前藩による統治、徳川幕府による統治、明治維新後の入植者による開拓という歴史があります。琉球は、薩摩藩の進攻（琉球の間接統治と奄美の直接統治）、明治政府による琉球併合という歴史があります。

この歴史的経緯からは、「内地」という用語を持つに、それなりの理由があります。沖縄では「ナイチャー（内地人）」のほか、「ヤマトウー・ヤマトンチュー（大和・大和人）」という言葉があります。自らを「ウチナンチュー（沖縄人）」と表現したりもします<sup>84</sup>。

歴史的にみると、奄美大島は琉球に属する地域でした。対日講和条約でも沖縄と一緒に、日本国から切り離されず。

対日講和条約の翌年（1953年）、奄美諸島は他の地域より先に日本国への返還が行われます。これは薩摩侵攻後における、奄美の地位（直接統治）にあるかもしれ

ません。当時、二島分離案、琉球文化の影響が強いといわれた沖永良部島と与論島を残した、日本国への奄美返還案もありました。もう一つ留意すべきは、対日講和条約時、北緯29度以北の琉球は日本国に帰属し、北緯29度以南の琉球が米国の統治権下に置かれた点です<sup>85</sup>。

(c) 戦後、米国統治下での琉球（沖縄）における戸籍の編成

それでは、以下、米国統治下の琉球での戸籍編成についてみていきます。

戦後の沖縄県の国際法上の地位は、ニミッツ布告による軍事占領から始まります。ニミッツ布告第1条は、「本官の職権行使上のその必要性を生ぜざる限り居住民の風習並びに財産権を尊重し、現行法規の施行を持続する」とします。連合軍の占領支配に支障の生じない範囲において、沖縄で行われている慣行や法規の適用を認めます。戦時国際法の適用となりますが、占領支配に支障の生じない範囲において、占領前の大日本帝国の法の適用が行われます<sup>86</sup>。すなわち、沖縄（琉球）には、住民の財産・身分等に関する大日本帝国憲法下の旧民法、旧戸籍法が効力を持つことを意味します。

この取扱いは、対日講和条約以降も基本的に同様です。具体的に、米国大統領行政命令（「琉球列島の管理に関する行政命令」第1071号1957年6月5日）による統治が行われますが、米国大統領行政命令前文は、「憲法（米国連邦憲法）により本官に与えられた権限に基づき、かつ合衆国大統領及び合衆国軍隊の総指揮官として、ここに次の通り命令を發布する」とします。

この米国大統領行政命令は、琉球における最高法規となります。そして、今一度留意すべきは、米国大統領行政命令は、対日講和条約に基づく米国内法であるということです。米国はその下で、琉球における最終の法令制定権等を持ち、米国大統領及び合衆国軍隊の総指揮官の指揮の下で、琉球列島米国民政府（USCAR）を保有します。琉球の統治は、琉球列島米国民政府長官（後に、高等弁務官：現役軍人）に委ねられます<sup>87</sup>。大統領行政命令は琉球の直接統治と、民政府長官（高等弁務官）による法令公布権等を認めます。

米国民政府布令第6号「琉球政府章典」（1952年2月）は琉球住民の戸籍に関し、「琉球住民とは、琉球の戸籍簿にその出生及び氏名の記載をされている自然人をいう」とし（第3条1項本文：属地主義）、琉球の戸籍簿に記載された者を琉球住民とします<sup>88</sup>。

1952年、琉球政府が発足し、琉球立法院における民立法もスタートします。琉球住民の戸籍等に関しても、立法が行われることとなります。ただ、琉球立法院による制定民法（新民法）の施行は、1957年1月です。大日本帝国（1947（昭和22）年の制定）に遅れること、10年です<sup>89</sup>。勿論、琉球での最高法規は米国大統領行政命令で、琉球立法は対内的（琉球）に限定適用されます。また、琉球立法院での立法は、



米国民政府高等弁務官による国防長官への報告、国防長官による米国議会への報告を必要とします。琉球における対内的手続きは、琉球政府各局（主管局）から送られてきた立法案を琉球政府法務局において審議し、主管局へ返送します。主管局は局長会議に立法案を提出、局長会議の了承を得て、米国民政府（高等弁務官）の了承を得ていく形となります。米国民政府（高等弁務官）の了承が得られますと、行政主席名での立法勧告、立法院における可決となります。立法院で可決された立法案は行政主席に送付され、主管局は米国民政府と調整をし、高等弁務官の承認を得ます。高等弁務官は米国大統領行政命令第11条に基づき、総ての立法案を拒否することができます。高等弁務官の承認を得た立法案は、琉球政府行政主席による署名をもって琉球の法となります<sup>90</sup>。これら琉球の法は、琉球、そして、琉球住民に適用されます。基本的に、琉球住民にない日本国民には適用されません。法抵触が生じたとき、それぞれ、準国際私法ないし国際私法を必要とします。

沖縄（琉球）において、戸籍の編成は、米軍による捕虜収容所での戸籍編成がその始まりといわれます。その後、「臨時戸籍」の編成が行われます。1946（昭和21）年の沖縄民政府総務部長による「臨時戸籍事務取扱要綱」に基づきます。市町村長が戸籍事務を管掌し、現居住者を対象とします。ただ、実際は、物資配給のための台帳にあったともいわれます。終戦直後、家族は分散の状況にあり、戸籍編成も、当事者申請に基づくといわれます。

この事務取扱要綱は、基本的に、大日本帝国憲法下の戸籍法（大正3年の旧戸籍法）と同じ文言・記載方式にあったといわれます<sup>91</sup>。

本格的な戸籍整備は、戸籍整備法（1953年立法第86号）によることとなります<sup>92</sup>。臨時戸籍では身分関係等の確認が必ずしも十分でなく、本格的な戸籍整備は急務にあったといわれます。

この中、前述、戦傷病者戦没者遺族等援護法（1952（昭和27）年）の適用が行われます。しかし、琉球に旧戸籍簿はなく（戦災消失等）、遺族援護事務に支障をきたします。

前述の臨時戸籍は住民台帳の機能を持ち、現住者を対象とします。また、琉球政府章典は、琉球住民を「琉球の戸籍簿にその出生及び氏名の記載をされている自然人をいう」とします（第3条1項）。大日本帝国法の適用があるところからは、戸籍の登載対象者は沖縄の戸籍が戦災により滅失した当時、沖縄に本籍を有していた者も含めることとなります（属人主義）。沖縄に戸籍を有していた者であれば、日本国在住者、日本国以外の地に居住している者も登載対象者となります。ところが、琉球政府章典は、「琉球に戸籍を移すためには、民政副長官の許可を要し、且つ、日本国以外の外国の国籍を有する者又は無国籍の者は、法令の規定による場合の外、琉球の戸籍にこれを記載することができない。但し、琉球政府は外国人のた

め特別に任意戸籍簿を作成し、運営し且つ維持すべく現行の琉球人戸籍法と概して同程度の範囲及び効力を有する適当な法令を制定する権限を有する。なお、外国人戸籍簿の作成又は記載にまつて自動的に琉球人又は琉球列島への法的入域者若しくは琉球列島居留民としての資格が与えられるものではない」とします（3条1項）。米国民政府指令第5号「永住許可について」（1954年6月21日）は高等弁務官の認める永住者として、①1954年9月2日以前に、現在琉球列島と定義されるところに居住していた者で、その後、引続き、同島に居住している者、②軍の引揚計画により琉球列島に入域した者、③前に、民政副長官によって永住のための入域を許可された者として（第2項）。米国民政府指令第6号「琉球列島への転籍」（1954年7月23日）は、琉球列島への転籍希望者は転籍申請書に①副長官の永住許可書、②日本にある本籍地の市町村長が発令する戸籍謄本を添付し、琉球政府法務局経由で副長官に提出することを求めます（3条）。琉球列島出入国管理令（米国民政府布令第125号 1954年2月11日）は、琉球列島居住者を「琉球列島に本籍を有し、且つ琉球に現在居住している者」とします（3条）。琉球住民の渡航管理（1955年8月13日 米国民政府布令第147号）は、琉球住民とは「琉球列島に本籍を有し、且つ、現在琉球列島に居住している者をいう」とします（2条）。このように、琉球住民は琉球列島における本籍要件を備え、現実居住要件を求められます。このシステムは、日本国（大日本帝国）戸籍制度の基本原則を受容するものではありません。属地主義の観念が強いといえます。さらに、琉球政府章典第3条1項但書「琉球に戸籍を移すためには、民政副長官の許可」を必要となりますと、そこでは無国籍者出現の可能性を残します。例えば、日本国に在住し日本国の戸籍を持つ者（沖縄人）が琉球への転籍のため日本国の市町村に届出をし、受理され、除籍されます（日本国法）。その後、米国の民政府副長官に琉球への戸籍移動の許可申請をします。民政副長官の許可が行われなかったとき、申請者は無国籍者となる可能性がでてきます。勿論、琉球住民との婚姻や養子縁組のとき、琉球に戸籍を移すには民政府副長官の許可が必要となります<sup>93</sup>。

琉球が日本国の潜在主権下にあるなら、琉球住民の戸籍編成は本来、日本国の責任において行われるべきものです。日本国の戸籍法が属人法に属するものと考えれば、なおさらのことです<sup>94</sup>。加えて、問題は、琉球戸籍法の効力が日本国内において認められるかということです。日本政府は、琉球の市町村長は日本国の戸籍法1条にいう戸籍事務管掌者でない、琉球の戸籍は日本法の下での戸籍の効力を認められるものでないとして<sup>95</sup>。琉球の法は日本国において法としての効力を認められない、日本国政府はこの建前論を展開します。そして、便法として、日本国政府は琉球住民の戸籍を日本法の下で管理するため福岡市に沖縄関係戸籍事務所を設置し、琉球住民の戸籍事務の取扱を行うとします（昭和23年9月24日民事甲第3122号

民事局長通達、昭和27(1952)年4月19日民事甲第438号民事局長通達<sup>96</sup>。その後は、「沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令」(昭和23年9月30日政令第306号、改正；昭和27年1月19日政令第5号)に基づき福岡司法事務局(後に福岡法務局)において取り扱います。

しかし、琉球は米国の統治権下にあり、日本国の統治権は及びません。日本国は不統一法域となり、琉球は日本国にとって異法の地域となります。日本国は琉球において、日本国の民法・戸籍法の施行をすることはできません。また、琉球の市町村長は、日本国戸籍法1条にいう戸籍事務管掌者ではありません。例えば、琉球が旧民法下にある当時、日本国の市町村長が琉球の市町村長からの戸籍届出の送付を受けたとき、その正式受理はどのようであったであろうか。かなりの困難を伴うものであったであろうとは思えます。

一方で、琉球では、旧民法・旧戸籍法の廃止をするに、琉球法の立法を必要とします。この時点で、琉球の法は、大日本帝国憲法の下での旧民法であり、旧戸籍法です。琉球での新民法の施行は、1957年1月1日からです。勿論、琉球には独自の憲法はありませんし、大日本帝国憲法または日本国法律の改正権也没有。

いずれにしても、琉球の戸籍整備法にいう「琉球住民」は琉球での本籍の有無、居住によって決定されます(琉球政府章典3条1項参照：「住民」の概念は、住所所在に基づく概念と考えられます)。米国統治下の琉球において、日本国の潜在主権の下、日本国に国籍はあるというものの、その実態は「琉球住民」に、日本国の戸籍や住所はなく、法制上の日本国国民としての概念もありませんでした。勿論、日本国国民としての保障もない状況です。

これらは琉球を米国における異法地域(植民地)と認識していくか否かの問題ともなります<sup>97</sup>。少なくとも、日本国法に基づく戸籍の編成・実施には、米国の承認を必要とします<sup>98</sup>。

話を変えます。周知のように、国際法上、公海を航行する船舶は国旗を掲げる義務があります。公海における秩序維持のためです。一般に、国旗は、国家を象徴する標識と理解されます(広辞苑)。公海では、旗国主義が取られます。国旗は、統治権の象徴と考えられます。日本国への返還前、琉球に国旗はあったのでしょうか。私自身、小さい頃、小学校・中学校の頃ことですが、記憶にあるのは、お正月のとき、各家庭では「日の丸」の掲揚がありました。入学式、卒業式のときの「日の丸」の掲揚、「君が代」斉唱等もありました。沖縄返還運動の行進隊列の中の「日の丸」を掲げて、とのこともあったように思えます<sup>99</sup>。

しかし、当時、琉球は米国の統治下にあり、日本国の潜在主権下にありました。「日の丸」は、琉球で掲揚できるものであったのでしょうか。「星条旗」の掲揚となるのでしょうか。琉球が独立国であれば、独自の国旗がある(べき)ということにもなります<sup>100</sup>。

北緯30度以南の琉球（南西）諸島は、若干の外郭地域の行政分離に関することに  
関する覚書三A（連合国最高司令官総司令部 1946（昭和21）年1月29日）より、  
大日本帝国の範囲から除かれました。ここでは、大日本帝国国旗である「日の丸」  
の掲揚は、禁止されます。具体的に、戦時刑法（1945（昭和20）年4月1日（46年  
民公2））により、大日本帝国（日本国）の日の丸の掲揚及び君が代の唱弾は処罰  
の対象とされました<sup>101</sup>。その後、米国民政府は1952年2月27日布令65号をもって、  
国際信号旗、D（デルタ）旗の端を三角に切り落とした旗（琉球船舶旗）の掲揚を  
義務づけました<sup>102</sup>。しかし、1962年、インドネシア領モロタイ島の北方海上で、「第  
一球陽丸」（マグロ漁船）がこの琉球船舶旗の下、インドネシア海軍機からの銃撃  
を受けました。4人の死傷者が出ました（第一球陽丸事件）。銃撃の理由は、「第  
一球陽丸」の国籍不明です。デルタ旗が国籍旗としての役割を果たすものでないこと  
の証左です<sup>103</sup>。

この事件は政治問題化され、後に、日米首脳の会談（佐藤・ジョンソン会談：  
1965年1月13日）が行われ、琉球船舶規則（高等弁務官布令第57号：1965年3月4  
日）の公布が行われました。新たな琉球船舶旗の掲揚が認められました。新しい旗は、  
二つの旗（特別旗）にありました。一つは、「琉球（RYUKYUS）」という英字と  
漢字の二等辺三角形の三角旗（上部）で、もう一つは日の丸の旗（下部）です<sup>104</sup>。

米国統治下の琉球は、日本国の潜在主権にあるというものの、単独での日の丸の  
掲揚はできませんでした。勿論、前述、米国国旗（星条旗）を掲げることもできません。

琉球の国際法上の地位は、極めて不安定で、混迷の状態にありました。日常生活  
において、大きな影を落としていました。

戻りまして、これらのことを戸籍において、みて行きます。前述、パスポートの  
発給には戸籍謄本（抄本）が必要です<sup>105</sup>。琉球でも、戸籍の作成をしなければなりませ  
ん。しかし当時、日本国政府は、琉球での戸籍整備法の立法化には否定的でした。  
理由は、日本国政府が作るからということでした。確かに、日本国政府は、昭和23  
年9月24日民事甲第3122号民事局長通達、昭和27（1952）年4月19日民事甲第438  
号民事局長通達、「沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令」  
（昭和23年9月30日政令第306号、改正；昭和27年1月19日政令第5号）に基き福岡  
市で琉球住民の戸籍事務の取り扱いを行いました。ただ、例えば、戦前の共通法  
が如き、準国際私法の制定はありません。

福岡の沖縄関係戸籍事務所、福岡司法事務局（福岡法務局）での業務は、戸籍再  
製のための作業ではなく、日本国滞在の琉球の人々の申請の受付、在外領事館から  
の戸籍関係書類の受理に限られていました。また、そのようなことしかできなかった  
といわれます。その中では、琉球に本籍を持つ者が在外領事館を通して日本政府  
に国籍留保の届出をしてきたとしても、基本戸籍のない福岡の沖縄関係事務所

籍作成は可能であったのでしょうか。疑義が、生じてきます。

一方で、琉球では、日本国法の下での戸籍編成はできません。日米両国の異法地域にある琉球では、もろもろの立法不備があります。その下で、独自の法制定、戸籍の編製をしなければなりません。日本国法を範とした琉球戸籍の作成にしても、技術的面として、クリアすべき課題が生じてきます。例えば、記載すべき本籍「沖縄県」は日本国において存在していません。勿論、「琉球」という行政区も、日本国には存在していません。

そもそも、米国は当初、琉球列島を日本国の領土（領域）の一部、そして、琉球の住民を日本国の国民であると認めていませんでした（連合国最高司令部「若干の外郭地域の政治上行政上日本から分離することに関する覚書」（1946年1月29日）参照）。米国が琉球住民を日本国民として公式に認めたのは、1962（昭和37）年のケネディー大統領声明といわれます<sup>106</sup>。加えて、米国民政府は、日本国式の戸籍編成に疑義を持っていたともいわれます。この点、琉球政府法務局は、かなりの苦心等をしています。大きな実務的課題は、日本国法に倣った戸籍編成、前述、戸籍の本籍記載欄に「沖縄県」の記載をするか否かの綱引きです。これは異法地域の独自の法として、独自に群島割（沖縄群、宮古群、八重山群等）での表記もありえたかかもしれません。本籍記載欄の削除もありえたかも知れません。日本国的な戸籍編成でない方法、これもありえたかも知れません。

ともあれ、琉球では、1953年11月16日、戸籍整備法（立法第86号）が制定され（施行 1954年3月1日）、戸籍再生手続が開始されました。

勿論、琉球の住民が日本国の国籍を持つのであれば、本来、戦後の新しい民法、新しい戸籍法に基づく戸籍の整備が必要となってきます。ただ、琉球では、戦前の大日本帝国憲法下の旧民法が適用されています。戸籍の編成は、自ずと、旧民法下での編成となります。一方で、運動論としては、潜在主権論の下での法整備（日本法）を意識した、沖縄返還を意欲したものとしなければなりません。琉球戸籍簿には本籍記載欄が設けられ、「沖縄県」の記載が行われます<sup>107</sup>。

琉球での新民法の施行は、1957年1月1日からです（1956年12月30日公布）。この新民法の施行により、琉球での家父長制度は廃止されます<sup>108</sup>。

1972年5月15日、琉球は日本国へ返還され、沖縄県となりました。返還時において、琉球政府の下で作成された琉球戸籍は、日本国国籍の証明資料として日本国政府に引き渡されます<sup>109</sup>。

ただ、この琉球政府の下での編成戸籍は、日本国法に基づく戸籍ではありません。返還時、この戸籍は日本国国籍の証明資料としての効力が認められるのでしょうか。日本国政府の主張に基づけば、琉球住民の戸籍は日本国において、福岡の沖縄関係戸籍事務所（福岡法務局）で作成されているはずで



結論として、琉球戸籍法による戸籍は沖縄の返還に伴う法務省関係法令の適用の特別措置に関する政令第14条により、日本国の戸籍法による戸籍とみなされました<sup>110</sup>。

蛇足となりますが、それでは、日本国の潜在主権は琉球の地に、領土主権を持ちうるものでしょうか。例えば、国防責任は日本国・自衛隊（防衛省）にあったともいえます。琉球への自衛隊の配備も可能であったともいえます。琉球が米国の異法地域になく、日本国憲法の適用があったとすれば、自衛隊の海外派遣との理解にはならないと思います。これは琉球に関する外交権が米国国務省にあるのか、それとも、日本国外務省にあるかという課題とも関連します。琉球の人々はその生活において、日本国のみ、米国のみと、そのお付き合いをしているわけではありません。果たして、琉球住民は国際法上、その形式・実質において、日本国国籍保有者として取り扱われていたのでしょうか。それでも、琉球住民が米国国籍になかったことは確かでした<sup>111</sup>。

ここでは、返還前の琉球法令の返還後の効力について、ちょっと触れておくこととします。

沖縄返還時において、沖縄関連法として、沖縄の復帰に伴う特別措置法（昭和46年法律第129号：以下、「復帰特別措置法」という）の制定が行われています。これが沖縄の返還後の法的地位を、移行に伴う法の効力を、経過措置等を定めます。

復帰の時点で、米国は対日講和条約第3条が定めるその権利を放棄することとなります（沖縄返還協定1条）。当然、米国大統領行政命令、高等弁務官布告・布令等は効力を失うこととなります。現地琉球法令は、どうなるのでしょうか。琉球法令は、琉球政府が消滅しているところ、当然、その効力を失います。ただ、基本的には旧慣温存はあり、公序良俗の範囲内で効力をもつ、または条理に従うとの理解は可能と思えます。復帰特別措置法は、「沖縄法令のうち、法律又はこれに基づく政令により沖縄県又はその機関に属させられることとなる事務に相当する事務について規定している沖縄法令で本邦の法令に抵触しないものは、政令で定めるところにより、この法律の施行の日から起算して3月を経過するまでの間、地方自治法の規定による沖縄県の条例、規則その他の規程として効力を有するものとする」とします（第4条）。そして、「この法律に定めるもののほか、本土法令の沖縄への適用についての経過措置、この法律において法律として効力を有することとされ又はその例によることと沖縄法令の規定の技術的読替えに関する措置その他の沖縄の復帰に伴い必要とされる事項については、当分の間、政令で必要な規定を設けることができる」とします（同法第156条第1項）。また、「この法律の成立後に沖縄において法令の制定、改正又は廃止が行われたことにより、この法律の規定の適用につき支障を生じることとなった場合には、この法律の趣旨に照らし合理的に必要と判断される範囲内において、この法律の規定にかかわらず、政令で必要な規定を設けることができる」とします（同法同条第2項）。いわゆる、政令への委任が行われます。

しかし、これはその後における日本国内における沖縄の地位との関連において、別の視点で見れば、日本国政府（本土）と沖縄（県）との綱引きが行われることの示唆となります。

確かに、政令への委任、旧慣温存、条理への依拠は立法技術論、法解釈論としては妥当で、合理的なものといえます。しかし一方で、人が一定の効用を求めるとき、その行動において、人は必ずしも合理的に動くとは限りません。すなわち、人がその意思決定を行うとき、何を大切にするのでしょうか。知性でしょうか、伝統的利益でしょうか。それとも、名誉、又は社会的地位でしょうか。おそらく、意思決定はそれぞれ、その人の価値観に基づくこととなります。そして、これが基地問題となりますと、極めて大きく影響を及ぼしてきます。沖縄側の視点に立てば、政治学でいう多数決の原則が日本国政府内、日本国内において、そして、その濫用が、無意識のうちに、又は黙示裡の誘導等から正当化される温床を作り上げられる余地を残すことにもなりえます。

（続く）

## 注

<sup>72</sup> 出生届によって戸籍は作成され、同時に住民登録も行われます。戸籍制度は、本籍地における国民の親族関係・身分的關係等の公証制度です。住民登録制度は住所地における居住関係の公証制度で、選挙人名簿への登録、国民健康保険、国民年金、児童手当等、各種行政サービスの基礎となります。

<sup>73</sup> 潜在主権論は施政権国に一方的領土処分権を認めるものでなく（入江 前掲42 71頁）、これが南方地域の返還に繋がります。ただ、米国による琉球統治は自己認識の否定にも繋がる、琉球人への、アイデンティティーの転換を求めることにも繋がります（瀬名波栄喜 琉球新報（2021年8月24日））。

<sup>74</sup> 明治の戸籍編成については、奥田 前掲33 212頁—214頁参照。

<sup>75</sup> 日清講和条約第5条は、「日本国へ割与セラレタル地方ノ住民ニシテ右割与セラレタル地方ノ外ニ住居セシムト欲スルモノハ、自由ニ其ノ所有不動産ヲ売却シテ退去スルコトヲ得ヘシ、其ノ為メ本約批准交換ノ日ヨリ二箇年間ヲ猶予スベシ、但シ右年限ノ満チタルトキハ、未ダ該地方ヲ去ラサル住民ヲ日本国ノ都合ニ因リ日本国住民ト見為スコトアルヘシ（略）」とします。藤田・吉井 前掲40 77頁。Lin 前掲26 59頁—60頁。台湾には、国籍法施行のための法的措置が講じられます。向 前掲56 96頁—99頁。

<sup>76</sup> 樺太には、国籍法施行のための法的措置が講じられます。向 前掲56 97頁—99頁。

<sup>77</sup> 藤田・吉井 前掲40 96頁—97頁参照。向 前掲56 97頁—99頁。

<sup>78</sup> 向 前掲56 96頁。

<sup>79</sup> 大日方 前掲2 44頁—47頁。遠藤 前掲71 149頁—154頁。

<sup>80</sup> 遠藤 前掲71 154頁—157頁、158頁—159頁。



- <sup>81</sup> 遠藤 前掲71 157頁—158頁。
- <sup>82</sup> 向 前掲56 6頁、20頁—22頁、24頁—25頁。藤田・吉井 前掲40 106頁—107頁。
- <sup>83</sup> 外国人登録令（1949（昭和22）年5月2日ポツダム勅令第207号）は、大日本帝国の植民地下にあった者（日本国内にあった者を含む）を外国人とします。藤田・吉井 前掲40 150頁—151頁、172頁—173頁。中華民国はマッカーサー「一般命令第1号」（1945年9月2日）に基づき、台湾を中華民国の主権下に置きます。そして、中華民国行政院は訓令を出し、台湾在住の者は中華民国国籍の取得を、海外の者は「台湾省人民回復現有姓名弁法」（1945年12月12日公布）により国籍選択の自由を認めます。Lin 前掲26 52頁—53頁、72頁注（20）。
- <sup>84</sup> この点、「従前は同じ日本国内の異法地域たる、内地・朝鮮及び台湾の三地域間において人は、その人種別から従い、それぞれ大和民族は内地に、朝鮮民族は朝鮮に、台湾民族は台湾に帰属し、それぞれの地域にのみ戸籍を有することができるが、他の地域に戸籍を持つことは許されなかった。故に、日本人の日本国内の異法地域に対しては人種に従い戸籍によって人種的にその属人法が決定していたものといえる。しかるに、戦後の新異法地域を見るに、人はすべて等しく大和民族であり、戸籍の所属によって属人法を決定すべき理由を発見することは極めて困難のように思われる」との指摘もあります。久保 前掲68 147頁—148頁。
- <sup>85</sup> 連合軍最高司令官総司令部「若干の外郭地域を政治上行政上日本から分離することに関する覚書」（1946年1月29日）、「若干の外郭地域を政治上行政上日本から分離することに関する件」（1946年3月22日付）、「若干の外郭地域を政治上行政上日本から分離することに関する件」（1951年12月5日付）。国際法学会 前掲43 242頁—246頁。
- <sup>86</sup> 琉球には、大日本帝国の法が現行法として適用されます。戦後の日本法は沖縄に及ぶことなく、法改正等は琉球独自の手続が必要となります。大郷正夫「沖縄に施行された旧日本法令は、外国法ではないか」国際法学会編 前掲43 169頁。
- <sup>87</sup> 古関・豊下 前掲50 191頁—193頁。
- <sup>88</sup> 遠藤 前掲71 266頁。
- <sup>89</sup> 日本（本土）では、「日本国憲法の施行に伴う民法の応急的措置に関する法律」（1947年（昭和22年）4月19日法律第74号）の制定も行われます。藤田・吉井 前掲40 171頁—172頁。
- <sup>90</sup> 琉球の立法手続について、久貝良順「戦後沖縄における法体系の整備—登記簿・戸籍簿を含めて—」沖大法学 第9号（1990年）94頁—96頁参照。福地は「立法院において可決された予算案や法案は、行政主席の署名により公布されることになっていた。しかし、行政主席は、署名の前に高等弁務官の承認を得なければならなかった。従って、中央教育委員会における審議の段階からUSCARとの調整が行われていた。実際、会議録には、文教局が中央教育委員会に対して行ったUSCAR側との調整や報告が多く見られる。・・・立法案の送付を教育委員会が決定するまでに、事務局である文教部は、行政主席の諮問機関である文教審議会や教育関係からの意見聴取とともに、USCARの教育部担当者と法令の条文の細部についてまで事前調整を行っていた」とします。福地洋子「中央教育委員会会議録の紹介」沖縄県公文書館研究紀要第10号（2008年）20頁。

- <sup>91</sup> 奥山恭子「戦後沖縄の法体制と戸籍の変遷（1）」横浜国際社会科学研究所第11巻3号 4頁、  
(<http://hdl.handle.net/10131/1520>)。
- <sup>92</sup> 国際法学会 前掲43 328頁—332頁。
- <sup>93</sup> 遠藤 前掲71 268頁—268頁。
- <sup>94</sup> 沖縄における本土籍人の戸籍取扱に関する件（昭和29年（1954年）7月8日 南方連絡事務局長発、  
法務省民事局長宛）（別紙）戸籍手続要領 一 は、「日本国籍を有する者の戸籍については、戸籍  
法の施行地域内に居住を有すると否とにかかわらず、原則として、すべて属人的に本土の戸籍法  
が適用される建前であるから、沖縄に居住する本土籍人相互間の戸籍に関する事項は勿論、本土  
籍人と沖縄籍人間の戸籍に関する事項もすべて本土に施行されている現行法令の規定によって取  
扱うべきである」としています（国際法学会 前掲43 333頁—334頁）。ここに、沖縄籍人と本  
土籍人ができます。
- <sup>95</sup> 沖縄に居住する本土在籍者の戸籍取扱に関する件（昭和29年（1954年）10月11日 法務省民事局長  
発、南方連絡事務局長宛回答）。具体的には、琉球の市町村長は「所在地市町村長として戸籍法  
による届出、申請等を受理し、又はこれを本土の市町村長に送付する権限を有しないが、・・・  
実体法上の効果を生じるべき行為については、その届出が現地の方式に従って沖縄の市町村長に  
なされこれが受理された場合には、行為地法による方式に従ってなされた行為と解し、法例第8  
条第2項又は第13条第1項但書の規定の趣旨に従って右現地の市町村長の受理の日に当該行為  
は有効に成立したものと取り扱うことができる」としています（同回答 二）。国際法学会  
前掲43 335頁。これは、「法例」（国際私法）の適用対象となります。琉球は、日本国にとって  
外国との位置づけになります。
- <sup>96</sup> 昭和27年（1952年）4月19日民事甲第438号民事局長通達は、「近く平和条約（以下単に条約とい  
う。）の発効に伴い、国籍及び戸籍事務に関しては、左記によって処理されることになるので、  
これを御了知の上、その取扱いに遺憾のないよう貴官下各支局及び市区町村に周知方取り計らわ  
れたい。」とし、その第3は、「第三 北緯29度以南の南西諸島、小笠原諸島、硫黄列島及び南鳥  
島関係 標記の諸島の地域に本籍を有する者は、条約の発効後も日本国籍を喪失するものでない  
ことはもとより、同地域に引き続き本籍を有することができる。右諸島のうち、沖縄その他北緯  
29度以南の南西諸島に本籍を有する者の戸籍事務は、条約発効後も従前通り福岡法務局の支局で  
ある沖縄奄美大島関係戸籍事務所で取り扱われ、また、小笠原諸島、硫黄列島及び南鳥島に本籍  
を有する者の戸籍事務については、条約発効の日から東京法務局の出張所として小笠原関係戸籍  
事務所が設置され、同事務所において取り扱われることになる」としています。向 前掲56 3  
頁—5頁。確かに、本籍は日本国内であればどこでも保有できます。しかし、当時の北緯29度以  
南の南西諸島、小笠原諸島等は、日本国の行政区にありません。
- <sup>97</sup> 潜在主権論は、琉球は日本国の領土であり、琉球住民は日本国籍にあるとします。一方、統治権  
は米国にあります。そこでは、日本国内に、本土（内地）と琉球という異法地域が存在すること  
になります。また、米国の統治権を中心に考えても、琉球の法秩序は異法地域の法秩序となります。

- 渉外的問題が発生した場合、準国際私法の存在が問われます。大郷 前掲86 169頁—170頁参照。
- <sup>98</sup> 「現地と本土間における身分法規等の適用の差異から生じる諸障害」（法務省民事局：昭和29年10月28日(印)）は、(1) 戸籍上の障害、(2) 不動産登記法上の障害、(3) その他の障害とに分類しています。国際法学会 前掲43 339頁—342頁。
- <sup>99</sup> 「国旗及び国歌に関する法律」ができたのは、平成11（1999）年のことです。
- <sup>100</sup> 住民自治政府としては沖縄諮詢会、沖縄民政府、琉球政府とその変遷をみることができます。1950年1月、沖縄民政府は青・白・赤の三色を配し、左上の白い明星の旗（琉球旗）を採択しています。この琉球旗は、幻の旗となっています。沖縄県立博物館・美術館「沖縄の旗を巡る」(<https://okimu.jp/museum/column/099/>)。
- <sup>101</sup> 琉球政府立法院事務局 前掲43 344頁、163頁参照。
- <sup>102</sup> 上下に黄色、中央に青を配した船舶旗です。国際信号旗は、航行中の船舶間の連絡（意思疎通）を図るための旗です（沖縄県立博物館・美術館 前掲100）。非琉球籍船舶の出入域令（1954年3月11日米国民政府府令第131号）五 入港 1は、「商船は琉球の港に入港し、投錨してから検疫を完了するまでは、国際信号旗「Q」旗を掲げなければならない」としています。
- <sup>103</sup> 上沼 前掲63 21頁—22頁参照。「第一球陽丸」事件は幼な心にも、「国旗」の重み、国際社会における琉球の地位、その不合理さを考える切掛けとなりました。
- <sup>104</sup> 琉球船舶規則（高等弁務官布令第57号）第2条a項。琉球政府立法院事務局法制部立法考査課前掲書 286頁—267頁。
- <sup>105</sup> 旅券法第3条。琉球への渡航等については、当時の「旅券法」（昭和26年法律267号）、「本邦から沖縄にと渡航する者及び沖縄から本邦に渡航する者に対して発給する身分証明書に関する政令」（昭和27年政令219号）、「旅券法の特例に関する法律」（昭和42年法律137号）、「旅券法の特例に関する法律施行令」（昭和42年政令277号）、「旅券法の特例に関する法律施行規則」（昭和42年外務令5号）を参照。前掲45 563頁—544頁。
- <sup>106</sup> ケネディー大統領声明（1962年3月19日）は琉球住民の希望（日本国民）を認め、「私は、琉球諸島が日本本土の一部であることを認めるもので、自由世界の安全保障上の利益が、琉球諸島を日本国の完全な主権の下へ復帰せしめることを許す日を待望している」としています。総理府特別地域連絡局 前掲45 38頁。
- <sup>107</sup> 久貝先生（琉球政府立法担当者）は、以下（久貝 前掲90 113頁—114頁）述べています。「1953年2月21日私は法務省に出張いたしました。約43日間いろんな法律行政の調査を行いました。法務省、総理府、内閣法制局、その他あらゆる関連する省庁において調査を行いました。そして琉球の実状を訴えて、戸籍整備の準備をしたわけでございます・・・日本政府におきましては、法務省が琉球の戸籍を作っている。沖縄の市町村長は日本の市町村長ではない。アメリカの占領下の市町村であって、戸籍法でいう、市町村長ではないから、琉球の市町村で作った戸籍は法律上認められないということで、戸籍整備法を作ることに難渋しました。日本政府の立場はそうであろうけれども、琉球政府としては作らざるをえない実状にありますということで、法

務省筋の反対を押し切って、戸籍整備法の作成に着手したわけであります。

・・・私は戸籍整備法立法案を作っている段階で1953年6月16日になりますが、・・・当時沖縄県というようなことを使うというのはタブーになっていました。沖縄は日本の一部であるということを言いながらも、まだ法律においては認められていませんために、戸籍の本籍欄に沖縄県と表示するというのが困難であった。日本政府もそういう点は強く言えない。しかし、われわれが戸籍を作る場合においては、どうしても最初に戸籍の本籍欄に沖縄県を書かなければいけないということで、戸籍整備の第一の難関にぶつかったわけです。そこで私は、『いや、いろいろと考えられるでしょうけれども、ゆくゆくは、われわれは日本復帰するだろう、そういう場合に沖縄県と表示することによって、われわれが戸籍の実質的に、今から復帰に備える準備になるのだ』ということで、沖縄県というのを戸籍の本籍欄に書くとしたのですが、この席上で戸籍事務関係者の各市町村の総務課長なんかは万雷の拍手をしたわけです・・・戸籍整備法案を作りまして、・・・立法院において戸籍整備法は可決され、・・・民政長官の承認を得た上で、行政主席が1953年11月16日に署名をして、そして同日に公布をして、戸籍整備法は名実共に日の目を見たわけであります」。

<sup>108</sup> 久貝 前掲90 参照。

<sup>109</sup> 久貝先生は、以下（久貝 前掲90 117頁—118頁）述べています。

「私が1953年度に本土に行った時に法務省の方々と意見を交わしましたが、その時も、私が戸籍整備法を作りたいというのに対して、沖縄の人たちの戸籍は福岡の戸籍事務所で作っているのだから、沖縄で今更作る必要はないということで反対された訳であります。ところが、皆さんの戸籍で福岡の戸籍事務所で作っているのではないでしょう。私自身が東京で法務省の職員に『じゃー！私の戸籍作ってありますか』と問いましたら、作ってない、というご返事でした。にもかかわらず、沖縄が作る必要はない、日本政府が作るからと言っているのです。成程法律上ではそういうふうになっております。しかし、実際には作れなかったのです。・・・福岡の戸籍事務所は沖縄の住民のすべての戸籍を作るといいながら、実は作れないまま、復帰を迎えたわけです。

・・・結果的にはあまり役立たないけど一生懸命であった。そういうふうにして復帰を迎えたわけです。沖縄の戸籍については、法務省の民事局長が、わざわざ見えまして、私といろいろ話をしまして、結局琉球政府が作っている戸籍を認める。しかし、それは法律上認めたわけではないということでした。結局は琉球の戸籍を事実上認めて、向こうの戸籍は復帰の時点においては参考にして下さいということになり、副本を送ったわけです」。

<sup>110</sup> 久貝先生は、沖縄の復帰に伴う法務省関係法令の適用の特別措置に関する政令14条に「沖縄の戸籍法による戸籍とみなすとある、だから・・・沖縄の戸籍法で作った戸籍は日本の戸籍法によった戸籍として受け入れられた」としています。久貝 前掲90 120頁—121頁。

<sup>111</sup> 第22回衆議院法務委員会（1955年6月9日）は、無国籍問題（琉球住民の日本国籍保有の法的根拠）について審議しています。琉球の国際法上の地位は、信託統治よりも悪いとされます。古関・豊下 前掲53 123頁—127頁。上沼 前掲63 21頁—22頁参照。

## 在日米軍基地の「職務給」 —「働き方改革」を基地労働者の事例から考察する—

伊原亮司\*

### Job-based Pay at U.S. Military Bases in Japan: Examining Work Style Reform from the Case of Base Workers

IHARA Ryoji

#### 要旨

「働き方改革」の柱として「同一労働同一賃金」が掲げられ、その具体的施策として「職務給」が注目されている。しかし、日本において業界規模で全面的に職務給を採用してきた事例は、管見の限り存在しない。例外ともいえる在日米軍基地のケースは、なかでも沖縄基地のケースは、制度選択に矮小化されている「働き方改革」の限界を浮き彫りにし、示唆を与えるであろう。

キーワード：米軍基地、職務給、同一労働同一賃金、労働運動、働き方改革

#### はじめに

正規労働者と非正規労働者の間に存在する「不合理な待遇差」を解消することを目的として、「同一労働同一賃金」の実現が「働き改革」の柱として掲げられている（水町2018など）。その具体的な施策として「職務給」が検討の俎上に上がるようになった。旧来の「日本型の労務管理」とは、新卒が一括採用され、同一企業で長期間雇用され、＜人に対して仕事を＞あてがわれ、同僚と協力関係を築き、組織内部で実践的（OJT）に能力高めていく「メンバーシップ型」であるとすれば、職務給とは、職務と賃金との関係が明確に定められ、＜仕事に人を＞あてはめる「ジョブ型」といえる。しかし職務給は、「本来の意味」とは異なっ て用いられたり、成果主義と混同されたりしているのが現状である（濱口 2021）。日本において、欧米のように業界全体あるいは大規模組織で全面的に職務給を採用してきた事例は、管見の限り存在しない。ところが、ある意味「日本であって日本ではない」在日米軍基

\* 岐阜大学地域科学部准教授 ihara.ryoji.sl@f.gifu-u.ac.jp



地で職務給が採用されてきたのである。

基地にまつわる労働運動の記録や研究は数多い。しかし不思議なことに、職務給に焦点をあてた基地研究は皆無である。基地労働者当人すら、職務給という制度の下で働いているという自覚に乏しい。そこで以下、職務給という観点から、在日米軍基地における管理制度と労働運動の歴史を振り返ってみたいと思う。

## I 基地を取り巻く法律と雇用関係

米軍基地内でも、日本の労働法は適用されるはずである。地位協定二一条五項によれば、「賃金及び諸手当に関する条件その他の雇用及び労働の条件、労働者の保護のための条件並びに労働関係に関する労働者の権利は、日本国の法令で定めるところによらなければならない。」と規定されている。しかしながら、同協定三条一項では、「合衆国は、施設及び区域内において、設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置（排他的基地管理権）を執ることができる。」とあり、米軍基地は実質的に米国の統制下に置かれている。すなわち、日米安全保障条約と日米地位協定が最優先され、憲法をはじめとする日本の法規はそれらより下に位置づけられてきたのだ。就業規則や雇用条件は、「相互間で別段の合意」（同協定二一条五項）を要する案件であり、「基本労務契約」（後述）の主文一九条により、米軍「との協議、交渉及び事前の文書による合意」がなければ、定めたり変更したりすることはできないとされる。そして、すべての人事措置に係る最終決定権限は日米合同委員会にある。

雇用主は日本政府であるが、使用者は米軍である。被雇用者は国家公務員でもなければ、民間人でもない。労働者の権利保障や身分が覚束ない中、基地労働者は派遣社員のような働き方をしてきたのである。

## II 労使関係と労働組合—全駐労を中心に

米軍基地で働く労働者の立場の弱さは容易に想像がつくであろう。しかし、基地労働者たちは命ぜられるがままに働いてきたわけではない。むしろ、「外」の人たちよりも果敢に闘ってきたのである。

1946年9月1日に全国進駐軍労働組合同盟（全進同盟）が結成され、1952年4月28日に全駐労に改称された。詳細な経緯は省略するが、基地には複数の組合が併存した時代もあった。1959年5月16日、駐留軍関係の三労組である全駐労、関駐労、日駐労が組織統一して現在の全駐留軍労働組合（以下、全駐労）になった。2018年10月末現在の労働者の組合組織率は、6割弱である。

基地の労働組合は、日本政府が管理責任を負うよう働きかけたこともあった。米軍の一方的な労務管理を認めた「占領下の基本契約」に対して、講和条約発効と同時に雇用主たる日本政府の一元管理を規定した契約に改定すべきであるとして、全駐労は、調達庁、外務省、労働省に要望をだした（以下、組織名や肩書きは当時のもの）。しかし、日本政府による「一

元管理方式」は叶わず、使用者である米軍側の管理権も認めた日米の「共同管理方式」になった。その後、組合側は粘り強く運動を続け、以下に示すように、1957年10月1日付けをもって陸上関係従業員（船員関係は除く）は占領下の契約から外されたが、「共同管理方式」は現在まで変わらない。

### Ⅲ 従業員の種類

防衛省は米軍と三種類の労務提供契約を締結している。基本労務契約（Master Labor Contract：MLC）は各軍の司令部や部隊などの従業員と、諸機関労務契約（Indirect Hire Agreement：IHA）は施設内の食堂や売店などの従業員と、船員契約（Mariners Contract：MC）は非戦闘用船舶に乗り込む船員と結ばれる。現状ではMLCとIHAの労働条件は大差なく、MCのそれも概ねMLCと同じである。

MLCは、1951年7月、アメリカのいわゆる対日援助費（実質的には日本の「債務」）打ち切りに際して、アメリカ政府代表と日本政府代表（特別調達庁長官）との間で結ばれた。1952年末から、労働者はMLCの改定に向けた闘いに着手する。争点は、管理権の帰属であった。この時は、日米の「対等な立場」にたった共同管理原則の確立を目指した。米軍本位の労務管理体制に対して反対運動を盛り上げ、新MLCが1957年9月18日に締結され、10月1日より発効し、現在に至る。

IHAは日米講和条約の発効前、米軍の一方的な措置によってMLCから切り離され、IHAの区分で働く労働者は、劣悪な条件を強いられてきた。現行のIHAは、1961年11月の日米合同委員会の承認を得て、同年12月16日に日米間で調印された。この協約締結により、MLCと同様の取り扱いになった。「かくて、多年にわたる全駐労の軍直雇用切替え闘争はここに終止符が打たれ、昭和26年7月以降、10年余を経た軍直用労働者は、12月1日をもって政府雇用に切替ることとなった。まさに歴史的な一齣というべきであろう。」（『全駐留軍労働組合運動史 第3巻』270頁）。

基地の日本人従業員のほとんどは、MLCかIHAの区分で働く。ただし後述するように、近年再び、米軍による直の雇用が行われるようになった。

### Ⅳ 基地の賃金制度－職務給

基地の賃金制度は職務給である。後ほど説明するように、国家公務員の制度に準ずるようになり、「厳密な職務給」とは言いがたい面もあるが、米軍の管理下に置かれてきた歴史から想像がつくように、米国流の職務給の特徴が色濃い。

現在の基地の職種は1,300あまりであり、900ほどが実際に使われている。職務記述書（定義書）には、職種名と番号が割り振られ、職務内容と責任が明記されている。職務区分の大きな括りとして、「①事務・技術関係」、「②技能・労務関係」、「③警備・消防関係」、「④医療関係」、「⑤看護関係」がある。従業員募集案内パンフレットに記載された職務名を紹介す



ると、①庶務・会計・通訳、建築、土木・機械、②補修・点検、運転、清掃、販売、ウェ이터・ウエイトレス、③警備員・消防員、④歯科衛生職・医療技術職、⑤看護職・看護助手職、などである。職務ごとに「等級（1～10）」が定められ、職務が変わらない限り、原則、等級は変わらない。等級を定めた基本給表は先の「職務区分」ごとに設計され、基本給額は各等級の「号俸」で決まる。採用時は原則、最低号俸から始まり、1月1日の定期昇給である。学歴の考慮は限定的である。等級（に対応する基本給）を上げなければ、空きがでた職に自ら応募する。人事院の給与勧告により、国家公務員の号俸額の見直しがあり、それに準じて駐留軍従業員の給与改定が閣議決定・国会承認された年は、号俸額が改定される。

## V 現在の制度に至る経緯

### 1. 1963年制定の賃金制度

現在の給与制度の原型は1963年に制定された。調達庁は、労働組合と賃上げ交渉を続けるなか、1961年4月7日に新給与制度を提示した。端的に言えば、国家公務員の給与体系に準じた制度である。しかし、組合から内容を少しでも突っ込まれると、具体的な説明はせず、「軍案がまとまってないから答えられない」と曖昧な返答に終始した。調達庁は同年7月1日からの実施に固執したが、組合はスト権を背景に提案を拒否し続けた。

管理者側は、翌年7月31日の団体交渉の席上、「現給切替方式」の実施で腹を固め、後日文書にて新賃金体系管理者案を正式に組合に示した（『全駐留軍労働組合運動史 第3巻』306～9頁）。詳細は『全駐労情報』1962年8月9日付け「参考資料」にあるが、なかでも重要な点を列挙すると、①国家公務員の行政職俸給表を修正して準用し、現行の基本給を横すべりさせて各職種ごとに当てはめる。これにより頭うちはある程度解消し、定期昇給も公務員と同様になり、凍結者も解消される。②諸手当は、公務員方式で基準法通りの率に減額される。③有給休暇は買い上げ方式を改め、一年半で全て年次休暇に切り替える。④格差手当（後述）は、現給与のうち8%は格差的なもののみなし、新たに2%を追加して10%として支給する。

1962年8月3日、徹夜交渉の末、調達庁は新体系によって組合の要望を解決する旨、明言する。地域格差の是正、職種間格差の是正、頭打ちの撤廃などを要求してきた組合は、細かな条件に納得がいかず、ストを決意する。8月6日、24時間ストを打った。同月13日からも120時間の長期ストを計画したが、これ以上のストで問題が解決できるかは微妙な状況であった。このように判断した全駐労中央闘争委員会は、スト延期を決断し、中央委員会で新体系を検討し直し、賃金体系の修正闘争に入っていく。

組合からすれば、「職階給を基礎とした公務員方式を採り入れたもので、労働者の分裂支配をねらった合理化攻撃」という懸念があった。その後も細かい詰めの作業を根気よく続け、丸二年の長期の闘いを経て、ようやく決着をみた。「そしてこの新給与体系が、その後の駐留軍労働者の賃金などの労働条件の基礎となっていまなお続いていることを考えるとき、

感無量のものであった。一つ、一つの賃金、労働条件が安易に生まれたのではなく、当時の駐留軍労働者の血のにじむたたかひによってかちとられ、積み重ねられてきたものであることを思うとき、現在の個々の労働条件の重さを感じないわけにいかないのである。」(『全駐留軍労働組合運動史 第3巻』327頁)。新しい給与制度は、翌1963年1月1日より実施された。それまでの頭打ちや定昇ストップなどに対して修正を加えることができた。全駐労が実力行使により獲得した成果であった。

IHAの新賃金体系への切り替えは、当初の予定がずれ込み、同年6月1日からの実施となった。ほぼMLCの体系切り替え措置に準じたものである。

懸案のひとつであった監督的職位とフォーマン職位に関しては、現行制度を確認すると、監督の水準に応じて非監督的従業員の最高水準の1等級から3等級上に格付けされる、と定められている。

## 2. 「思いやり予算」

本稿の冒頭で指摘したように、職務給制度では仕事に人が割り振られる。したがって、当該の仕事がなくなれば、被雇用者は働く意思にかかわらず解雇される。基地におけるわかりやすい例は、米軍の大規模再編による「人員整理」である。

基地における雇用数は、国際情勢、日米関係、そして国の予算に左右されてきた。米軍基地の労働者数は、1950年末、本土で27万1,415人であったが、その後、減少の一途をたどる。最大の契機は、在日米陸軍部隊の撤退である。1957年の「岸・アイク共同宣言」により、在日米陸軍部隊の撤退が決まり、米軍基地の縮小に付随して労働者は大幅に減らされた。それ以降も、米軍の極東戦略の変更と予算削減に伴い、労働者は削減された。なかでも沖縄基地は、本土復帰に際して解雇の嵐が吹き荒んだ。ところが、1978年度から日本政府が基地労働者の福利厚生費などを一部負担し始め、1995年度から労務費を全額負担するようになる。おおむね五年ごとに在日米軍駐留経費負担(いわゆる「思いやり予算」)の特別協定が結ばれ、直近では、2022年度から26年度まで締結されている。この協定で、日本が労務費を負担する労働者数の上限が定められるようになった。ここ30数年間、大規模な人員整理はない。2022年3月末現在、基地労働者数は2万5,840人(うちMLC 2万833人、IHA4,992人、MC15人)である。

## 3. 保安解雇、手当削減、雇用形態の変更、競争原理

「思いやり予算」により、雇用数は安定するようになった。とはいえ、基地の運営に対して統制が弱まったわけではない。職場の運営次元に目を向けると、「必要な業務」と「条件を満たす人員」には、曖昧さがあることがわかる。そこに、米軍による恣意的な解雇が生まれる余地があるのだ。解雇は、業務の不履行により行われることがあるが、「不履行」の判断は米軍次第である。労働組合員に対する古典的な「保安解雇」は依然として存在し、その

多くは組合弾圧である。

経済的な合理化もなくなったわけではない。一例を紹介すると、賃金の一部である「手当」が見直された。その発端は、小泉政権下の「骨太2006」（2006年7月7日）における「在日米軍駐留経費の所要の見直し」である。具体的な指針とされたのは、財政制度等審議会の建議（2007年6月6日）であり、「格差給」、「語学手当」、「退職手当」、「枠外昇給制度」が「既得権」として廃止や減額の対象にされた。格差給とは、言語、風俗、習慣が異なる特殊環境で働くことへの配慮として、1948年に国家公務員の給与水準に10%上積みしたことに始まる。既述したように、1963年に公務員俸給表を準用した現行の給与制度が確立された後も続けられた。この格差給を廃止するほか、試験のレベルに応じて支給されてきた語学手当をなくし、国家公務員より上回った水準の退職手当を国家公務員並みに引き下げ、基本給表の最高号俸を超えて昇給させる枠外昇給制度を廃止する、という提案である。全駐労は2007年12月18日に防衛省と三役交渉を行い、諸手当などを廃止し、退職手当を引き下げることに合意した。

労務費を削減するために、従業員を解雇し、新しい雇用形態で新規に人を雇うといったことは、今も昔も行われている。そのひとつが、米軍による「直接雇用」の再燃である。独立採算的に運営されているIHA職場で、PSC（個人サービス契約）という名称で直接雇用される者が散見される。米軍は、PSC雇用を請負契約と称し、雇用主としての社会的な責任と義務である社会保険・雇用保険・労災保険には加入させず、所得税の源泉徴収も行わず、労働基準法や労働者保護のための施策を無視し、勤務時間は自分たちの裁量で決め、解雇は二週間前に、「成績不良」であれば48時間前に書面で通知するなど、「国内の労働契約としては類例を見ない劣悪な内容を労働者に押しつけている」。米軍による直接雇用の者たちは非組合員であるため、組合は対象者数や勤務実態の把握すらできていない。そして、直接雇用者の増加は、組合員数を減らし、組合による交渉力を弱体化させ、ひいては組合員の労働条件を悪化させる。つまり、PSC雇用は、これまでに築いてきた労使関係を蔑ろにし、組合員・非組合員の違いなく労働条件を悪化させるのである。

近年深刻化しているのは、雇用形態の強制変更による給与減である。MLCとIHAの雇用形態には、現在、常用と臨時とがある。臨時従業員は、日雇従業員、限定期間従業員、高齢従業員、時給制臨時従業員がいる。常用従業員（試用期間を含む）、限定期間従業員、高齢従業員には、フルタイムとパートタイムとがある。

米軍基地のレストランなどサービス部門を運営するエーフィス（米陸・空軍エクステンジサービス）の職場で、28人の従業員が強制的にパート化された。基地従業員の再雇用は、退職時給与の7割を保障すると日米間で確認されていたが、再雇用者は、週30時間限定のパートにされたことで、給料が半減する。このような雇用形態の強制的な変更は、当該職場に限らない。

組合は非競争的な賃金制度を守ってきた。わかりやすい例は、査定制度に対する反対である。組合としては導入を断固阻止してきたが、新自由主義の思想は基地内にも入り込み、組

合員の中からも賛同者が出た。組合は議論を重ね、米軍と政府との三者協議を経て、2017年1月1日より、特別昇給という「プラス査定」に限って受け入れることにした。勤務成績が良好な常用従業員の20%に限って、追加的に二号俸昇給させることができるようになった。

#### 4. 「職務」の拡大解釈－「リスク」の時代に

米軍は「リスク対応」を個人に求め、現場で働く者たちの「職務」を拡大している。

消防従業員を対象として、テロを想定した訓練（シーバーン（CBRNE））が始まった。警備隊も、テロと遭遇した際、攻撃への対応を求められるようになった。最近の動きとして注目すべきは「ミッションエッセンシャル（ME）」である。「（自然災害のほか）テロ活動、放射線または毒ガスの放出、伝染病の（故意の）拡散」時において、指定された従業員は出勤し、施設内にとどまり、対応業務をこなすことを命じる指令である。広範に渡る職種・職位の労働者がMEへの同意署名を半ば強制され、任務を白紙委任させられた。基地労働者は、兵力でも予備兵でもない。しかし、「緊急時や急迫した状況下で監督者が従業員に出勤を要請した場合に、従業員が正当な理由なく出勤を拒んだり欠勤したりすれば解雇を含む制裁措置の対象となる」とされ、この内容が陸軍機関誌で全従業員に周知された。雇用主である日本政府はME問題を米軍と共同管理しておらず、労働組合は事前協議すら持ちかけられなかった。

ここでいう「リスク」の問題とは、実際に起こるテロや災害の規模や頻度もさることながら、「リスク」の概念や可能性が状況に応じて使い分けられ、いざという時に対応すべき業務が米軍次第な点にある。

## VI 沖縄基地の賃金制度と運動

### 1. 布令と雇用関係

在日米軍基地の中で、沖縄は特異な存在である。基地の集中や「地政学上の問題」からだけでなく、本土の基地とは異なる歴史をたどったからである。

太平洋戦争末期、米軍が沖縄に上陸し、米国海軍軍政府を設置した。終戦直後、米軍は「軍作業」を行わせるために現地の者を雇った。1946年1月29日、奄美大島群島、沖縄本島を含む南西諸島の行政権が米国政府に帰属することになる。1951年9月8日、講和条約が締結され、沖縄は正式に日本から行政分離された。1952年2月に布告13号により「琉球政府の設立」が公布され、三権分立制をとる琉球政府が同年4月1日をもって設立された。

翌1953年1月17日、琉球列島米国民政府（1950年12月15日、軍政府から民政府に）は布令第97号「労働基準令」を公布した。米軍関係の労働問題については米軍の機関があたり、民間事業所の労働問題については琉球政府の担当とした。立法院は同年7月、労働組合法案、労働関係調整法案、労働基準法案を全会一致で可決した。公布は9月1日、施行は10月1日であるが、それまでに米軍は布令第116号「琉球人被用者に対する労働基準および労働関係令」

(8月18日公布、10月1日発効)を発して軍雇用員を民労働法の適用範囲から除外し、団交権やスト権を全面的に否認した。米国の労働法体系をその手本にした。これが、沖縄の軍労働者に長い間重くのしかかることになる。

1955年3月18日、米民政府は布令第145号「労働組合の認定手続き」を公布した。労働組合を結成した場合、その労働組合が米国軍隊に不利な影響を与えないという民政長官の裁断が必要とされることになった。「民政府職員の勧告によって、左翼の政治的分子が労働運動を支配することを防ぐことを目的として制定されたという。」(『全軍労・全駐労沖縄運動史』81頁)。

しかし、この布令は「逆効果」となる。労働者による反対運動を喚起し、労働組合を自主的に組織させ、発展させる動因になったからだ。1962年2月8日、高等弁務官は布令145号を廃止すると発表した。次いで、労働組合は布令116号の撤廃闘争に取りかかった。こちらは容易には廃止させることができなかった。そして、1969年1月11日、高等弁務官が布令116号に代わる「総合労働布令」(布令63号)を突然公布し、1月25日から施行すると発表した。しかし、組合は県民を巻き込み、無期延期に持ち込んだ(2.4ゼネストは中止)。

## 2. 労働組合－全軍労

組合結成の直接のきっかけは、1959年の6月から年末にかけて、DE(沖縄米陸軍工作隊)ではじめて大量解雇されたことにある。1960年の初旬に「軍労働問題研究会」が発足され、翌年6月18日に、陸軍部隊を中心とした6つの組合からなる全沖縄軍労働組合連合会(全軍労連)が結成された。1963年7月14日、単一組織の全沖縄軍労働組合連合会(全軍労)に変更された。発足当時の組合員数は6,624人であった。組織率は全体の5%程度にすぎず、陸軍関係に偏っていた。「未組織の軍雇用員の間では『全軍労連の要求など米軍がきくはずがない。退職手当とかボーナス支給等といっても夢物語だ』という、米軍当局の権力の過大評価や『諦め』の気分も少なくなかった。」(『全軍労・全駐労沖縄運動史』66頁)。しかし、全軍労は地道な活動を続け、実績を重ね、基地全体を巻き込んでいく。全軍労が1964年8月16日に第三回定期大会を開いた際には、組合員数は7,058人になり、翌年には1万人を突破し、1969年には2万2千人余に達する。県内最大の組織に成長した。

1968年10月11日、全軍労は全駐労と共闘組織「駐労共闘会議」を結成する。1978年9月2日、全駐労に合流して現在にいたる。

## 3. 解雇と撤回運動

先述したように、朝鮮戦争勃発(1950年)から10年を経て、沖縄における大規模な恒久基地建設がほぼ完了したことから、DE従業員が「余剰人員」になった。このように、戦後の混乱期や動乱期に解雇されることはあったが、沖縄基地の労働者は、戦後しばらくは3万人前後で推移し、最高は1968年の約4万人であった。大きな転機は本土復帰である。復帰前後



に大量解雇が断絶的に起きた。解雇通告に対して、組合は次々とストライキを打つ。ただし、既に指摘したように、ストは禁止されているため、組合は工夫を凝らす。「ストライキ」と銘打てば布令116号に抵触するが、「10割年休」といえば抵触しない。「10割」とは全員参加という意味である。「10割年休闘争」が、全軍労の実質上、初の24時間ストライキであった。1968年4月24日、「10割年休行使」で2万人余の基地労働者がデモに参加した。

高等弁務官は、このストを牽制するために、「米軍合同労働委員会」を設置した。「全軍労との団体交渉方式が確立されたのはたしかに画期的なことであった。」（『全軍労・全駐労沖縄運動史』148頁）。

しかし、その後も次々と大量解雇が発表され、全軍労は対応を迫られた。ベトナム戦争で疲弊したアメリカは、財政的な負担を軽減しようとする。軍雇用者2,400人を皮切りに、次々と解雇通告を発した。1971年4月に入り、本土復帰を見越して、間接雇用移行が日米間で合意された。その際、(いったん)全員解雇されるのではないかと、労働者たちは心配がつきなかった。

1972年当時、1万9,980人いた沖縄基地日本人従業員は、1980年には7,177人にまで減少した。その間、全軍労（78年から全駐労）は35日間のストライキを打ち抜くなど、闘争は熾烈を極めた。1978年以降は「思いやり予算」により、8千前後で安定推移する。

#### 4. 賃金制度

米軍政府は1950年4月12日、布令第7号「琉球人の雇用、職種および賃金」により中央労務事務所を設置するとともに、雇用時間と職種別賃金を規定した。その後は職務給表を改訂していく。例えば、当初はステップ7が上限であった賃金グレードを10まで引き上げる、といった具合にである。

沖縄の労働者は、諸手当をめぐる闘争を繰り広げた。基本給は本土との差は縮まる傾向にあったが、諸手当には相当の開きがあった。当初は退職金すら支払われなかった。本土復帰前、本土にはあって沖縄にはない手当は、格差給、年度末手当、通勤手当、人員整理退職手当（リーフ・ボーナス）、扶養手当、遠隔地手当、寒冷地手当、特殊作業手当などであった。

本土復帰前の沖縄で米軍に雇用されてきた労働者は4種類に区分けされていた。第一種が米国政府割当資金から支払いを受ける直接被用者、第二種が米国政府非割当資金から支払いを受ける直接被用者、第三種が琉球列島米国要員の直接被用者、第四種が契約履行中の米国政府請負業者の被用者である。本土復帰に際して、軍労働者は間接雇用になり切り換えられ、第一種はMLCに、第二種はIHAに区分けされることになる。しかし、ことは事務的に移行されたわけではない。「沖縄の軍関係労働者は戦後25年間米軍の軍事支配下にあって、米軍の直接雇用の下に置かれてきた関係上、復帰の際は身分の問題、賃金、労働条件など色々と問題が惹起することが予想される。基地労働者といっても本土と沖縄とはまず雇用形態が異なっており、雇用員の身分問題、また、賃金においても沖縄の場合は米国の職務給制度による賃



金表で、全駐労の場合は公務員賃金体系（年功序列型賃金表）を用いているので、調整する場合に問題などが起こってくる。」（『全軍労・全駐労沖縄運動史』214頁）。労働組合は、本土の賃金体系に切り換える際、賃下げや格下げなど、不利益な変更が起きないように細心の注意を払った。

なかでも問題になったのは、第四種（請負で働く人たち）の扱いである。請負は一年毎の契約で、かつ一番低い入札者が落札する仕組みになっていたため、他区分の労働者に比べて労働条件が劣った。組合側は、従来第一種または第二種雇用員であったにもかかわらず米軍の合理化によって第四種にされた雇用員（ミルクプラント、メスホール、清掃関係、情報学校）を復帰時点でMLCまたはIHAに切り換えるよう要望をだした。組合は、多数派の利益を守るだけでなく、立場の弱い人たちが切り捨てられないようにと、雇用者や使用者に対して強く働きかけたのである。

## おわりに

職務給では、職務に人が割り当てられ、賃金は職務に応じて支払われる。それゆえに、正規と非正規の間の「不合理な待遇差」は解消されると想定されている。しかし、日本において全面的に採用されてきた基地の事例をみる限り、その意図は制度選択によって事務的に実現されるわけではないことがわかる。職務の定義、範囲、格付けには曖昧さがあり、雇用者や使用者はそこに合理化のきっかけを見いだす。とりわけ、雇用制度の改変時において合理化が多発した。対して労働組合は、細かな点までチェックし、労働条件の切り下げを撤回させたり向上を図ったりする努力を続けてきた。たとえば、近隣の同職種の賃金額を調査し、具体的なデータを示して雇用主や管理者に格付けを修正させる、といったことを地道に行ってきた。それらを怠れば、労働条件の切り下げは容易に起こりうる。

現在の基地では、給与改定方式は「制度化」されている。給与は国家公務員のそれに準じて改定されるようになった。また、MLCの契約書によると、職務（職務記述書、基本給表、等級）を変更したり新たに設定したりする場合には、基本的に日米双方の合意が必要である、とされている。実際上の手続きとして、米軍側の提案に対して組合は事前に照会を受け、意見を述べる機会を与えられている。制度化前に比べれば、雇い主や管理者の案に対する修正は相対的に容易になった。しかし、職務概念の「拡張」や雇用制度の「多様化」など、従来とは異なる方法で労働条件の切り下げが起きている。職務の曖昧さはなくなり、そこをついた合理化もなくなならない。組合は、新しい形の合理化に対してその都度、対応を迫られているのだ。

こうして基地の職務給の歴史と現状を踏まえると、「働き方改革」を言葉通りに機能させるには、経営者任せや管理者任せではなく、組合などを通じた労働者によるチェック、労使間の協議が不可欠であり、さらには、目に余る理不尽な処遇が押しつけられるようであれば、スト権を確立した牽制も辞さない態度が求められることが推察される。むろん、基地を取り

巻く環境や労使関係は「特殊」である。安易な一般化は慎まなければならないが、いかなる「職務給」でも曖昧さはなくなり、合理化が生じる余地は必ず存在する。むしろ、旧来の「メンバーシップ型」に接ぎ木する形で「ジョブ型」を導入すれば、その余地は大きくなるであろう。ことは「制度選択」だけで解決するわけではない。対応の仕方に幅があるにせよ、この点に関して基地の内と外とで違いはないのである。

付記 本研究ノートは、沖縄社会学会（於沖縄県立看護大学、2022年12月4日）で口頭発表した原稿を加筆修正したものである。また、JSPS科研費20K02061の助成を受けている。

## 参考文献

- 伊原亮司（2019）「在日米軍基地の労使関係と労働—『戦後日本』で不可視化された労働者」『労働法律旬報』1948号、34～44頁。
- 伊原亮司（2022）「『職務給』は橋頭堡になりうるのか？—地方紙からみる基地労働者の『守り』と『共有』」『労働法律旬報』2007号、33～46頁。
- 全駐留軍労働組合編（1975）『全駐留軍労働組合運動史 第3巻』労働旬報社。
- 全駐労沖縄地区本部編（1999）『全軍労・全駐労沖縄運動史』全駐労沖縄地区本部。
- 濱口桂一郎（2021）『ジョブ型雇用社会とは何か—正社員体制の矛盾と転機』岩波新書。
- 春田吉備彦・全駐留軍労働組合中央本部編（2021）『基地労働者から見た日本の『戦後』と『災後』と『今後』』労働開発研究会。
- 水町勇一郎（2018）『「同一労働同一賃金」のすべて』有斐閣。



## 部活動改革における実態と課題 —沖縄県うるま市の事例から—

大 城 穂乃香\*

### Current Efforts and Challenges for Reforms in Extracurricular Sport Activities: A Case Study of Uruma city, Okinawa

OSHIRO Honoka

#### 要 旨

沖縄県うるま市の部活動改革に関する取り組みは、①民間企業、教育委員会、学校が連携して行う人材確保、②企業版ふるさと納税を活用した部活動運営の財源確保、③ICT技術を活かした施設管理であり、想定される今後の課題としては、(a) 子どものスポーツ格差、(b) 地域スポーツの商業化、(c) 勝利至上主義による行き過ぎた指導が挙げられた。

キーワード：運動部活動、部活動改革、地域移行

#### 1. 部活動改革の概要

運動部活動が学校教育と共存している国は日本だけである（中澤、2014）。そして、日本のスポーツ文化の継承のためには学校の部活動は欠かせない存在であるとも言われている（那須野、2021）。しかし、近年、少子化、勝利至上主義、教員の負担が問題視され、持続可能な部活動のあり方が模索されている。文科省は2023（令和5）年から段階的に公立中学校の運動部活動を地域団体に移行する「部活動改革」に関する取り組みを2018（平成30）年から開始した。また、今回の部活動改革は国が推進する働き方改革政策に位置づけられており、これまで以上に法的根拠を持った改革であると言われている（那須野、2021）。また、部活動は「教師の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の要因であることや、

\* 名城大学大学院国際文化研究科 s7322001@mail.meio-u.ac.jp

特に指導経験がない教員には多大な負担となっているとの声もある（文科省、2021、p.1）。という指摘があるように、主に教員の負担軽減を実現する働き方改善の観点からこの改革が進められていると言える。文科省における部活動改革についての概要では、休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、①休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保、②保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援、③拠点校（地域）における実践研究の推進とその成果の全国展開の3点を具体的な部活動改革の方策として掲げている（文科省、2021）。加えて、以下の5つが地域移行後に変化する具体的な内容である（表1）。

まず、1つ目は、子どもと直接的に関わる部活動の指導者が教員や部活動指導員から各団体に登録した指導者になる。2つ目は、怪我や体罰等の部活動に関するさまざまな責任の所在として、これまで学校長や教育委員会が担ってきたが、これからは法人化された各団体が担うことになる。3つ目は、部活動加入に伴う費用（部活動費）を学校が負担していたが、各団体が負担することになる。4つ目は、施設使用料が無料から有料になる。理由として、どの運動施設もレンタル料や施設を所有していれば土地代などの費用を支払うことは避けられないことからである。5つ目は、連絡・調整に関して、教員と生徒の一本線の連絡・調整の仕組みだったものから、より複雑になる。部活動場所の連絡や施設の貸し借り、生徒の学校の様子、出欠の把握など、各団体は生徒だけではなく、学校や教員と連絡・調整を行わなければならないからである。

他方、教員らの中でも、部活動改革についての意見は賛否両論である。部活動に使命感を持つ教員にとっては、外部指導者の導入を好まないという問題がある。松井・高橋（2020）の先行研究によれば、部活動のための外部指導者の導入について反対している教員の意見として「生活指導上の問題発生を懸念、教員が担うから意味がある業務、部活動指導員の質の担保、責任の所在が不明瞭、ケースバイケース（p.185）」という結果が明らかとなった。また、部活動の地域移行にあたって人材の確保が不可欠であるが、教員以外の人材を発掘するのは相当な時間と労力が必要であり、すべての部活動に外部指導者を配置するのは現実的に困難であるという指摘もある（山口・石川、2022）。さらに、教員や外部指導者に関する問題だけではなく、子どもの視点から地域移行の懸念点を指摘する先行研究もある。長瀬・柴

表1 具体的な部活動改革の変更点

	学校部活動（部活動改革前）	地域部活動（部活動改革後）
指導者	教員、部活動指導員	各団体に登録した指導者
責任の所在	学校長、教育委員会	各団体（法人化が必須条件）
参加費用	学校が負担 （一部必要経費を各自が負担）	受け皿団体が負担
施設使用料	無料	有料
連絡・調整	教員と生徒	各団体と学校、教員

（沖縄県教育委員会研修会<sup>1)</sup>の資料をもとに筆者が作成）

崎（2022）は部活動改革を進めるにあたって、表面的な仕組みだけでなく、地域特有の社会的背景も含めた上での検討が不可欠であるという指摘もある。したがって、今日の部活動改革は、働き手の確保や費用の問題、安全管理上の問題など多くの諸課題を抱えており、今後慎重に議論していく必要がある。

## 2. 国内の運動部活動を取り巻く現状

### (1) 中学生の運動部活動に所属する生徒数

国内における中学校に在籍する在籍者数は1962（昭和37）年の732万人をピークに徐々に減少している。また、2020（令和2）年は321万人であり、58年間で約6割の在籍者数が減少した<sup>2)</sup>。それは、部活動を行う中学生の生徒数とも比例している。2001（平成13）年から2021（令和3）年の運動部活動<sup>3)</sup>加盟生徒数を4年ごとに見てみると（図1）、加盟数、加盟率ともに減少傾向であり、2017（平成29）年から2021（令和3）年の4年間では、減少幅が一番大きく、4ポイント減少している。さらに、2001（平成13）年の加盟率は65.9%なのに対し、2021（令和3）年は7.1ポイント減少の58.8%を示している。今後は、少子化や部活動改革が本格的に取り組まれることから、加盟数、加盟率の減少がより進むことが見込まれる。

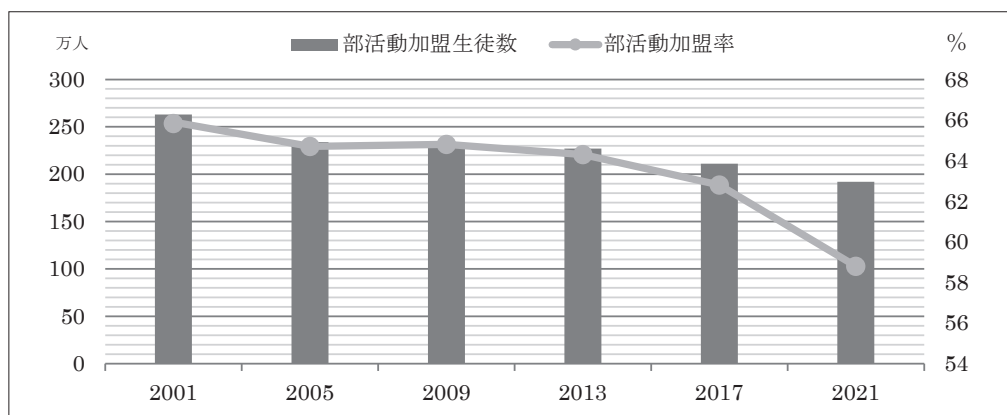


図1 部活動加盟生徒数と加盟率の推移  
（日本体育連盟<sup>4)</sup>のデータをもとに筆者が作成）

### (2) 経済的理由における子どもの部活動参加の制限

前述したように、運動部活動に所属する子どもは減少傾向であるものの、2021（令和3）年は約6割の生徒が運動部活動に所属している。一方、部活動に所属していない4割の中には、部活動に参加したくても、経済的理由から部活動参加を諦めざるえない子どもも存在する。部活動は学校教育の一環とはいえ、部活動に所属することで、練習着、道具、大会参加費、交通費などの費用の負担は保護者にとって小さくない。また、スポーツ庁（2018）が行った



運動部活動に関する実態調査報告書では、多くの公立中学校（n=414）において、部活動の費用の負担を保護者が担っていることが明らかになった。具体的にデータを見てみると（図2）、「当初の予算で不足した部においては、部員（生徒）の保護者から徴収している」が72.2%、「当初の予算で十分賄える」と回答した学校は31.6%、「部活動への充当財源として、学校の設置者もしくは学校が企業協賛金等の外部資金を集めている」が7.7%、「部活動への充当財源として、外部のOB・OGから寄付金を集めている部がある」が1.4%、「無回答、無効回答」が1.2%を示している。

以上のことから、国内の部活動を取り巻く環境として、2001（平成13）年から2021（令和3）年の20年間で部活動の加入数と加入率は減少しており、今後も減少傾向が見込まれる。また、部活動に係る予算については、7割以上の公立学校において保護者が負担しており、部活動に参加することを諦めざるを得ない経済的に厳しい家庭の子どもを包括できるような部活動改革が重要である。今後、進められる部活動改革では、これまで公教育だからこそ保たれてきた、運動・スポーツの機会の一定の公平性を担保しつつ、家庭の経済状況に関わらず新たに部活動に挑戦したい子どもや部活動を継続したい子どもが選択できるような経済的側面からの部活動支援の仕組みが不可欠である。

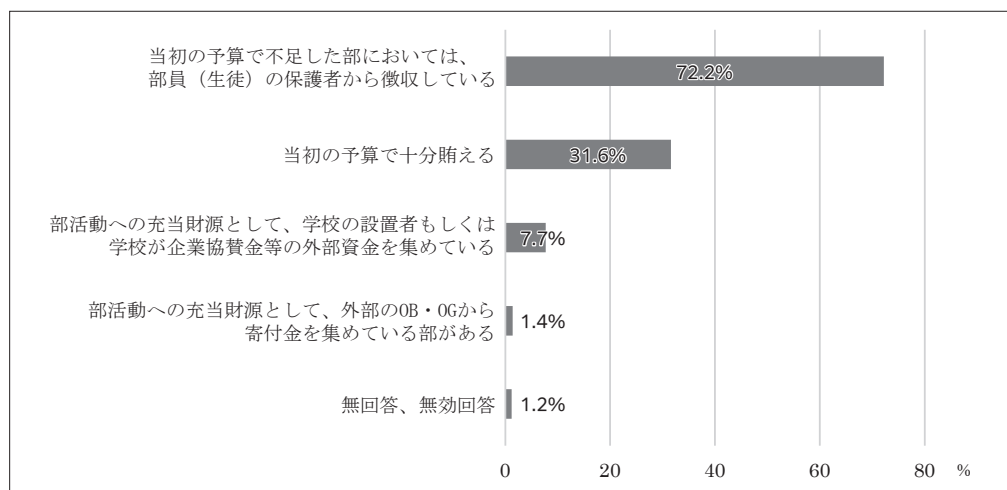


図2 部活動の予算に関する学校アンケートの結果  
（「平成29年度運動部活動に関する実態調査報告書」をもとに筆者が作成）

### 3. 沖縄県の運動部活動を取り巻く現状

#### (1) 沖縄県の部活動の所属状況

表2は2001（平成13）年度から2021（令和3）年度の沖縄県の中学生の部活動加盟生徒数と外部指導者数を示したものである。部活動加盟生徒数は20年間で、約2割減少し、外部指導者数は約5割増加した。沖縄県も国内全体の部活動加盟生徒数と同様に徐々に減少しつつ

ある。また、本研究では外部指導者数のみ参照しているが、2017（平成29）年度から運動指導員<sup>5)</sup>という人材の配置が開始されたことから、今後は部活動加盟生徒数とは対照に外部指導者数及び運動指導員は増加し続けることが予想される。

表2 沖縄県の中学生の部活動加盟生徒数と外部指導者数

年度	部活動加盟生徒数（人）	外部指導者数（人）
2001	31,808	479
2005	29,600	859
2009	28,737	941
2013	27,914	869
2017	25,737	896
2021	24,750	903

（公益財団法人日本中学校体育連盟の「加盟校・加盟生徒数調査集計表<sup>4)</sup>」をもとに筆者が作成）

また、2017（平成29）年から2021（令和3）年の過去5年間の沖縄県の高校生部活動加入率及び加入人数のデータを見てみると（図3）、この5年間で加入率は4.1ポイント、加入人数は2,931人減少している。これは、沖縄県の高校生の部活動所属の推移は前述した全国的な部活動参加率、沖縄県の中学生の部活動加入生徒数の減少の流れと同様な傾向を示していると言える。

さらに、文科省が2017（平成29）年に実施した部活動に特化した全国調査結果において、全国と沖縄県の学校の部活動と地域のスポーツクラブに所属状況について参照する<sup>6)</sup>。質問10の「学校の部活動や地域のスポーツクラブに所属していますか」の項目では、全国の男子の運動部に所属している割合が78.2%に対し、沖縄県は74.7%を示し4ポイント下回っている。一方、女子は全国が57.7%に対し、沖縄県が58.2%で0.5ポイント上回っている。ここで

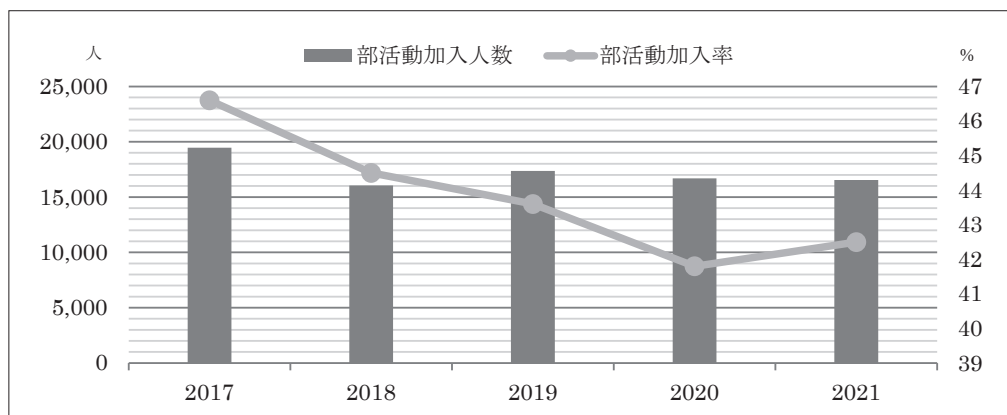


図3 沖縄県の高校生の部活動加入率等推移  
（「部活動等の在り方に関する方針（改訂版）」を参考に筆者が作成）

特筆すべきは、地域のスポーツクラブの所属率である。男子は全国が16.2%に対し、沖縄県は8.8%で約2倍の差がある。女子に関しても、全国は9.4%に対し、沖縄県は4.8%であり2倍以上の差がある。以上のことから、沖縄県は男女ともに部活動に所属する割合は全国との大差はない。しかし、学校以外の地域でスポーツクラブに所属している割合が全国と比べ、極めて低いことが明らかとなった（表3）。

表3 沖縄県と全国の運動習慣調査

区分	男子		女子	
	部活動	地域のスポーツクラブ	部活動	地域のスポーツクラブ
全 国	78.2%	16.2%	57.7%	9.4%
沖縄県	74.7%	8.8%	58.2%	4.8%

（「運動部活動に関する調査結果の概要に係る基礎集計データ<sup>6)</sup>」を参考に筆者が作成）

## (2) 沖縄県の抱える子どもの貧困問題と部活動の関係性

先行研究では、経済的な格差とスポーツの機会・成果の格差は相関があることは度々訴えられている（清水、2021）。沖縄県の子どもの貧困率は全国的に見ても顕著であることから、沖縄県も子どものスポーツ格差が存在することが考えられる。ここでいうスポーツ格差とは、清水（2021）が定義した「家庭の社会経済的条件（所得、学歴、職業）が要因となって生じる①スポーツ機会のアクセス、②運動・スポーツ習慣（スポーツライフ）、③運動・スポーツ活動への意欲、④体力・運動能力水準等、スポーツ活動によって獲得されるアウトカム、にかかわる許容できない不当で不平等な差異（清水、2021、pp.17-18）」である。特に、学校教育においてスポーツ格差が浮き彫りとなるのが部活動の参加率である。沖縄県が2021（令和3）年に実施した子ども調査<sup>7)</sup>では、「あなたは、地域のスポーツクラブや文化クラブ、学校の部活動に参加していますか（中2生徒）」の質問で「参加している」と回答した回答者を経済状況別に見てみると、一般層は80.8%、低所得層Ⅱは74.7%、低所得層Ⅰは70.0%であった<sup>8)</sup>。また、「参加していない」と回答した理由として、低所得層Ⅰでは「費用がかかるから」は11.8%を示し、一般層と低所得層Ⅱと比較して高くなっていたことが明らかとなっている。以上のことから、沖縄県は子どもたちの自由な意思が尊重されるはずである部活動参加が、親の収入によって左右され、子どもの運動・スポーツの機会、成果の格差に繋がっていると言えよう。さらに、子どもが部活動を含む、放課後クラブやスポーツクラブのような組織的活動の参加を経済的理由から阻止されてしまうと、子ども社会への参加が疎外され、子ども同士の関係にも影響を及ぼすことが指摘されていることから（清水、2021）、複雑に絡み合ったスポーツ格差がもたらす、子どもの不利益を最小限にするための議論が重要である。

## 4. 沖縄県の部活動改革の実態と課題

部活動改革の第1歩として、休日の部活動の段階的な地域移行に向けて全国各地の114箇

所の拠点校において実践研究が実施され、研究成果の普及することで、合理的で公立的な部活動の推進が図られている（スポーツ庁、2022）。沖縄県でも公立中学校において、運動部活動を地域団体に移行する部活動改革が拠点校を中心に進められてきた。その中において、特に先進的な取り組みを行う沖縄県うるま市（以下、うるま市）の先行実践をもとに沖縄県の部活動改革の実態と今後想定される課題を事例的に検討した。

#### （1）沖縄県うるま市の部活動改革の先行事例

うるま市では、部活動改革が2017（平成29）年度から学校・部活動を中心とした地域活性化モデルとして部活動の地域移行が行われている。特に着目したいのが、①外部指導者の派遣、②部活動運営の財源確保、③施設管理の3つの取り組みである。

まず、①外部指導者の派遣についてである。うるま市のA中学校の校長は、教員の働き方の改善を目的として2022（令和4）年度から計6競技で外部指導者を配置した。その中で、学校によっては地元のプロスポーツ選手を外部指導者として派遣しており、週2回プロチームの選手から指導を受けられる。仕組みとしては、学校とうるま市教育委員会の仲介役を担う「スポーツデータ社」が派遣元であり、全国各地で部活動の地域移行のための人材バンクの機能を果たしている。また、スポーツデータ社は2017（平成29）年からうるま市と連携を開始し、2022年11月現在では離島を除き9校で外部指導者の派遣を行っている。このように、うるま市は部活動の地域移行を契機として、公立中学校に通う子どもがプロの選手から指導をもらうという先進的な取り組みを行っている。

次に、②部活動運営の財源確保についてである。うるま市は、前述したように、教員らの働き方改革だけでなく、子どもたちに質の高い指導が受けられるために公立中学校に地元のプロ選手の派遣を行っている。しかし、その派遣校が多くなればなるほど人材は必要になるし、それに応じた謝金の負担も大きくなる。指導の質を重視するうるま市は、外部指導者への謝金を時給3,000円としている。スポーツ庁<sup>9)</sup>が報告している他の市町村の謝金の例を見ると、鴻巣市教育委員会は1回1,080円、富山県朝日町立朝日中学校は月6,000円、岐阜県羽島市立竹鼻中学校は1回1,000円である。各市町村、報酬を回数制と時給制で制度が異なるため、単純な比較は難しい。しかし、1回の部活動の練習時間が1時間だと仮定しても、うるま市は一般的な外部指導者の2～3倍以上の時給である。以上のような、部活動運営費の財源確保は地域移行が進むにつれてより必要となってくる。そこで、うるま市は「企業版ふるさと納税」を導入し2021（令和3）年度は1,500万円集計した。仕組みとしては、個人版とは異なって返礼金はなく、自治体の地域活性化事業に寄付した企業の法人税などの税負担を最大で9割軽減するという仕組みである。このように、うるま市は部活動改革のための予算確保に向けた画期的なアイデアを生み出したことで、地域の子どもの運動・スポーツの機会に活かされ、持続可能な地域社会とともにある新しい部活動の運営を実践している。

最後に、③施設管理についてである。日本国内のスポーツ施設は、学校体育・スポーツ施

設が全体の約6割を占めており、今後、持続可能な地域スポーツ環境を確保するためには、学校体育施設の活用を一層進めることが重要である（スポーツ庁、2020）。しかしながら、学校体育施設の有効活動の可能性を調査したスポーツ庁（2020）は「学校体育施設」の状況について、開放の対象は事前に登録された団体限定である施設が多く、個人でも利用可能な体育館は3割以下となっていることを報告しており、学校開放の管理や費用に関することが部活動の地域移行の課題の1つとして挙げている。この点に関して、うるま市も同様に学校の負担とならない地域移行を進める上で、休日の学校施設利用の際の施設開閉手段に関する課題として掲げていた。そこで、うるま市はスポーツバンク社と連携を行い、ICT活用による施設の効果的運用に取り組むことで、利用者による鍵の開閉を実施、Webカメラ等を活用した遠隔による管理を実践研究の成果として報告している。具体的には、スマートフォンやICカードで開閉が可能な鍵のシステム導入を進めており、地域スポーツ活動で活用する学校施設の開閉を近年のICT技術を生かした効率的な施設管理を積極的に進めている。

## （2）沖縄県うるま市の部活動改革の課題

前述したような部活動の地域移行が沖縄県うるま市では先行事例として研究されており、全国でも先進的な取り組みが注目を集めている。実践が進んでいるうるま市でも地域移行に向けての人材配置、財政確保、ICT活用などを通じた教員の働き方への効果的な報告など、好事例がほとんどである。しかし、より良い部活動改革を進めるためには、部活動の地域移行によって想定される問題について批判的な視点からの議論も重要であろう。そこで、うるま市の先行事例をもとに、部活動改革の課題を以下3点述べる。

まず1点目は、部活動改革によって外部指導者への謝金の格差が子どものスポーツ格差に繋がる危険性である。部活動が地域移行後、学校単位ではなく校区内外関係なく部活動の参加が可能になれば、地域間のスポーツ格差が広がる可能性が考えられる。例えば、うるま市のようにプロの選手を外部指導者として派遣する特定の部活動に入部を希望する子どもは転入・転居するという事例も増し、地域差が生じる。さらに、外部指導者への謝金額は各市町村から支払われており、全国や都道府県で統一されておらず、沖縄県内でも、うるま市のように時給3,000円と定めている地域から最大1,600円としている地域までその差は2～3倍である。加えて、謝金額は労働基準法などの法律で定められておらず、外部指導者は仕事よりボランティア的なマインドを持っている場合が多く、妥当な謝金単価や謝金支給の継続など不透明な点がいくつかある<sup>10)</sup>。しかし、外部指導者の謝金が上がれば、その分の保護者負担となるのは明らかであり、経済産業省（2021）は学校部活動の地域移行が本格化するとともに、サービス業としての地域スポーツクラブがその受け皿を担うことから、受益者負担の増加は不可避であることを指摘している。そこで、想定される部活動改革の問題としては、収入が高い家庭の子どもは指導員に対して報酬を多く払える地域やスポーツクラブ団体に所属し、報酬の高さに伴って質の高い外部指導者に教えてもらえる環境が提供される。一方、経



経済的に厳しい家庭の子どもは、安い部活動費用の地域やスポーツクラブ団体に所属し、そこで雇われる外部指導者は報酬が低いため、指導の質にばらつきが出る可能性がある。このように、家庭の状況でスポーツ機会や成果が左右され、外部指導者への謝金の格差がスポーツ格差に繋がる問題を生まないためにも、外部指導者への謝金の格差が子どもたちの選択肢を狭めないための全国、または都道府県ごとの基準の設定は必要である。

2点目は、地域スポーツが商業化する可能性である。スポーツデータバンクは部活動が学校から切り離された活動として民間で運営が可能であり、民間から見た部活動の可能性を大きなビジネスのチャンスのもとと表現している<sup>11)</sup>。事例として沖縄県を含む全国38都道府県で展開しているBリーグ（プロ・バスケットボール）のスクール事業を見てみると<sup>12)</sup>、入会費が1万1,000円、年会費（保険代）が1,100円、月謝が4,980円であり、少なくとも貧困層の子どもにとっては高額な価格設定である。また、このようなプロチームが主催するイベントや大会などを通して、チームに所属する子どものファンづくりなども経営を支える営業の1つであり、ファンや家族にユニフォーム購入やチケット購入に貢献してもらうことで、収益に繋がることが報告されている<sup>11)</sup>。さらに、2022（令和4）年にうるま市教育委員会で行われた地域移行した際の大会のあり方についての議論の中で<sup>13)</sup>、「うるま市は県内でも貧困率が高い地域であるため、受益者負担で活動するとなる際のハードルは高いと思う」という意見があることから、大会自体がビジネスの場として活用されることで、家庭の経済状況によって大会に参加できない子どもが出てくるのが想定できる。今後は、教員の働き方の改善、スポーツ選手のセカンドキャリアの充実、子どもの競技力向上のためだけでなく、地域スポーツが商業化することで失われる部活動意義や家庭の状況によって取り残される子どもたちの不公平さも考慮したビジネスモデルが必要になるだろう。

3点目は、勝利至上主義による行き過ぎた指導が行われる可能性である。2012（平成24）年の大阪府の体罰事件以降、日本では部活動における体罰やハラスメントなどの問題が多く取り上げられるようになった（豊田ら、2021）。部活動は教育の一環であると認識しつつ、体罰をした経験がある教員の要因は、「顧問の指導方針・信念」、「顧問の勝利至上主義的指導観」の尺度得点が有意に高かったという結果が報告されている（霜触・笠巻、2022）。このように、教育を専門とする教員さえも勝利至上主義による行き過ぎた指導によって、未だ体罰等の問題が絶えない現状がある。今後、子どもの健全なスポーツ環境を整備するためには、部活動を地域移行後、教員だけでなく、教育を専門としない外部指導者も部活動の意義を汲み取り、勝利至上主義に走らない指導者の意識改革が必要となる。また、沖縄県うるま市と部活動改革の先行実践を行うスポーツデータバンク社も、部活動の民間連携における課題として指導人材の質の担保を挙げており、具体的には自身の経験をもとに指導を行っている指導者が多いこと、部活動の指導に求められる質がどの程度なのか定義が曖昧であること、の2点を指摘している<sup>13)</sup>。その手立ての1つとして、部活動指導者の研修の充実に向けた取り組みがある。2020（令和2）年から日本スポーツ少年団<sup>14)</sup>が設けた「スタートコーチ（ス



ポーツ少年団) 養成プログラム」は参加費1人5,500円で(令和3年度沖縄県の事例) この養成プログラムを受講すると、日本スポーツ協会の公認資格が取得できる。また、2022(令和4)年には、公益財団法人日本スポーツクラブ協会が、学校部活動の地域移行を円滑にサポートするための人材育成を目的とした「学校部活動指導士養成(資格認定)講習会」がある。参加費は1人6万円であり、講習会に参加し、レポート・検定テストに合格すると学校運動部活動指導士という資格が取得できる。両者のプログラムを見てみると、スポーツを指導するための知識だけでなく、子どもの発育・発達に合わせた指導やカウンセリングマインドに関するための科目が総合的に学習できるカリキュラムである。しかし、これらの研修や資格習得のためには時間的・経済的ハードルを超える必要があり、手軽に受講できるとはいえない。そこで、各地域の部活動に関わる全ての人が研修を受けたり、指導に関する悩みや不安を共有したりする交流の場を定期的に設けることで、指導者の質の担保に繋がり、子どもたちが安全で安心して、部活動に励むことが可能になるだろう。

## 5. おわりに

本研究では、沖縄県うるま市の取り組みに焦点を当て、文献調査を通して部活動改革に関する実態と今後の課題を整理することを目的とした。沖縄県うるま市の主な取り組みは、①民間企業、教育委員会、学校が連携して行う人材確保、②企業版ふるさと納税を活用した部活動運営の財源確保、③ICT技術を活かした施設管理の3つである。また、部活動改革によって想定される今後の課題としては、(a) 部活動改革によって外部指導者への謝金の格差が子どものスポーツ格差に繋がる危険性、(b) 地域スポーツが商業化する可能性、(c) 勝利至上主義による行き過ぎた指導が行われる可能性が挙げられた。

このような部活動の地域移行をめぐる諸問題によって、学校と地域の協働の在り方が、あらためて問い直されていると言える。2023(令和5)年度は部活動改革の初期段階であり、部活動改革を効果的に進めるための先行実践や外部指導者、民間企業への期待も高まりつつある。急速な情報化社会の進展に伴い多種多様な人、情報、技術が交差し合い、部活動改革が進められている。最新のテクノロジーの導入やプロのアスリートの導入は部活動改革を契機として取り組まれた画期的な部活動の形である。しかし、新しいものを取り入れるだけでなく、公的機関である学校だからこそ保たれてきたすべての子どもが運動・スポーツに親しむための基盤となる部活動参加の公平性は失ってはいけない。今後は、文献調査だけでなく、先行実践を質的な側面から慎重に検討することが、部活動改革によって子どもを誰1人として取り残さないための重要な課題である。

## 注

<sup>1)</sup> 2022年10月28日に行われた沖縄県教育委員会の研修会資料、「部活動の地域移行ーひらの倶楽部のチャレンジャー」を参考にした。

- 2) 学校基本調査
- 3) 運動部活動は公益団団法人日本中学校体育連盟が加盟校調査集計で示している以下の競技「陸上競技、水泳競技、バスケットボール、サッカー、ハンドボール、軟式野球、体操競技、新体操、バレーボール、ソフトテニス、卓球、バドミントン、ソフトボール、柔道、剣道、相撲、スキー、スケート、アイスホッケー」を指す。
- 4) 「公益団団法人日本中学校体育連盟」を参考にした。 <https://nippon-chutairen.or.jp/data/result/>（最終アクセス日2022年11月15日）。
- 5) 運動指導員とは、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動に係る技術的な指導に従事することを目的に制度化された（学校教育法施行規則第78条の2）。
- 6) 文科省（2017）「学校体育の充実について。資料3『運動部活動に関する調査結果の概要に係る基礎集計データ』」を参照。 [https://www.mext.go.jp/prev\\_sports/comp/b\\_menu/shingi/giji/\\_icsFiles/afieldfile/2017/03/08/1382347\\_007.pdf](https://www.mext.go.jp/prev_sports/comp/b_menu/shingi/giji/_icsFiles/afieldfile/2017/03/08/1382347_007.pdf)（最終アクセス日2022年11月25日）。
- 7) 沖縄県「令和3年度沖縄子ども調査報告書（pp.112-113）」を参考にした。 [https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/kodomomirai/kodomotyosa/documents/2022\\_kodomoreport1.pdf](https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/kodomomirai/kodomotyosa/documents/2022_kodomoreport1.pdf)（最終アクセス日2022年11月25日）。
- 8) 沖縄県の貧困調査では、世帯の経済状況を分析するため、世帯の手取り収入を世帯人数の平方根で割った等価可処分を算出し、困窮程度を低所得層Ⅰ（127万円未満）、低所得層Ⅱ（127～190.5万円未満）、一般層（190.5万円以上）と分類している。
- 9) スポーツ庁「教育委員研究協議会提供資料『運動部活動の地域移行について』」2022年を参考にした。
- 10) 「第2回地域×スポーツクラブ産業研究会『スポーツデータバンクグループの取り組みと部活動における民間活力の可能性』」2020年を参考にした。
- 11) スポーツデータバンク沖縄株式会社「学校をフィールドにした総合型放課後サービスによる持続可能なクラブ運営のための調査研究事業」2022年を参考にした。
- 12) “RYUKYU GOLDEN KINGS ACADEMY”を参考にした。 <https://okinawa-sports-academy.jp/course>（最終アクセス日2022年11月25日）。
- 13) 経済産業省「地域×スポーツクラブ産業研究会第1次提言」2021年を参考にした。 [https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/chiiki\\_sports\\_club/pdf/20210625\\_1.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/chiiki_sports_club/pdf/20210625_1.pdf)（最終アクセス日2022年11月25日）。
- 14) 日本スポーツ協会ホームページを参考にした。 <https://www.japan-sports.or.jp/club/tabid12.html>（最終アクセス日2022年11月25日）。

## 【引用文献】

松井慎一・高島結珠「中学校における運動部活動の意義と運営上の課題：部活動指導体制等に対する現職教員の状況について」『国土館大学体育研究所報』、39：183-186、2021年。

長瀬基延・柴崎直人「公立中学校における部活動の地域移行に向けた部活動改革の視点に関する考察：多治見市の学校部活動と地域ジュニアクラブとの連携による取組の調査を通して」

岐阜大学教育学部研究報告、教育実践研究・教師教育研究, 24:181-187、2022年。

中澤篤史『運動部活動の戦後と現在：なぜスポーツは学校教育に結び付けられるのか』青弓社、2014年。

那須野親「令和の部活動改革において議論されるべきは何か―一部活動が持続すべきこと（B高剣道部資料から）―」『宇都宮大学地域デザイン科学部研究紀要』、10:59-77、2021年。

経済産業省「地域×スポーツクラブ産業研究会第1次提言」[https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/chiiki\\_sports\\_club/pdf/20210625\\_1.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/chiiki_sports_club/pdf/20210625_1.pdf)（最終アクセス日2022年12月2日）。

霜触智紀・笠巻純一「運動部活動の顧問が認知する体罰関連要因と体罰行為経験との関連」『スポーツ産業学研究』32（4）：433-452、2022年。

清水紀宏『子どものスポーツ格差―体力二極化の原因を問う―』大修館書店、2021年。

スポーツ庁「学校体育施設の有効活用に関する手引き」[https://www.mext.go.jp/sports/content/20200331-spt\\_stiiki1385575\\_00002\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/20200331-spt_stiiki1385575_00002_2.pdf)（最終アクセス日2022年12月2日）

スポーツデータバンク沖縄株式会社「自治体と連携したスポーツクラブによる学校をフィールドにした総合型放課後サービスによる持続可能なクラブ運営のための調査研究事業」2022年。

豊田隼・飯塚駿・三澤孝康・遠藤俊郎「学校運動部活動における指導者の体罰に関する一考察：被体罰経験の実態と体罰に対する意識に着目して」『山梨学院大学スポーツ研究』4:1-10、2021年。

山口勉・石川照子「三重県における中学校運動部活動の現状と課題」三重大学教育学部研究紀要『自然科学・社会科学・教育科学・教育実践』74（1）：179-186、2022年。

社会正義を志向する学校と地域に関する事例的研究  
—沖縄県のスクールソーシャルワーカーと特別支援コーディネーター  
へのインタビュー調査を通して—

大 城 穂乃香\*

A Case Study of Social Justice-Oriented Schools and  
Communities  
—Findings from Interview of Special Needs Coordinator and School  
Social Workers in Okinawa—

OSHIRO Honoka

要 旨

沖縄県の貧困の子どもの実態として、家庭において独りで過ごしていたり、十分な食事を摂って  
いなかったりしている子どもが存在している。そこで (a) 親や子どもの立場や気持ちに共感する、  
(b) リーダーシップの重要性を理解する、(c) 批判的思考を持つという3点が子どもの貧困を支援  
する上で重要な社会正義志向の視点であることが示唆された。

キーワード:社会正義、子どもの貧困、特別支援コーディネーター、スクールソーシャルワーカー

1. 社会正義とは

(1) なぜ、社会正義が必要なのか

本研究で扱う「社会正義」とは、英語では「social justice (ソーシャルジャスティス)」  
と表記され、日本語訳では「社会正義」または「社会的公正」と訳される。「正義」というと、  
政治、哲学、倫理学の守備範囲だと捉えられていたが、近年、教育学上の課題の解決に向け  
ても「正義」に関わる議論がある。近年の人口減少と外国人数の増加により、国内の地域に  
おいても多文化的状況が生起する一方、文化的排除を巡る議論と多様な文化を承認すること  
への要求の高まり、正義の概念が社会全体に関心を集めつつあるとも言われている(阿部、

\* 名城大学大学院国際文化研究科 s7322001@mail.meio-u.ac.jp

2011)。日本では、さまざまな困難を抱える人に対して支援が行なわれているが、社会構造や経済状況などの理由でどちらかと言えば少数派（例えば、貧困、部落問題、LGBTQ、教育格差によってマイノリティに分類されるグループ）に分類され苦しんでいる人たちなどへ支援に力を注いでいこうとする姿勢が社会正義志向だとも言われている（下村、2020）。

グローバル化の進展に伴い、様々な社会情勢の中、経済格差、異なる文化や宗教などの背景を持つもの、そして多様な国や地域の人々が積極的に交流していく社会的な状況になってきた。そのような現況は教育分野においても同様で、多様性や寛容性といった社会の変化に対応する教育の在り方が求められている。そして今日の教育の動きとしては、障害の有無だけでなく、子どもの持つ多様な背景を視野に入れた教育のあり方を見直す「令和の日本型学校教育」の重要性が訴えられている<sup>1)</sup>。そこでは特に、多文化や子どもの貧困、人権などの観点においての合理的配慮が求められている。これからの教育を考える上で、社会に潜む不正義に対して挑戦し、誰ひとり取り残すことのない教育を行う視点が、社会や教育の変革に向けた社会正義のための教育を検討することが重要であろう。

## (2) 社会正義のための教育に関する先行研究

日本の教育動向からも、教育の分野において社会の不平等を取り除く考えが浸透しつつあると言える。しかし、教育分野では多様な子どもを包括するための教師の役割が求められているにもかかわらず、依然として、不平等を取り除くための社会正義志向の教育を遂行するための教師の育成には至っていない（岩田ら、2021）。これからの教育ニーズに合わせた教育分野における多様な学び方、価値観を見直し、社会正義という概念から教育を捉え直すことは重要である。

そもそも、社会正義のための教育に関する研究は欧米諸国から着手された研究である。人種や階層、ジェンダー、民族研究をテーマとした多文化教育の研究が1960年代ごろから発展し、当初は民族研究、人種や階層を中心に行われてきたが、1990年以降の多文化教育の対象の拡張がなされた（伊藤・佐藤、2020）。また、多文化教育とは、異なる文化を学ぶことと表面的な理解に陥りがちだが、あらゆる背景を持つ人が平等かつ後世に教育を受けられるべきという考えのもと展開されてきた概念である。そして、2010年代から「多文化教師教育」という言葉が見られなくなった代わりに、社会正義と教育が結びつけられ、「社会正義のための教育」という研究や実践が散見されるようになった（伊藤・佐藤、2020）。国内の論文検索サイトCiNiiにおいて、「社会正義」及び「教育」と「社会正義」がタイトルに含まれるヒット数（2010年から2022年7月）を見てみると、日本では2017年以降から社会正義に関する研究が増えてきたことがわかる。さらに、2010年から2015年まで（合計33件）と2016年から2021年まで（合計94件）のそれぞれ6年間の合計ヒット数を比較してみると、後者は前者より65%も増加していることから、近年日本において社会正義に関する研究が着手されつつあると言える（図1）。



図1 CiNiiにおける社会正義に関する検索ヒット数

## 2. 社会正義と沖縄の子どもを取り巻く諸課題

### (1) 低所得家庭が及ぼす子どもへの影響

日本において「子どもの貧困<sup>2)</sup>」が深刻化する中、2013（平成25）年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、翌年には「子供の貧困対策に関する大綱」が策定された。それから、2019（令和元）年、新たに「子供の貧困対策に関する大綱（以下、「大綱」と略）」を改定した。新たな「大綱」の策定の目的には、「子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要がある」と示されている。また、子どもの「問題行動」の原因を家庭に押し付けたり、貧困の要因を家庭にあると決めつけたりするなどの自己責任志向から地域や学校、社会全体で子どもを見守り、公正な社会をつくるという意識の転換の必要性を国は謳っている。

沖縄県は2020（令和2）年から「沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例」において、子どもを虐待から社会全体で断固として守り、健やかに成長ができる社会の実現が目指されている。しかし、2020（令和2）年度、2021（令和3）年度と連続して、県の児童虐待件数が過去最多を更新している。全国児童相談所会<sup>3)</sup>は、虐待につながると思われる家庭・家族の状況として、「経済的な困難」33.6%、「ひとり親家庭」26.5%、「不安定な就労」16.2%などを挙げており、経済的に厳しい家庭が多い沖縄と虐待数の相関関係が窺える。2022（令和4）年に発表された沖縄こども調査<sup>3)</sup>によると、新型コロナウイルス



の感染拡大前後で4割以上の世帯の収入が減少したことが報告されている。加えて、低収入層ほど収入が減ったと回答する割合が高く、さらに低収入層の収入減少の度合いも大きかったことが報告された。児童虐待やネグレクトが低収入や貧困と結びついているという議論は少なくないことから、子どもの貧困問題を社会構造の仕組みから変えていく必要がある（湯浅、2008；山野、2014）。

## （2）沖縄の低所得家庭にのしかかる教育費

ここでは、子どもの貧困と教育費に纏わる現状を取り上げていく。OECD<sup>4)</sup>の教育公的支出をみると、日本のGDPに対しての初等教育から高等教育までの公的支出割合はOECD加盟国の38か国中37位であり2.8%を示している。

それゆえ、日本では、家庭に占める教育費負担が増加していることが指摘され（阿部、2008；山野、2014）、さらには、「進学競争意識が各家庭で醸成されてきたために私教育費が一貫して拡大してきた（石井、2014、p.165）」という背景がある。近年は国の子育て・教育費を充当する施策のニーズの拡大のもと2020（令和元）年には大学就学援助制度が始まり、家庭負担を軽減する取り組みが行われているが、十分とは言えない。特に沖縄のように経済的基盤の弱い家庭が多い地域は未だ苦しい状況である。具体的に、沖縄県振興開発金融公庫の報告<sup>5)</sup>を参照したい（図2）。沖縄県の教育資金利用者の年収世帯に占める教育費の負担割合を見てみると、世帯年収が「年収400万円以上600万円未満」、「年収600万円以上800万円未満」、「年収800万円以上」では3割から2割前後なのに対し、「年収200万円以上400万円未満」では世帯年収の約5割を占めており、「200万円未満」の家庭では、沖縄全体は89.0%、離島は105.6%を示している（沖縄県振興開発金融公庫、2022）。教育資金利用者の沖縄全体の世帯年収の平均は422万円（離島394.1万円）であり、年収400万円未満の世帯は5割以上を占めている。この結果から、沖縄県の教育資金利用者の半分の世帯は毎年、教育費に年収の5割以上を負担しているということである。教育にはお金を投資したい沖縄と教育費が家計を苦しめる沖縄の実態が読み取れる。特に、「200万円未満」の家庭に対する厚い教育支援は急務だと言える。また、所得者層の家庭における教育費の増大・負荷は、高等学校や大学等の教育の機会を奪う障壁となっている。進学の面だけではなく、教育費の家族依存システムは虐待や貧困問題で家族に頼りたくても頼れない子どもにとって、夢や人生の重要な選択肢が塞がることになり、経済的にも心理的にも依存しなければならないという状況が生まれることが指摘されている（山野、2014）。そこで、子どもたちが家庭の経済状況に関わらず、公平な教育の機会が担保されるための国や県の政策が求められる。

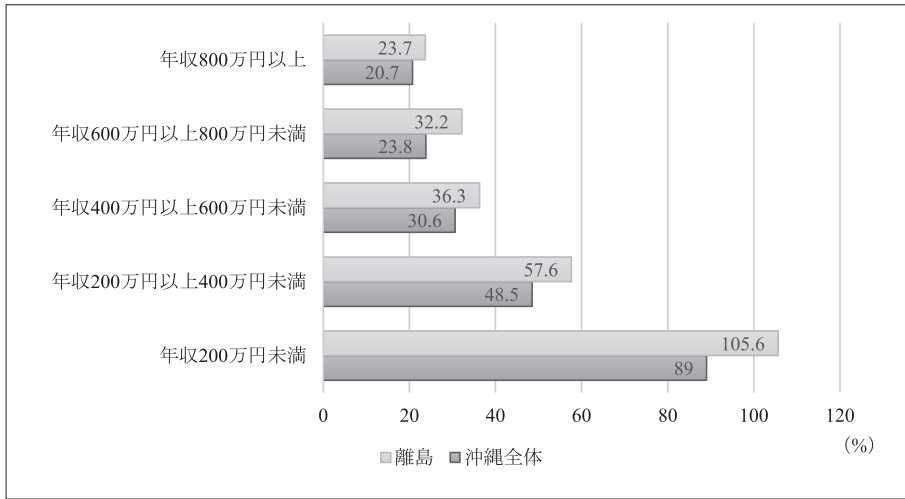


図2 年収階層別 教育費の負担割合  
(令和2年度「沖縄公庫教育資金利用者調査報告」を参考に筆者が作成)

### 3. 問題の所在と研究の目的

本研究の対象である沖縄は、戦後27年間にわたっての米国政権下や米軍基地における現在の沖縄への影響は大きい。経済的な格差だけでなく教育に関しても、沖縄と本土との格差は存在する。1960年代から上沼（1963）によって、本土に劣る沖縄の子どもたちの学力・体力向上、若者の問題行動、長期欠席、基地をめぐる混血児対策に関する問題はすでに指摘されており、日本復帰50年過ぎた今日でも沖縄が抱える教育諸課題の改善は十分ではない。そこで、現在の教育に纏わる沖縄県の子どもを取り巻く厳しい実態として以下のデータを参照する(表1)。高校卒業後の進路未決定率12.4%(全国4.6%)、中学校卒業後の進路未決定率1.4%(全国0.7%)、大学等進学率40.8%(全国55.8%)、若年層の婚姻割合4.8%(全国1.6%)、10代の出産割合2.2%(全国0.9%)であり、就学援助率24.2%(全国14.5%)以外は全国でワーストとなっている。

表1 教育に纏わる沖縄県の子どもを取り巻く厳しい実態  
(令和3年「沖縄県子どもの貧困対策に関する最終報告書<sup>7)</sup>」をもとに筆者が作成)

	直近値	全国	順位
若年層の婚姻割合	4.8% (R元年)	1.6% (R元年)	1位
10代の出産割合	2.2% (R元年)	0.9% (R元年)	1位
就学援助率	24.2% (R元年)	14.5% (R元年)	2位
高等学校等進学率	97.5% (R2年)	98.8% (R2年)	47位
中学校卒業後の進路未決定率	1.4% (R2年)	0.7% (R2年)	1位
高等学校の申退学率	2.3% (R元年)	1.3% (R元年)	1位
高校卒業後の進路未決定率	12.4% (R2年)	4.6% (R2年)	1位
大学等進学率	40.8% (R2年)	55.8% (R2年)	47位

また、沖縄の40%を占める非正規雇用率<sup>6)</sup>、全国最低の一人あたりの県民所得<sup>7)</sup>、全国最高の母子世帯出現率や離婚率などの不安定な家庭環境で育つ子どもへの教育諸問題は顕著であり、嘉納（2017）は沖縄と日本本土との格差だけでなく、県内の格差も拡大しつつあることを指摘している。特に、沖縄は歴史的、社会構造的に見ても独自性があり、子どもが抱える困難も多様であることから、福祉・専門機関などの適切な支援へ繋げるための社会正義志向のアンテナが学校や地域において重要であると言える。そこで本研究では、全国でも子どもの貧困が顕著な沖縄県において、子どもの貧困の実態を明らかにし、子どもを包括する学校や地域の視点を社会正義の観点から考察することを目的とする。

#### 4. 調査方法と分析方法

調査方法としては、沖縄県の「子どもの貧困」を支援する学校現場と学校内外をつなぐ特別支援コーディネーター2名と、スクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」とする）2名への半構造化インタビューを行った。質問項目は以下の通りである。(1)自分自身の役割、(2)支援している子どもの実態、(3)子どもを支援する上で大事にしていること、(4)子どもを支援する上での困難や悩み、制度面における改善点等、(5)学校（教員）や地域に求めていること、である。インタビューデータは、逐語録におこし、語られた内容を出来事ごとに要約しコード化した。次に、コード化したデータをさらに共通性、相違性を検討し、カテゴリーを抽出した。なお、対象者には、調査目的、調査内容、研究協力への自由意志と拒否権、研究結果の公表方法に関して、インタビュー調査前に説明した。また、対象者の回答によって一切の不利益を被らないことを説明した。

#### 5. 結果

##### (1) 子どもの貧困を支援する特別支援コーディネーターとSSWの役割

特別支援コーディネーターの役割については、「校内の教員の相談相手」、「特性を持つ子どもの支援」、「保護者とコミュニケーションをとる」、「各地域の普通学校（小・中・高）校内研修の実施」、「子どもの支援として地域や各専門機関に繋げる」、「保護者の居場所づくり」、「巡回アドバイザーとして担当地域の学校を訪問」、「授業観察等」の7つ挙げられた。

SSWの役割については、「子どもの登校状況確認」、「養護教諭や支援員等との情報共有」、「保護者連絡」、「登校支援や別室での学習支援または教室での学習支援」、「関係機関との情報共有」、「担任、管理職への1日の報告」の6つが挙げられた。

##### (2) 支援している子どもの貧困の実態

支援している子どもの実態としては、カテゴリーとして、【劣悪な住居環境】、【不登校関連】、【可視化される貧困】、【その他】の4つに分けられた。それぞれの具体的な語りの要約を以下に述べる。【劣悪な住居環境】では、《家族の人数に対して狭い家に住んでいる状況で、

学習環境、食事の机のスペースが十分にない》、《家の中がぐちゃぐちゃでまるでゴミ屋敷のような環境である》、《雨漏りをするため、台風や大雨になると、家の中にも濡れるため寒い思いをする》の3つの事例が挙げられた。【不登校関連】では、《祖母の介護をしながら、妹の面倒をみるなどヤングケアラーの状態》、《親は夜、仕事にでているため1人でご飯を食べるなどネグレクト》、《心身の健康状態が不安定》の3つの事例が挙げられた。【可視化される貧困】では、《衣服が汚れている、同じものを着ていることや、シラミが放置されているなど不衛生な身なり》、《筆箱、消しゴムなど基本的な学習用品を持っていない》の2つの事例が挙げられた。【その他】では、《ご飯を十分に食べていないため常にお腹が空いている》、《特別支援学校に入れるため療育手帳を取らされる》、《給食費未納、就学援助、DV、非行問題、発達障害などの多様な問題を抱えている》の3つの事例が挙げられた。

### (3) 子どもを支援する上で大事にしていること

#### ① 特別支援コーディネーターとSSWの共通点

「子どもを支援する上で大事にしていること」という質問に対する回答から特別支援コーディネーターとSSWの共通点を抽出した(表2)。カテゴリーとしては【子どもとの関わり】、【保護者に対して】、【地域に対して】、【教員と関わる上での工夫】の合計4つが抽出された。それぞれの具体的な語りの要約を以下に述べる。【子どもとの関わり】では、《子どもが安心して話せるような工夫》、《情報管理の徹底、共有しても良い範囲を確認》の2つの事例が挙げられた。【保護者に対して】では、《敬う、寄り添う気持ちで接する(言葉遣い、態度など)》、《出来るだけ細かく、わかりやすく説明をする(グレーゾーンの保護者もいる)》、《公的なサービスに繋げるようにする》の3つの事例が挙げられた。【地域に対して】では、《地域ごとの集まりに参加して顔を覚えてもらう》、《担当の市町村に挨拶回りをする》の2つの事例が挙

表2 「子どもを支援する上で大事にしていること」に関して特別支援コーディネーターとSSWの共通点

カテゴリー	具体的な語りの要約
子どもとの関わり	子どもが安心して話せるような工夫
	情報管理の徹底、共有しても良い範囲を確認
保護者に対して	敬う、寄り添う気持ちで接する(言葉遣い、態度など)
	出来るだけ細かく、わかりやすく説明をする(グレーゾーンの保護者もいる)
	公的なサービスに繋げるようにする
地域に対して	地域ごとの集まりに参加して顔を覚えてもらう
	担当の市町村に挨拶回りをする
教員と関わる上での工夫	先生らの相談役になれるように普段から良い関係を作るよう心がける
	授業の様子や朝の様子から担任が気づけない子どもの様子をよく観察して、伝える
	子どもや保護者の良い部分に視点を向けて話をする
	担任が1人で抱え込まないよう、学年主任、管理職、養護教諭など、チーム学校で取り組めるような問題解決の方向を提案する

げられた。【教員と関わる上での工夫】では、《先生らの相談役になれるように普段から良い関係を作るよう心がける》、《授業の様子や朝の様子から担任が気づけない子どもの様子をよく観察して、伝える》、《子どもや保護者の良い部分に視点を向けて話をする》、《担任が1人で抱え込まないよう、学年主任、管理職、養護教諭など、チーム学校で取り組めるような問題解決の方向を提案する》の4つの事例が挙げられた。

## ② 特別支援コーディネーターとSSWの相違点

子どもを支援する上で大事にしていることの質問項目に対する相違点では、特別支援コーディネーターとSSWが主に語りを2点ずつ挙げる。

特別支援コーディネーターは【自分たちの「当たり前」「普通」が一般化できないことを認識すること】、【問題行動の裏を考えること】の2点が子どもを支援する上で大事にしていることとして語られていた。具体的な語りとして【自分たちの「当たり前」「普通」が一般化できないことを認識すること】については、「あの親普通じゃないよね。ではなくて、自分たちの普通は自分たちだけの普通であって、自分たちは恵まれているさ。大学まで行かせてもらって、コロナになっても給料が減らないし、自分たちの子どもにも塾とか行かせることできるけど。それが、普通じゃないお家ってあるんだよね。こういうのを意識しています。」と述べていた。【問題行動の裏を考えること】については、「授業中に毎回眠っている生徒に対して、教師は成績を低くするだけでは、何も解決になっていない。特に貧困の子どもに関して言えば、バイトを夜遅くまでしているんじゃないかとか、家では眠れない環境で過ごしているんじゃないかとか。ただ成績を1とか2つける教員いるけど、それはあなたの指導不足よって思う。」と述べていた。

SSWは【アセスメントが支援の方向性には重要であるため、信頼関係を作ることを最優先していること】、【地域と繋がれば良いとは限らないこと】を意識した支援を行っていると述べていた。具体的な語りとして【アセスメントが支援の方向性には重要であるため、信頼関係を作ることを最優先していること】については、「学校にいるから、先生って思われがちだけど、学校側ではなくてあくまで相談員だよっていう立場でお話をするように心がけると、子どもも保護者も安心して色々話してくれることが多いです。(中略)・・指導する立場ではなく、保護者の気持ちに寄り添い、サポートする所と保護者自身でできることを見極め、支援をしています。」と述べていた。【地域と繋がれば良いとは限らないこと】については、「地域の人たちが昔から顔見知りだからこそ、貧困だとばれたくないとか、地域での見守りを民生員の方にお問い合わせをしたけど、知っているからこそ嫌がる家庭も結構あるので、そこも気にしながら支援はしている。」と述べていた。

## (4) 子どもを支援する上での困難や悩み

子どもを支援する上での困難や悩みの質問において、特別支援コーディネーターとSSW



が主に語ったことを以下に挙げる。

特別支援コーディネーターは、【問題行動や不登校の子どもに関すること】、【外国籍の子どもの支援に関すること】、【管理職の対応に関すること】が子どもを支援する上での困難や悩みとして語っていた。具体的な語りとして、【問題行動や不登校の子どもに関すること】については、「不登校の子どもをなんとか支援学校に入れるために、病院で〇〇障害って頑張っつけてくるけど、それが解決策ではないさ。だから、そこで子どもも上手くやっつけていけないケースがある。そういう時に、コーディネーターが間に入るけど、本当は貧困で下の子の面倒をみないといけなくてとか、色々な問題があるけどそこまで委員会は考えてくれない。」と述べていた。【外国籍の子どもの支援に関すること】については、「外国籍の子どもを支援するときに、英語を使って話せる教員がまず少ないし、親とのコミュニケーションが取りづらいですね。」と述べていた。【管理職の対応に関すること】については、「色々な学校まわるときに、管理職と話して、「あっ・・・」って思うことはたまにあって、「こんな困った親がいるわけさ」とか。「全然この子はこの学級じゃ駄目だよね」とかを平気で言うから、違うんだけどなーって思うことは度々あるし、管理職がそうだと、校内の支援体制はぐちゃぐちゃって感じ。」と述べていた。

SSWは、【非正規で働いていること】、【継続した支援の見通しが難しい】、【地域や学校によって支援の温度差がある】、【外国籍の子どもの支援】が子どもを支援する上での困難や悩みとして語っていた。具体的な語りとして、【非正規で働いていること】については、「本当にほとんどが非正規採用なんですよ。正規の人が一人しかなくて（沖縄県で）、給料もそれなりだし、時間も制限がある。」と述べていた。【継続した支援の見通しが難しいこと】については、「年単位ごとの雇用だから来年度の不安は常に不安だし、継続した支援の計画も立てられない。一回信頼関係築いても、また最初っからみたいなの。」と述べていた。【地域や学校によって支援の温度差がある】については、「学校によっては私たちの存在の意味をあまり理解していない管理職もいるし、逆に教育委員会の主事が子どもの貧困支援に力をいれている地域は、支援しやすい。」と述べていた。【外国籍の子どもの支援】については、「外国籍の子どもが支援できるように英語が話せる支援員をつけている学校もあるけど、人が全然足りてないし、英語が話せない外国籍の子どもは本当にどうしよう・・・って。」と述べていた。

##### (5) 子どもの貧困支援に関して学校や地域に期待すること

子どもの貧困支援に関して学校や地域に期待することの質問において、特別支援コーディネーターとSSWが主に語ったことを以下に挙げる。

特別支援コーディネーターは、【教員が1人で抱え込まないでほしい】、【保護者の居場所】、【高校にも子どもの貧困支援を】の3点を主に語っていた。具体的な語りとして、【教員が1人で抱え込まないでほしい】については、「まず教員自身が「助けて、困っている」と言える力をつけて欲しいし、子どもにもそういう力を。一人で抱え込んでいる教師ほど、トラ



ブルになっちゃったりするから。管理職に助けてとかを言える力は大事だと思う。」と述べていた。【保護者の居場所】については、「田舎は子どもを地域のみんなで育てよう感。都市部で馴染めない、親、祖母祖父とかから責められるお母さんたちの居場所とかもあるからそこに繋げたりしているけど、保護者が孤独っていうパターンも結構あるから、親の居場所は大事かもね。」と述べていた。【高校にも子どもの貧困支援が必要】については、「今、子どもの貧困が注目されていてどんどん、SSWとか外部機関が学校に入ってきて、支援が厚くなってきているけど、高校は機関が関与できていないのでそこは、これから期待しています。」と述べていた。

SSWは、【発見・発信機能としての役割】、【教員同士の支援のベクトルを揃えてほしい】、【管理職の判断力と柔軟さ】の3点を主に語っていた。具体的な語りとして、【発見・発信機能としての役割】について、「実際子どもの変化に気づいている先生や地域の人たちは多くて、でもその小さい変化を自分の中で溜めていたり、忙しくて時間がなかったりするかもしれないけど、発見したら、発信してほしい。」と述べていた。【教員同士の支援のベクトルを揃えてほしい】については、「教員同士の横のつながりがないと支援の方向もバラバラだし、管理職と担任の意見が違くと私たちも支援がしづらい。」と述べていた。【管理職の判断力と柔軟さ】については、「いざ、子どもが本当に危険になってくるときに管理職の判断力とか柔軟性がないと大きいトラブルとかになるので、管理職はリーダーシップを常にとってほしい。」と述べていた。

## 6. 考察

インタビュー調査から得られたデータを分析した結果、子どもの貧困を支援する沖縄県の学校と地域には社会正義を目指す視点として以下の3点が抽出された。

第1に、共感をする視点である。沖縄県の貧困の子どもは、家庭において独りで過ごしていたり、十分な食事を摂っていなかったりしている子どもが存在している。一方、保護者は怠けているのではなく、低賃金や不安定な雇用形態のもと子どものために尽くそうとしているケースが多い。このように社会の構造上、貧困の連鎖が何世代も続いているのは社会不正義だと捉えることができる。支援する学校や地域の第一歩として子ども、親の立場や気持ちを共感するという視点は社会正義を志向する上で欠かせない。

第2に、リーダーシップの重要性を理解するという視点である。子どもを支援する上で、連携が重要であることは多く語られたが、中でも市町村の教育委員会の主事や学校教職員の管理職の動きや考えが支援する職員に大きな影響を与えていることが伺えた。特に、SSWと特別支援コーディネーターの理解は地域差があり、実際に地域のリーダーや校長がリーダーシップをとって教員や地域の支援員をリードしながら支援を行うことは、子どもだけでなく、地域の連帯感や教員の質向上にも影響を与えていることが伺える。

第3に、批判的思考を持つという視点である。子どもの問題行動を表面上の問題ではなく、

学校や地域は子どもの背景を探ろうとする子どもの見方が重要である。また、実際に行われている支援を批判的に振り返る機会を設けることで、より良い支援に繋がる。学校に関しては、入学選抜や人事配置などの制度面においても批判的な議論が必要であることが示唆された。

## 注

- 1) 中央審議会『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）』2021年。 [https://www.mext.go.jp/content/20210126-mxt\\_syoto02-000012321\\_2-4.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210126-mxt_syoto02-000012321_2-4.pdf)（最終アクセス日2022年12月22日）
- 2) 「子どもの貧困」とは子ども<sup>\*1</sup>全体に占める、等価可処分所得<sup>\*2</sup>が貧困線<sup>\*3</sup>に満たない「相対的貧困」のことを指す。相対的貧困とは、その国の一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者。  
<sup>\*1</sup> 「子ども」とは、18歳未満の者。  
<sup>\*2</sup> 等価可処分所得とは、世帯の可処分所得、いわゆる手取りの収入のこと。  
<sup>\*3</sup> 貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額のこと。
- 3) 全国児童相談所長会「全国児童相談所における家庭支援への取り組み状況調査」通巻87号、2009年。
- 4) OECD “Public spending on education” <https://data.oecd.org/eduresource/public-spending-on-education.htm>、2021年。
- 5) 沖縄振興開発金庫『『令和2年度沖縄公庫教育資金利用者調査報告』について』2022年。 [https://www.okinawakouko.go.jp/userfiles/files/autoupload/20220209\\_kyoikushikin2.pdf](https://www.okinawakouko.go.jp/userfiles/files/autoupload/20220209_kyoikushikin2.pdf)（最終アクセス日2022年6月22日）
- 6) 沖縄県「おきなわのすがた（県勢概要）」2021年。 <https://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/chosei/keikaku/documents/okinawasugata2021.pdf>（最終アクセス日2022年12月22日）
- 7) 沖縄県子ども生活福祉部「沖縄県子どもの貧困対策に関する最終報告書」2021年。 [https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/kodomomirai/documents/r0\\_saisyuhyouka.pdf](https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/kodomomirai/documents/r0_saisyuhyouka.pdf)（最終アクセス日2022年12月22日）

## 引用文献

Adams M, Bell LA & Griffin P “Teaching for diversity and social justice” Routledge, 2007年。

阿部彩『弱者の居場所がない社会：貧困・格差と社会的包摂』講談社、2011年。

阿部彩『子どもの貧困：日本の不公平を考える』岩波書店、2008年。

- 青木香代子「アメリカ高等教育における社会正義のための教育の実践と課題」『茨城大学全学教育機構論集グローバル教育研究』4:1-14、2021年。
- 伊藤亜希子・佐藤仁「多様性を志向する教師教育に関する基礎的研究：アメリカとドイツの研究動向から」『国際教育評論』16:33-47、2020年。
- 石井拓児「公教育費・私教育費のグラデーション構造：その戦後日本的特質の解明」『教育制度学研究』21:159-164、2014年。
- 岩田昌太郎、大城穂乃香、磯村美菜子、松本ミユ、村上遥菜、敖敦其其格、濱本想子「子どもの「格差」問題へ「社会正義」を志向する保健体育はいかに貢献するか」『学校教育実践研究』27:65-73、2021年。
- 嘉納英明「沖縄の子どもの貧困問題について考える：近年の貧困対策をめぐる動向日本子ども社会学会紀要」、『子ども社会研究』、23:55-68、2017年。
- 上沼八郎「戦後沖縄教育の歴史と現状-本土との比較を通して-」『教育学研究』1962年。
- 柏木智子『子どもの貧困と「ケアする学校」づくり：カリキュラム・学習環境・地域との連携から考える』明石書店、2020年。
- 下村英雄『社会正義のキャリア支援：個人の支援から個を取り巻く社会に広がる支援へ』図書文化社、2020年。
- 山野良一『子どもに貧困を押しつける国・日本』光文社、2014年。
- 湯浅誠『反貧困：「すべり台社会」からの脱出』岩波新書、2008年。

## 肥満者（BMI 25以上）の食習慣調査 —沖縄県内の企業に勤務する成人を対象として—

下地 みさ子\*・叶内 宏明\*\*・逸見 幾代\*\*\*

### A Survey of the Dietary Habits of Obese People (BMI $\geq$ 25) With Regard to Adults Working for Companies in Okinawa

AOYAMA-SHIMOJI Misako, KANOUCHI Hiroaki, HENMI Ikuyo

#### 要旨

県内企業に勤める成人を対象に食習慣・ビタミンD欠乏リスク調査を行った。肥満男性と非肥満男性間で、外食頻度、カレーライス・丼ものの摂取頻度等に有意な差がみられた。また、男性に比べ女性はビタミンD欠乏リスクが有意に高かった。ロジスティック回帰分析の結果、朝食の欠食がビタミンD欠乏リスク判定結果の独立した有意な因子であった。

キーワード：肥満、栄養バランス、食生活

#### はじめに

21世紀における国民健康づくり運動「健康日本21」（2000年度～）の下、沖縄県は2002年1月に、県民の「早世の予防」、「健康寿命の延伸」、「生活の質の向上」を目的とする健康づくり指針として「健康おきなわ2010」を策定した。これを元計画として、2008年3月には、長寿世界一復活に向けた21世紀における沖縄の行動計画として「健康おきなわ21」へと改定し県民の健康づくり運動を推進した。しかし、2010年（平成22年）に公表された都道府県別生命表（厚生労働省）で、沖縄県の平均寿命全国順位は男性が2005年（平成17年）の25位から30位へ下がり、女性は1位から3位という結果であった。この状況を踏まえ、沖縄21世紀ビジョン基本計画で掲げている「健康・長寿おきなわ」の維持継承を図りつつ「2040年に男女とも平均寿命日本一」を長期的な目標として設定するとともに、2014年（平成26年）から

\* 沖縄大学健康栄養学部・准教授 m-shimoji@okinawa-u.ac.jp

\*\* 大阪公立大学生活科学部・教授 kano@omu.ac.jp

\*\*\* 沖縄大学健康栄養学部・教授 i-henmi@okinawa-u.ac.jp

第2次計画「健康おきなわ21（第2次）～健康・長寿おきなわ復活プラン～」を推進している。しかし、2015年の沖縄県平均寿命全国順位は、男性が2010年（平成22年）の30位から36位へ、女性は3位から7位へとさらに順位を下げた。

沖縄県が作成した資料「令和2年（2002年）人口動態統計（確定数）の概況、7. 主な死因の死亡率の年次推移」によると、主な死因は、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患である。また、「平成27年（2015年）年齢調整死亡率に関する資料（死亡数、粗死亡率、年齢調整死亡率の推移（1973-2015年）」によると、人口10万人当たりの年齢調整死亡率（全年齢）は2005年からほぼ全国と同等であるのに対して、20～64歳の年齢調整死亡率は全国を上回っており特に男性で顕著である。

上記、県民の死因である心疾患や脳血管疾患は、動脈硬化症・糖尿病・高血圧症・脂質異常症などの生活習慣病と言われる疾患群が危険因子となる。そしてこれら動脈硬化症・糖尿病・高血圧症・脂質異常症などの生活習慣病は肥満が密接に関わっている。（生活習慣病や）肥満は、食事の質と量・運動不足・喫煙・過飲酒・ストレスなどが原因となる。沖縄県の特定健診結果報告（令和4年3月）をみると、体格指数Body Mass Index（BMI）25以上の肥満者割合は40歳～64歳の男女すべての年齢階級において全国を上回っており、沖縄県の働き盛りの肥満は平均寿命全国順位の低迷に関わる深刻な社会問題であることが確認できる（沖縄県の特定健診（検査項目・標準的な質問票）の状況－沖縄県・全国平成30年度（2018）－）。

肥満は、食べ物から得る摂取エネルギーと生命維持のための基礎エネルギーおよび身体活動のために消費するエネルギーのアンバランスの状況が継続することにより起こる。このことから、国の「健康日本21」において「適正な食生活と栄養」は重要な課題のひとつとされており、これを受け「健康おきなわ21」では県民の行動目標のひとつに「食生活」を取り上げ、肥満に関わる情報提供や県民の健康づくりを応援する栄養情報を提供する外食店舗（市町村が認定した店舗など）の紹介等を行っている。

本研究では、沖縄地域の労働者における食生活の特徴を見出すため、県内企業に勤める成人を対象として食習慣調査を行った。（沖縄大学研究倫理審査委員会承認番号：2021-11）

## I 方法

2022年3月から22年8月までの期間、沖縄県内企業に対し研究協力依頼文書を用いて参加を募った。協力企業を訪問し、参加希望者に対して、研究内容を説明する資料を用いたインフォームド・コンセントを行った。研究に参加することに同意した方に対して自記式アンケート調査および体重測定を行った。アンケート調査票は管理栄養士による対面ヒアリングの際に記載内容の確認と修正を行った。

### 1. 食生活に関するアンケート

食生活に関するアンケートでは、外食の利用頻度（週1回、週2～3回、週4～6回、毎

日1回、毎日2回以上)、外食や持ち帰り弁当・惣菜を利用する際に、野菜たっぷりや減塩など健康メニュー選択の意識、配食サービスの利用頻度、健康食品の利用頻度・利用目的、独居/同居の別、1年間の大きな体重変化の有無、喫煙歴(図1右)を質問項目とした。加えて朝食欠食頻度、カレーライスや丼ものの摂取頻度、菓子類摂取頻度、飲酒習慣についても質問した。さらに、食品摂取の多様性は木村ら(Kimura M, *et al.*(2013))が用いた評価法を用いた。「肉」、「魚介類」、「大豆・大豆製品」、「牛乳・乳製品」、「緑黄色野菜」、「海藻類」、「いも」、「果物」、「油」について1週間に「ほぼ毎日食べる」を3点、「ほとんど食べない」を0点、「2日に1回食べる」を2点、「週に1、2日食べる」を1点とした。また、その合計点を算出した。身長は自己申告、体重は実測した。

## 2. ビタミンD欠乏に関するアンケート

ビタミンD欠乏に関するアンケートは、桑原らの方法(Kuwabara A, *et al.*(2019))を用いた(図1左)。

## 3. 統計

統計解析にはJMP14.3.0(SAS Institute Inc., Cary, NC, USA)を使用した。群間の比較では、連続変数の場合はStudent's t検定を、度数の場合は $\chi^2$ 検定を行った。結果は平均値±SDもしくは度数(%)で表し、統計学的有意水準はすべて5%未満とした。女性を対象に、ビタミンD欠乏を従属変数、因子にBMI、睡眠時間、朝食欠食、食品摂取の多様性合計点数、居住形態およびカレーライス・丼ものの摂取頻度を加えて変数増減法によるステップワイズ解析を実施した。Wald値2以上を因子に残してロジスティック回帰分析を行った。結果に推定値、下側95%、上側95%およびp値を示した。

## II 結果

### 1. 食生活に関するアンケート

インフォームド・コンセントにより127人からする研究参加の同意書を得た。そのうち男性は76人、女性は51人であった。参加者の平均年齢は全体で45±10歳、男性45±11歳、女性46±9歳であった(表1)。参加者を年齢区分別に分けると、30代、40代、50代のいわゆる働き盛り世代が多くを占め(表1)、その割合は男性80%、女性92%であった。我が県の働き盛りの食習慣を調べる集団として適切であると判断できた。また、参加者をBMIにより「やせ」、「普通体重」、「肥満」に区分すると、BMIが25以上の肥満は全体で40人(32%)、男性では27人(36%)、女性では13人(25%)であった(表1)。



### ビタミンD欠乏判定の質問票

該当する選択肢の番号に○を付けてください。

- あなたの年齢は？
  - 50歳以上
  - 40歳以上50歳未満
  - 40歳未満
- あなたの性別は？
  - 男性
  - 女性
- 今の季節は？
  - 春 (4月～6月)
  - 夏 (7月～9月)
  - 秋 (10月～12月)
  - 冬 (1月～3月)
- 運動 (スポーツ) をどれくらいしますか。
  - 全くしない
  - 月1～2回
  - 週1回
  - 週2回以上
- この12ヶ月間の日焼けの有無と日焼け止め使用の有無について教えてください。
  - 「日焼け有り」で「日焼け止め使用無し」
  - 「日焼け有り」で「日焼け止め使用有り」
  - 「日焼け無し」で「日焼け止め使用無し」
  - 「日焼け無し」で「日焼け止め使用有り」

※日焼けとは、肌が黒くなることをさします。
- この3ヶ月間に、経装で日光を浴びたことはどれくらいありますか？
  - いつも (毎日)
  - たいてい (5.6日/週)
  - ときどき (3.4日/週)
  - まれに (1.2日/週)
  - 全くない (1日未満/週)

※経装とは、腕や足などが出るような服装を指します。

7) 以下の魚の普段の摂取頻度についてお答えください。

- さけ (目安：1切れ100g 32.0μg)  
 いわし (目安：中1尾50g 16.0μg)  
 さんま (目安：1尾100g 14.9μg)  
 カレイ (目安：1切れ100g 13.0μg)  
 ウナギ (目安：1尾100g 19.0μg)  
 いさぎ (目安：1切れ100g 22.0μg)  
 かわばぎ (目安：1尾50g 21.6μg)

8) ビタミンDを含む複合ビタミン剤やサプリメントを飲んでいませんか？

- はい
- いいえ

Kunabara A. et al. A simple questionnaire for the prediction of vitamin D deficiency in Japanese adults (Vitamin D Deficiency questionnaire for Japanese: VDDQ-J). J Bone Miner Metab. 2019 Feb 5. doi: 10.1007/s00774-018-0984-2.

### 食習慣調査票

該当する選択肢の番号に○を付けてください。

- あなたは外食 (飲食店での食事) をどのくらい利用していますか。
  - 週1回
  - 週2～3回
  - 週4～6回
  - 毎日1回
  - 毎日2回以上
  - 月に1～2回程度
  - ほとんど利用しない
- あなたは、持ち帰りの弁当や惣菜をどのくらい利用していますか。
  - 週1回
  - 週2～3回
  - 週4～6回
  - 毎日1回
  - 毎日2回以上
  - 月に1～2回程度
  - ほとんど利用しない
- 外食や持ち帰り弁当 (惣菜) を利用する際に、健康メニュー (野菜たっぷり、減塩など) を意識していますか。
  - はい
  - いいえ
- あなたは、民間や公的機関による定期的な配食サービスを利用していますか。
  - 利用していない
  - 週1回
  - 週2～3回
  - 週4～6回
  - 毎日1回
  - 毎日2回以上
- あなたは、サプリメントのような健康食品 (健康の維持・増進に役立つといわれる成分を含む) 錠剤、カプセル、粉末状・液状などに加工された食品) を食べたり、飲んだりしていますか。
  - はい
  - いいえ
- 健康食品を利用する目的は何ですか。
  - 健康の維持・増進
  - たんばく質の補充
  - ビタミンの補充
  - ミネラルの補充
  - その他

※5)で「2.いいえ」を選んだ方は7)へ

7) 表の食品群の1週間の摂取頻度を右の点数で記入してください。

肉	点	緑黄色野菜	点
魚介類	点	海藻類	点
卵	点	いも	点
大豆・大豆製品	点	果物	点
牛乳	点	乳製品含む	点
あなたの点数は？ <span style="border-bottom: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px;"></span> 点			

- 3点：ほぼ毎日食べる  
 0点：ほとんど食べない  
 2点：2日に1回食べる  
 1点：週に1、2回食べる

8) あなたは、ひとり暮らしですか、同居者がいますか。

- ひとり暮らし
- 同居者がいる

9) この1年間で体重が2kg以上増えましたか。

- はい
- いいえ

10)喫煙について教えてください。

- 現在、喫煙している
- 過去に喫煙していた
- 喫煙歴なし

図1 食生活に関するアンケート調査票

表1 参加者の特性

参加者 (人)	平均年齢 (歳)	年齢区分別人数 (人)					体格別人数 (人)		
		20代	30代	40代	50代	60-70代	やせ (BMI<18.5)	普通体重 (18.5≤BMI<25)	肥満 (BMI≥25)
全体 (127)	45±10	9 (7%)	26 (20%)	45 (35%)	37 (29%)	10 (8%)	8 (6%)	79 (62%)	40 (32%)
男性 (76)	45±11	7 (9%)	14 (18%)	26 (34%)	21 (28%)	8 (11%)	3 (4%)	46 (60%)	27 (36%)
女性 (51)	46±9	2 (4%)	12 (24%)	19 (37%)	16 (31%)	2 (4%)	5 (10%)	33 (65%)	13 (25%)

食生活および生活習慣の状況を表2に示した。外食や持ち帰り弁当利用の際に、野菜たっぷりや減塩などといった健康メニューを意識して選択しているか？ の問いに「いいえ」と回答した健康意識の低い者は、女性が19人（41%）で男性が41人（60%）と男性が有意に少なかった（Pearsonの $\chi^2$ 検定、 $p=0.046$ ）。健康食品を利用している者の割合は、男性に比べて女性の方が高い傾向がみられた（Pearsonの $\chi^2$ 検定、 $p=0.097$ ）。喫煙歴においても男女差がみられた（Pearsonの $\chi^2$ 検定、 $p<0.0001$ ）。カレーライス・井もの摂取頻度（回/週）は、女性2.9回、男性4.8回と男性は女性の1.7倍多かった（ $t$ 検定、 $p=0.051$ ）。このようなことから、食習慣が男性と女性で異なると推測し、男女別でBMIが25以上の者と25未満の者に群を分け比較をした（表3）。

表2 性別と食習慣・生活習慣

項目	男性	女性	P value
年齢（歳）	45.3±1.2	45.6±1.4	0.869
外食利用者（114人）			
健康メニュー選択			
健康意識あり（人）	27（40%）	27（59%）	0.046
健康意識無し（人）	41（60%）	19（41%）	
健康食品の利用			
はい（人）	27（36%）	23（45%）	0.097
いいえ（人）	49（64%）	28（55%）	
食品摂取の多様性（点）	16.1±0.5	17.0±0.6	0.251
喫煙歴			
過去にある（人）	23（30%）	8（16%）	<0.0001
現在喫煙（人）	21（28%）	2（4%）	
喫煙歴なし（人）	32（42%）	41（80%）	
朝食欠食（人）	11（14%）	8（16%）	0.851
カレーライス・井もの摂取頻度（回/週）	4.8±5.9（96%）	2.9±4.2（98%）	0.051

表3 BMI (Body Mass Index) 別の食習慣・生活習慣

項目	全体 (127人)			男性 (76人)			女性 (51人)		
	BMI $\geq$ 25 (40人)	BMI $<$ 25 (87人)	<i>P</i> value	BMI $\geq$ 25 (27人)	BMI $<$ 25 (49人)	<i>P</i> value	BMI $\geq$ 25 (13人)	BMI $<$ 25 (38人)	<i>P</i> value
年齢 (歳)	48.2 $\pm$ 1.6	44.1 $\pm$ 1.1	0.034	47.1 $\pm$ 2.1	44.3 $\pm$ 1.6	0.299	50.6 $\pm$ 2.3	43.9 $\pm$ 1.4	0.016
外食の利用頻度									
週1回以上(人)	27(68%)	47(54%)	0.153	23(85%)	29(59%)	0.020	4(31%)	18(47%)	0.297
週1回未満(人)	13(32%)	40(46%)		4(15%)	20(41%)		9(69%)	20(53%)	
健康メニュー選択									
健康意識あり(人)	14(35%)	40(46%)	0.294	7(26%)	20(41%)	0.190	7(54%)	20(53%)	0.703
健康意識無し(人)	21(52%)	39(45%)		17(63%)	24(49%)		4(31%)	15(39%)	
食品摂取の多様性(点)	16.2 $\pm$ 4.3	16.9 $\pm$ 4.0	0.401	16.5 $\pm$ 3.7	15.8 $\pm$ 4.1	0.474	17.7 $\pm$ 4.8	16.7 $\pm$ 4.6	0.514
緑黄色野菜摂取頻度(点)	2.3 $\pm$ 0.9	2.4 $\pm$ 0.8	0.421	2.1 $\pm$ 0.9	2.2 $\pm$ 0.9	0.724	2.5 $\pm$ 0.8	2.6 $\pm$ 0.7	0.608
朝食欠食(人)	6(15%)	13(15%)	0.995	5(19%)	6(12%)	0.457	1(8%)	7(18%)	0.359
カレーライス・丼もの 摂取頻度(回/週)	5.3 $\pm$ 6.5	3.5 $\pm$ 4.6	0.084	6.9 $\pm$ 7.4	3.7 $\pm$ 4.6	0.027	2.1 $\pm$ 1.8	3.2 $\pm$ 4.8	0.415

BMIが25以上のグループの平均年齢は有意に高かった。その他は有意な差は認められていない。女性では年齢以外のいずれの質問事項においてもBMIが25以上のグループと25未満のグループの間に有意な差もしくは関係は認められなかった。一方、男性では、食習慣に有意な差が認められた。BMIが25以上のグループの外食利用頻度では週に1回以上利用する割合が85%に対して、それ未満のグループが59%と有意に多く (Pearsonの $\chi^2$ 検定、 $p=0.020$ )、また、BMIが25以上のグループのカレーライス・丼もの摂取頻度は6.9回に対して、それ未満のグループが3.7回と有意に多かった (Student's *t*検定、 $p=0.027$ )。

BMIで区分した場合には緑黄色野菜摂取頻度 (点) に有意差は認められなかったが、緑黄色野菜の摂取頻度が週に1~2回か3回以上に群分けしてBMIを比較すると、緑黄色野菜の摂取頻度が週に3回以上グループのBMIがそれ未満に比べて有意に小さかった (Student's *t*検定、 $p=0.062$ )。また、緑黄色野菜とBMI関係は女性よりも男性で差が大きく $p$ 値も小さかった (表4)。

表4 緑黄色野菜摂取頻度とBMIの関係

	緑黄色野菜1~2回/週	緑黄色野菜3回以上/週	<i>P</i> value
全体 (127人)	25.6 $\pm$ 4.8 (n=24, 19%)	23.6 $\pm$ 3.8 (n=103, 81%)	0.027
男性 (76人)	26.0 $\pm$ 5.1 (n=18, 24%)	24.0 $\pm$ 4.2 (n=58, 76%)	0.062
女性 (51人)	24.6 $\pm$ 5.1 (n=6, 12%)	23.1 $\pm$ 4.1 (n=45, 88%)	0.418

表5 カレーライス・井もの摂取頻度と緑黄色野菜摂取頻度の関係

緑黄色野菜摂取頻度	カレーライス・井もの摂取頻度		P value
	2回未満／週 (51人)	2回以上／週 (76人)	
全体 ほとんど食べない	0 ( 0%)	3 ( 4%)	0.007
1～2日／週	7 (14%)	14 (19%)	
2日に1回	7 (14%)	26 (34%)	
ほぼ毎日	37 (72%)	33 (43%)	
男性 ほとんど食べない	0 ( 0%)	3 ( 6%)	0.012
1～2日／週	3 (12%)	12 (24%)	
2日に1回	4 (15%)	18 (36%)	
ほぼ毎日	19 (73%)	17 (34%)	
女性 ほとんど食べない	0 ( 0%)	0 ( 0%)	0.219
1～2日／週	4 (16%)	2 ( 8%)	
2日に1回	3 (12%)	8 (31%)	
ほぼ毎日	18 (72%)	16 (62%)	

表5にカレーライスや井もの摂取頻度と緑黄色野菜摂取頻度との関係について示した。カレーライス・井ものを週に2回以上摂取している者は全体で76人（60%）、男性では50人（66%）、女性では26人（51%）であり、男性の摂取頻度が高い傾向があった（Pearsonの $\chi^2$ 検定、 $p=0.095$ ）。カレーライス・井ものを週に2回以上摂取しているグループでは、緑黄色野菜の摂取頻度が有意に低かった。男女別で解析すると、男性でのみ有意な関係が認められた（Pearsonの $\chi^2$ 検定、全体 $p=0.007$ 、男性 $p=0.012$ 、女性 $p=0.219$ ）。男性でカレー・井ものを週に2回以上摂取しているグループにおいて、緑黄色野菜の摂取頻度が週に2回未満の者の割合が30%で、ほぼ毎日食べる者の割合が34%なのに対して、カレーライス・井ものを週に2回未満では、それぞれが12%および88%と顕著な差が見られた。女性においては、ほとんど野菜を食べない者の割合は0%であった。また、カレーライス・井ものと野菜の関係について、男性と同様の傾向が認められた。

表6は、カレーライス・井もの摂取頻度と大豆・大豆製品摂取頻度の関係性である。カレーライスや井ものを週に2回以上摂取している者は週に2回未満の者と比べて大豆・大豆製品の摂取頻度が低い傾向にあり、この関係性は男性よりも女性にみられる傾向であった（Pearsonの $\chi^2$ 検定、全体 $p=0.051$ 、男性 $p=0.521$ 、女性 $p=0.062$ ）。女性ではカレーライス・井もの摂取頻度が2回以上のグループで大豆・大豆製品をほとんど食べない者の割合が23%、カレーライス・井ものを週に2回以上摂取しているグループにおいては0%と顕著な差が見られた。

表6 カレーライス・丼ものの摂取頻度と大豆・大豆製品摂取頻度の関係

大豆・大豆製品摂取頻度	カレーライス・丼ものの摂取頻度		P value
	2回未満/週	2回以上/週	
全体 ほとんど食べない	1 (2%)	12 (16%)	0.051
1～2日/週	18 (35%)	23 (30%)	
2日に1回	12 (24%)	21 (28%)	
ほぼ毎日	20 (39%)	20 (26%)	
男性 ほとんど食べない	1 (3%)	6 (12%)	0.521
1～2日/週	10 (39%)	17 (26%)	
2日に1回	5 (19%)	13 (26%)	
ほぼ毎日	10 (39%)	14 (28%)	
女性 ほとんど食べない	0 (0%)	6 (23%)	0.062
1～2日/週	8 (32%)	6 (23%)	
2日に1回	7 (28%)	8 (31%)	
ほぼ毎日	10 (40%)	6 (23%)	

表7は、「肉」、「魚介類」、「大豆・大豆製品」、「牛乳・乳製品」、「緑黄色野菜」、「海藻類」、「いも」、「果物」、「油」の10食品群について1週間に「ほぼ毎日食べる」を3点、「ほとんど食べない」を0点、「2日に1回食べる」を2点、「週に1、2日食べる」を1点とした点数、またその合計点数（食品摂取の多様性（点））を居住形態別に分け検定を行った結果である。10食品群の摂取頻度合計点数（食品摂取の多様性（点））は、独居者に比べ同居者で有意に高く（*t*検定、 $p=0.047$ ）、同居者の方が多様に富んだ食生活を送っていることが分かった。各食品群の点数では、牛乳・乳製品摂取頻度において同居者が有意に高く（*t*検定、 $p=0.022$ ）、緑黄色野菜摂取頻度においては同居者に高い傾向がみられた（*t*検定、 $p=0.059$ ）。朝食欠食率においては、独居者で有意に高かった（ $\chi^2$ 検定、 $p=0.012$ ）。

表7 居住形態別食習慣の特徴

	同居者あり(114人)	独居者(13人)	P value
食品摂取の多様性（点）	16.7±4.2	14.2±4.3	0.047
緑黄色野菜摂取頻度の点数	2.4±0.8	1.9±0.8	0.059
牛乳・乳製品摂取頻度の点数	1.7±1.2	0.9±1.1	0.022
朝食欠食（人）	14 (12%)	5 (39%)	0.012

## 2. ビタミンD欠乏に関するアンケート

図1の食生活に関するアンケート調査票左半分の質問に回答いただき、桑原らの計算方法（Kuwabara A, et al. (2019)）で、ビタミンD欠乏リスクの「有／無」を判定した。その結果、ビタミンD欠乏リスクが有るのは127人中28人（22%）であった。男女で比較すると男性5名（7%）、女性23名（45%）で、女性においてビタミンD欠乏リスクは有意に多かった（ $\chi^2$ 検定、 $p < 0.0001$ ）。そこで女性のビタミンD欠乏リスクに繋がる生活環境を探るため、今回調査した生活環境因子とビタミンD欠乏リスクをステップワイズ増加法で検討した。その結果、BMI、朝食欠食およびカレーライス・丼ものの摂取頻度が因子として残った。これら因子を加えてビタミンD欠乏リスクを従属変数としたロジスティック回帰分析を行った結果、朝食欠食が独立した有意な因子となった。表8に推定値、下側95%、上側95%およびp値を示した。ビタミンD欠乏リスクに対する朝食欠食のOdds比は4.420（95% Confidence Interval 1.47-13.65,  $p = 0.009$ ）であった。

表8 ビタミンD欠乏リスク要因ロジスティック回帰分析

項目	推定値	下側95%	上側95%	P value
朝食欠食	0.742	0.191	1.307	0.008
BMI	-0.120	-0.253	-0.000	0.062
カレー・丼ものの摂取頻度	-0.040	-0.164	0.053	0.463

## III 考察

平成27年（2015年）9月9日、厚生労働省通達「健康な食事」の普及についてにおいて、健康寿命の延伸のための健康な食事とは、主食、副菜、主菜を組み合わせる栄養バランスの良い食事とされている。また、同省は、健康日本21（栄養・食生活）の基本方針において、エネルギー摂取と消費のバランスが反映された栄養状態として「肥満」を指標とし、BMIが25以上の肥満者の割合を20～60歳代男性で15%以下にすることを国民の目標としている。今回の結果では、BMIが25以上（肥満）の男女ともに大きく超えており、特に男性の36%が肥満に該当するため、重点的な対応が必要である。一方で、女性の痩せすぎも問題になっている。痩せすぎの場合には適切な栄養素摂取ができていないことが多く、骨粗鬆症をきたしやすい。高齢になっての骨折は寝たきりになる原因となる。今回の調査において、BMIが18.5未満の痩せに該当する女性が5名（10%）いることも無視できない。

今回の調査において男性の食生活に着目すると、BMIが25以上すなわち肥満の男性は、外食頻度が高く、カレーライスや丼のような単品メニューを選びがちで緑黄色野菜の摂取頻度は低いことが推測された。カレーライスや丼ものは主食と主菜のみの単品メニューでエネルギー過多になりやすい。また、単品メニューで食事を済ませる頻度が高いと、主食、副菜、主菜のうちの副菜を摂れないことから緑黄色野菜の摂取頻度が下がることは考えやすい。副



菜とは、主に野菜やきのこ、芋、海藻類を使った料理で、これらの食材を使うことで主食や主菜で不足するビタミンやミネラル、食物繊維の供給源となる。厚生労働省は、上記の健康日本21（栄養・食生活）の基本方針において、緑黄色野菜に含まれる抗酸化ビタミン、カリウム・カルシウムなどのミネラル、食物繊維をあげ、脳血管疾患や循環器疾患の予防に効果的に働くことから緑黄色野菜および淡色野菜含めた野菜の摂取を推奨している。本調査において、「外食や持ち帰り弁当を利用する際、健康メニューを意識して選択しているか？」の問いに「いいえ」と回答した者は女性よりも男性に多かったことも含め以下のように考察する。①カレーライスや丼もの、県民に親しみのある沖縄そばを含める単品メニューの頻度を減らし、主食、副菜、主菜がそろったメニューを選択する回数を増やすことで、BMIが25以上（肥満）の男性の食事を健康な食事へと近づけることができる、②外食や持ち帰り弁当を利用する時にも、主食、副菜、主菜がそろった食事を選択することでBMIが25以上（肥満）の男性の食事を健康な食事へと近づけることができると考える。調査中、在籍部課によっては昼食時に主食、副菜、主菜がそろった食事を摂ることが難しいという相談があった。朝食と夕食に意識して副菜を取り入れることや、手軽に不足しがちな栄養素を補える栄養機能食品や栄養補助食品を取り入れることで、栄養バランスに偏りがちな健康な食事へと近づけることができるであろう。

居住形態別（独居／同居）の食生活については、独居者に比べて同居者の方が多様性に富んだ食事をしており、朝食欠食率も低く、ビタミンD欠乏のリスクも低かった。朝食の欠食が健康に及ぼす影響について、厚生労働省は、Ruxtonら（1997）の先行研究に加え国民栄養調査結果の分析から朝食の欠食が栄養素摂取の偏りのリスクを高める要因であるとし、朝食欠食率の減少を健康日本21（栄養・食生活）の基本方針としている。独居者の食事を偏りのない健康な食事へと近づけるためには、先ず朝食を食べる習慣を身につけることが重要で、特にBMIが25以上（肥満）の独居者では、朝食においても主食、副菜、主菜がそろった食事が求められる。

## おわりに

沖縄県は「2040年に男女とも平均寿命日本一」を長期的な目標としている。「食生活」については働き盛りの肥満に焦点を置いて、肥満の現状や健康メニューを提供する推薦外食店情報をホームページ等に掲載し情報を発信している。企業単位では、健康企業宣言など職員の健康の保持増進を図る取り組みも広がっている。上記目標をクリアすべく、一人ひとり、または企業単位で日々の健康管理を意識した生活を送ってほしい。

## 謝 辞

研究に協力していただきました企業の方々へ深く御礼申し上げます。

## 引用文献

- 沖縄県ホームページ：令和2年（2020年）人口動態統計（確定数）の概況<https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/hokeniryo/toukei/vsa/r2/r2jindou.html> [最終アクセス日：2022/12/23]
- 健康おきなわ21ホームページ：H30年度（2018年）沖縄県の特設健診（検査項目・標準的な質問票）の状況 <http://www.kenko-okinawa21.jp/090-docs/2022033100029/> [最終アクセス日：2022/12/23]
- 健康日本21（栄養・食生活）[https://www.mhlw.go.jp/www\\_1/topics/kenko21\\_11/b1.html](https://www.mhlw.go.jp/www_1/topics/kenko21_11/b1.html) [最終アクセス日：2022/12/23]
- 平成27年（2015年）年齢調整死亡率に関する資料：死亡数、粗死亡率、年齢調整死亡率の推移（1973－2015年）<http://www.kenko-okinawa21.jp/090-docs/2018020100011/> [最終アクセス日：2022/12/23]
- C. H. S. Ruxton and T. R. Kirk (1997) “Breakfast: a review of associations with measures of dietary intake, physiology and biochemistry.” *British Journal of Nutrition*. 78 (2). pp. 199 - 213 doi: <https://doi.org/10.1079/BJN19970140>
- Hector F DeLuca (2016) “Vitamin D: Historical Overview.” *Vitamins and hormones*. 100:1-20. doi: 10.1016/bs.vh.2015.11.001.
- Kim M Pfothenauer, Jay H Shubrook (2017) “Vitamin D Deficiency, Its Role in Health and Disease, and Current Supplementation Recommendations.” *The journal of the American Osteopathic Association*. May 1;117(5):301-305. doi: 10.7556/jaoa.2017.055.
- Mika Kimura, Ai Moriyasu, Shu Kumagai, Taketo Furuna, Shigeko Akita, Shuichi Kimura, and Takao Suzuki (2013) “Community-based intervention to improve dietary habits and promote physical activity among older adults: a cluster randomized trial.” *BMC Geriatr*. Jan 23; 13:8. doi: 10.1186/1471-2318-13-8.
- Narisada A, Suzuki K. (2019) “Association between procrastination, white-collar work and obesity in Japanese male workers: a cross-sectional study.” *British Medical Journal*. Nov 18;9(11): e029931. doi: 10.1136/bmjopen-2019-029931.



## 時代が追い付けなかった作家 ーヴァーン・スナイダーの脱植民地主義テキストー

渡久山 幸功\*

### A Writer his Contemporaries Couldn't Catch up with: De-colonialist Novels by Vern Snider

TOKUYAMA Yukinori

#### 要 旨

この論稿は忘れ去られたアメリカ人作家ヴァーン・スナイダーの作品研究の重要性を指摘する論考である。米軍統治時代の沖縄を世界中に広めた『八月十五夜の茶屋』の原作者による米軍占領下の沖縄や台湾を舞台にした作品をその当時では極めて珍しい脱植民地主義小説と捉えて彼の文学作品の正当な再評価と正確な事実確認と充実した研究環境の整備の必要性を論じた。

キーワード：ヴァーン・スナイダー、脱植民地主義文学、米軍占領政策、米国による経済復興

#### はじめに

2022年は戦後27年の米軍統治から沖縄が日本に復帰してから50周年の節目の年に当たるが、1945年の終戦以来、77年間も在沖米軍基地は存在し、沖縄本島の面積の20%弱を占有している。この事実が示すのは、米軍基地が現代沖縄社会にとって大きな関わりを持つ組織であるということだ。一方で「太平洋の要石」として地政学的に重要な地域であると主張されているが、米国市民は沖縄の事をほとんど知らないか、たとえ知っていても彼らの沖縄のイメージは「戦争」、「米軍基地」、「空手」に集約される。米国民が沖縄を知らないという状況は戦後77年間続いてきたが、実は、沖縄の名が米国内のみならず、世界中に広まった時期があった。それは終戦直後の米軍統治下の沖縄を舞台にした戯曲*The Teahouse of the August Moon*（『八月十五夜の茶屋』）が、ニューヨークのブロードウェイで前代未聞の成功を収め、

\* 沖縄大学地域研究所特別研究員 yukinoritokuyama@gmail.com

そのハリウッド映画版が大ヒットした1950年代である。

原作者のヴァーン・スナイダー (Vern Sneider) は1945年の沖繩戦上陸のIceberg作戦に米国軍政府要員として参加した。1946年4月に米国陸軍を除隊し、6年後の1951年に、彼の沖繩戦体験を題材にした処女作『八月十五夜の茶屋』がベストセラーとなった。この小説によりスナイダーは、有望な新人作家に与えられるFriends of American Writer's Awardを受賞する。この小説は劇作家ジョン・パトリック (John Patrick) によって戯曲に翻案され、1953年にブロードウェイで初演されて以降、1956年まで1,067回の公演を記録する大ヒットとなった。(1960年代、1970年代を通して、高校や大学のアマチュア演劇クラブに人気の高い作品の一つとして知られていた。) 1956年にはマーロン・ブランド (Marlon Brando) がイエローフェイスの異相で主役の沖繩人通訳Sakiniを演じた映画版が上映され、その短縮バージョンとして1962年にはテレビドラマとしてオンエアされている。1970年にはブロードウェイでミュージカルとして再び公演された。

しかし、小説の原作者であるヴァーン・スナイダーはアメリカでは忘れ去られた作家となっている。1951年から60年の10年間でベストセラー小説を3作品出版し、また近年になってイギリスの出版社から2作品が再出版されている事実にもかかわらず、彼の名前は、ほとんど知られていないといっても過言ではないだろう。その要因として、彼の作風及び筆致が洗練されておらず、彼と同時代のアメリカを代表する作家、例えば、アーネスト・ヘミングウェイ、ジョン・スタインベック、J. D. サリンジャーのような一流作家の芸術性・審美性に見劣りするということもあると思われるが、米国民の中に彼の名が忘れ去られている最大の原因は、彼の同時代の作家と比較して、スナイダーが革新的な先見性があり、第二次世界大戦後およびそれに続く冷戦下の米国民の時代風潮・イデオロギーにそぐわないという事実があったからだとも思われる。ポストモダン小説研究者のLarry McCafferyによれば、『八月十五夜の茶屋』は、Joseph Hellerの軍隊組織の不条理を描いた*Catch 22* (1961) やKurt Vonnegut Jr.のSF反戦小説*Slaughterhouse-Five* (1969) のような第二次世界大戦をテーマにした小説より10年以上も前にポストモダ的な文学修辞や方法論を採用しているが、出版された1950年代には読者も批評家も適切な批評枠組みが欠如していたため正当な評価がされてこなかった、と指摘している。

[O]ne of the reasons for the critical neglect of *The Teahouse of the August Moon* is a lack of context—that is, despite being a relative commercial success when it appeared, readers and critics simply didn't have the proper critical framework, or vocabulary, to recognize and respond to what Sneider had accomplished; instead, more reviewers at the time predictably fell back into formulaic descriptions of the novel—most commonly some variation of the notion that the novel was a “warm-hearted, often uproarious, gentle satire.”

Reading *Teahouse* today, however—in the aftermath of not just Heller and Vonnegut, but also of absurdist theater and black humor, . . . of the rise of fabulism, magical realism, fantasy and other postmodern formal methods that critiqued, debunked, and also expanded our notions of traditional “realism”—it seems obvious that while the term “gentle satire” no doubt applies to the film and theater versions of *Teahouse*, it most definitely doesn’t do justice to Sneider’s novel. (McCaffery “Riding a Galloping Horse” 78-79)

McCafferyが指摘する伝統的なりアリズム小説の地平を拓いたスナイダーのポストモダン的な修辞や実験は興味深い分析であり、原作が「やさしい風刺」の物語とひとくくりに評価されるのは不十分だという見解には首肯できるが、この作品が正当な評価を受けなかった最大の原因は、「批評フレームワークの不在」以外にもあると思われる。それは、スナイダー自身のアメリカ民主主義への全幅の信頼から導き出される経済後進地域における真の民主主義の確立、経済成長による脱植民地化、及び植民者側の異文化尊重・受容の必要性である。このアメリカ民主主義への信頼はアメリカ人読者に受け入れられそうだと思うのだが、実際には非常に複雑な問題が絡んでいる。また、敗戦国の文化や慣習を受容するということは、戦勝国のアメリカ国民にとってかなり困難な体験となるであろう。多文化主義（異文化尊重・理解）という概念が誕生する数十年も前の文脈を考慮すれば、米国民のメンタリティは自然な反応かもしれない。

これらのイデオロギー的な要因は、第二次世界大戦後の勝利から数年しか経っていないアメリカ合衆国政府と市民には理解を超える概念であろう。都合の良い部分だけを利用し、残りは無視する、あるいは、「見してから定義しないで、定義してから見る」(Walter Lippman 111)という人間性の典型的な例だと思われる。アメリカが支配する地域の脱植民地化をテーマにしたスナイダーの小説は、アメリカ民主主義、神話、理念、文化をやんわりと否定することを暗示しているのではないだろうか。

一方で原作に対する「やさしい風刺」という評価もあながち誤った評価ではない側面もある。HellerやVonnegutの小説のような鋭利な米国政府や米軍批判はほとんどなく、スナイダーは基本的に軍隊の存在を肯定しているからである。彼の再婚相手であり未亡人のジュン・スナイダー (June Sneider) は、スナイダーは生前、米国陸軍に所属したことを大変誇りにしていた、と筆者とのインタビューで語っており、反軍隊という立場ではなかった。(2015年9月にジュンとインタビューする機会を得た。スナイダーは非戦闘員として沖縄戦に参加する前にアリューシャン列島での日本軍との戦闘体験があり、時折、夜中に激しくうなされることがあった、という。彼の戦場PTSD的な症状を回想していた。)

### *The Teahouse of the August Moon* (1951)

映画版の影響だと思われるが、沖縄の人々による原作『八月十五夜の茶屋』の評価は芳し



くない。映画が米軍統治下の沖縄の現実をほとんど反映しておらず、沖縄文化に対するいい加減な理解（日沖文化の混同など）が沖縄側の反感の原因であるが、映画に対するこのような反感が原作の評価に悪影響を与えてきた。上記の理由で映画自体も偏見を持たれ正当な評価がされなかったことも不幸な歴史ではあるが、映画と同じ内容だと思い込み原作が読まれてこなかったということも沖縄人によるスナイダー評価が芳しくなかった原因の一端である。

これまでこの作品の正確な調査・分析がなされてこなかったため、信ぴょう性のない憶測によって『八月十五夜の茶屋』関連のエピソードが流通していき、数少ない学術論文も誤った資料に基づいて分析されてきた。例えば、パトリックの翻案では、ペンタゴン型の学校を建設する代わりに、茶屋を建設する設定であり、映画公開当時、子どもたちの教育に熱心だった沖縄の大人が強く反発した。教育よりも娯楽（サツマイモの焼酎泡盛の製造や芸者の文化を反映する茶屋建設など）を優先するTobiki村の住民の姿勢は許容しがたいことだろうが、小説では学校と茶屋の建設は同時並行で行われる。主に教育・福祉担当だったスナイダーが学校建設を軽視するはずがない。（戦時中にもかかわらずアメリカ側が学校建設に積極的だったのは子どもたちが戦火に巻き込まれないように、というのが最大の理由だった。1945年9月から1946年3月の朝鮮半島任務で、彼はソウル近郊の京畿道行政区内に550の学校を設立することに従事していた。除隊時にスナイダーはthe Bronze Starを授与されている。Sneider “Career Account”）

また、翻案では芸者は一人のみ、Lotus Blossomだけが登場し、Captain Fisbyとの恋愛関係がほのめかされている一方、原作ではFisbyに「お土産」として送られてきたのは、2人の芸者（the First FlowerとLotus Blossom）であり、Fisbyとの恋愛関係は描写されていない。つまり、原作では芸者のアジア女性の魅力的なイメージは極力排除されている。つまり、パトリックはアメリカ人男性が東洋人女性に抱く性的想像を刺激することに成功したが、小説ではFisbyはthe First FlowerとSeikoの結婚を承認する仲人的役割という立場から異文化を観察している。

さらに沖縄で流布している神話がある。それは芸者のモデルは料亭「松の下」を再建した上原栄子であるというものである。彼女は戦前那覇市辻でジュリ（芸者）をしており、終戦後、辻遊郭の復興を陳情したが、人身売買を示唆する遊郭の復興は米軍占領政府を混乱させた、というのである。多くの文献でこの逸話を「事実」として受け入れているが、これは大きな誤解である。スナイダーは、1945年9月に米国陸軍の命令により朝鮮半島への赴任のため離沖しているが、上原が辻遊郭の再建を訴えたのは翌年の1月であり、彼がこの上原の行動を直接見聞きした可能性はない。

スナイダーの故郷にあるモンロー郡歴史博物館（Monroe County Historical Museum）に所蔵されているスナイダー・セクションの資料の中に、ニューヨーク・ブロードウェイでの『八月十五夜の茶屋』の大成功により開かれたお祝いのスピーチの原稿が残っていた。その原稿によれば、スナイダーは担当の桃原収容所の昼休憩で、故郷の友人に手紙を書いている時に、その日の朝、指揮官から聞いた面白いエピソードをたまたま思い出したという。

Just after lunch one noon in this little village, I sat down to write a letter to “Wink” and Jim Salow. In casting around for something to write about, I happened to remember an incident that my commanding officer had told me about that morning.

He had been on an inspection tour of one of our northern villages. This village had three geisha girls. And the Captain, instead of finding the village officials hard at work, found them drinking tea and talking with the geisha.

I had always thought that there was a story in the occupation of Okinawa. And now I knew that I had a starting point in the three geisha and the village officials who would rather talk with them than work.

But those were busy times on Okinawa. We were concerned with feeding the people and sheltering them. And there was no time for fiction. After Okinawa came Korea. Again there was no time. So the story idea was all but forgotten.

In the Spring of 1946, I came home again to Monroe. The thing I wanted to do more than anything was write. So, once more in casting around for something to write about, the idea of the three geisha came . . .

In those days I used to make the coffee circuit . . . and I’d sit for hours over coffee, trying to make this incident or the geisha into a story. But I couldn’t get it. And as far as the *Teahouse* was concerned, a couple of years slipped away from me. (Sneider “Untitled Speech Draft”)

The place was Okinawa. The village was Takaesu. And the problem as this: what do you do when you have three geisha girls under your command? Especially, what do you do when your welfare, agriculture, sanitation and every other department wants to sit around, sip tea and talk with the geisha? The problem really belongs to a Lieutenant named Keene, who commanded the village of Takaesu. The other Lieutenant named Sneider of Tobaru village merely listened rather wishfully. (Sneider “For Gene Keene”)

これらのスピーチや手紙の内容を精査すると、高江洲収容所で地元の収容所責任者が仕事もせずに芸者3人とお茶を飲みながら話をしており、担当官Lieut. Geeneが呆れていたというエピソードである。米軍の沖縄占領体験は小説の題材になる可能性があることを感じて、特に芸者とお茶を飲むことを優先して仕事をしない沖縄人男性らのエピソードを物語に組み込もうとしたが、沖縄での任務は多忙を極め、そのうち朝鮮半島に派遣されたため、物語を

構想する暇もなく、芸者のエピソードを完全に忘れていたという。1946年の春に陸軍を除隊後、執筆活動に取りかかったとき、あの芸者のエピソードが頭に浮かんできたのだが、どうしてもうまく書けなかった、と回想している。これらの内容から上原栄子による辻遊郭の再建のエピソードをスナイダーが見聞きしたという可能性はないと思われる。しかし、原作の芸者のモデルが上原栄子であるという神話が浸透していき、今ではこの神話が「真実」となってしまった感がある。(上原は高江洲収容所ではなく石川収容所にいたため、上記の3人の芸者の一人でもないだろう。誤情報をうのみにして執筆されている学術論文は結構多いが、最も顕著な例がJohn Junkerman による“Postwar Okinawa Through American Eyes: Thoughts on *The Teahouse of the August Moon*”という論文であり、上原がLotus Blossomのモデルであるという説に全面的に依拠した論考となっている。)

この独り歩きした神話をもとに事実を捏造した文献さえある。それは『終戦後の沖縄文化行政史』(川平朝申著1997年)の下記の記述である。

GHQのフォックス参謀次長を視察団長とする米国々会議員と新聞記者団の歓迎演芸会は、[1947年]二月十四日、北中城村瑞慶覧のライカムと呼ばれていた米軍司令部の構内で予定通り開催され、松竹梅の三劇団による合同出演という戦後初の多彩なプログラムとなった。(中略)注目すべき成功は、代役の『カメちゃん』[上原栄子]のあでやかさであった。名渡山[愛順]氏らにも見せてやりたかったほどの美貌は、若い米軍将校たちを完全に魅了した。

その将校のなかに、東洋人が花を女の名にすることに興味をもった文学将校がいた。のちにニューヨークのブロードウェイで上演して成功した『八月十五夜の茶屋』の原作を書いたシュナイダー少佐である。登場する女性に桜、梅、桃、花、藤、菊、百合、すみれなどをつけているが、女主人公には「ロータス(蓮)」と名付けているのは、この日のカメちゃんの舞台姿にヒントを得たらしい。(川平 89-90)

上記の記述は、スナイダー自身の伝記とは符合しない。モンロー郡歴史博物館所蔵の資料によれば、彼は朝鮮半島での民政官の任期完了後の1946年の3月にアメリカ陸軍から除隊している。その後、就職せず、軍から支払われる週2ドルの給金で経済的に不安定な生活を強いられながらも作家修行に励んでおり、彼の夢を静かに応援した両親に感謝していた。(先に引用した“Untitled Speech Draft”にあるように、故郷で作家修行の時期であった1947年にスナイダーが陸軍少尉として沖縄に滞在していたはずがないのである。また、作家としてめども立たないこの時期に、沖縄を再訪することは経済的にもあり得ないことだっただろう。)

また、川平の同著にはCaptain Fisby のモデルはThomas H. Murfin (初代米国沖縄領事1952-54) と記している(川平 375)。D. Robert Eldridgeの報告“Report from Naha: The U.S. Consuls General and the ‘Okinawa Problem’ in the 1950s”を読む限り、確かに

Murfinは沖縄戦当時米国海軍政府に所属し、沖縄で収容所を監督する仕事に就き、住民から感謝されていたようで、Fisbyのモデルにふさわしい人物である (Eldridge pp. 6-7)。しかし、筆者が行ったインタビューでジューンは、生前スナイダー本人はFisbyのモデルは存在しないと言っていた、と証言している。上記に引用した“Untitled Speech Draft”でも “But first may I point out that I’m not the Captain Fisby of the book. Captain Fisby is strictly fictitious and no one like him existed. However, nearly every village commander on Okinawa faced the same problems that Fisby faces.” と記されている。上記のことから、Fisbyのモデルは、スナイダー本人でもなく、厳密な意味で、モデルは存在しないと思われるが、Murfinによる思い込みが活字化されれば、誤った情報を読者が鵜呑みにしてしまうことが懸念される。(原作の主要人物のモデルに関しては、拙著「沖縄を描いたヴァーン・スナイダーの故郷を訪ねて」[*Southern Review* No.30, 65-66]を参照。)

### *A Pile of Oyster* (1953)

1952年、スナイダーは第2作のための資料を集めるために台湾を訪問した。『八月十五夜の茶屋』の成功により、出版社が旅費を負担してくれることになったからだ。3ヶ月の滞在中、彼は台湾を旅し、多くの現地の人々に出会い、取材を敢行した。これは彼の2度目の台湾訪問である。一度目の訪問は、終戦後1945年秋から46年春までの半年間、韓国で任務についていたスナイダーは、そこで中国人と知り合い、除隊後に台湾沖の澎湖諸島に水産工場を建設する計画を立てていた。しかし、現地に到着してみると、あまりにも絶望的な状況であったため、その計画を実行に移すことはできなかった。中国の友人たちは中国本土に帰り、スナイダーは1946年4月にモンローに帰国していた。ノートルダム大卒の彼は、沖縄に派遣される前にプリンストン大学で軍政府プログラム研修を約半年間を受けているが、それは当時日本の植民地であった台湾への赴任を念頭に中国と台湾について学び、基本的な中国語会話を習得する、というものであった。しかし、台湾進攻ではなく、沖縄進攻へとアメリカ軍の作戦は変更されたため、台湾へ赴くという事はなかったが、彼の台湾への関心は強く残っていたと推測される。1953年に出版された*A Pail of Oysters* (『牡蠣一桶』)の初版は15,000部が完売した。批評家からも好評を博し、同年に出版された本の中で最も優れた50冊のうちの1冊に選出されている。

『八月十五夜の茶屋』と比べると、『牡蠣一桶』は、非常に悲しい物語であり、1945年に日本の植民地支配終結後の1950年前後の国民党政権下の台湾を描いた政治小説である。1947年に中国大陸から送り込まれた国民党軍が台湾の現地人から貴重品を略奪する事件が多発し、少なくとも1万人の台湾人が殺された二・二八事件を目の当たりにした台湾人は、その腐敗、略奪、暴力から戒厳令下の国民党を非常に恐れていた。物語には3つの筋書きがあり、(1)客家人とペポファンの混血である19歳の男性、リリウ (Li Liu) は、国民党の「救国軍」のメンバーによって盗まれた一族の守り神の額縁を取り戻すという使命を持っている。(2)プレ

シャス・ジェイド (Precious Jade少女) とディディ (Didi少女の実の兄) は、義父から逃げている。プレシャス・ジェイドはこれ以上娼婦として働かせられることを拒み、そこでディディは妹を救い出し逃亡したため、義父は二人の行方を捜している。(3)国民党政権とそのメディア報道に懐疑的なアメリカ人ジャーナリスト、ラルフ・バートン (Ralph Barton) は、台湾の真実を書こうと躍起になっている。彼はやがて地下組織と出会い、アメリカ国民に台湾社会の実情を記事にするよう懇願される。プレシャス・ジェイドとディディは国民党の警察に捕まり、義父が彼ら二人を共産主義者だと言いがかりをつけた罪で処刑される。

この小説の中でアメリカのフォルモサ (台湾) への援助は、圧政的・非民主的な国民党政権を支援することではなく、現地の人々に効果的に届くようにすべきである、とスナイダーは主張している。Santha Rama Rauによれば、「ヴァーン・スナイダーは政治的不公正に対する鋭い感覚を持っており、確かに彼は台湾の人々に対して多大な愛情を注いでいる。(国民党政権下での) 行動、暴力、残忍性を提供してくれる」(“Vern Sneider has an acute sense of political injustice, and certainly he writes with enormous affection about the Formosans. He provides us with a great deal of action, violence and brutality” [Rau 4])。沖縄と台湾に関する学術書を出版したGeorge H. Kerrに宛てた手紙によれば、スナイダーは台湾の政治状況を反映した真実の物語を創作するという並々ならぬ決意を持っており、『牡蠣一桶』の原稿の一部に対する編集者の反応(衝撃と期待)に満足していたようである。

I (Sneider) think this novel (*A Pail of Oysters*) will blow the roof off things, Mr. Kerr. My view point will be strictly that of Formosa people, trying to exist under that [KMT] government. Certain editors who have seen the outline and sample chapters have termed it the most powerful thing they have ever read, which means this to me---that I'm on the right track. And that, maybe, in my small way, I can do something for the people of Formosa. (Sneider cited in Benda. “Empathy and Its Others” 52)

スナイダーが「フィクションを通してアジアの絶望的な状況を明るみに出す」ことを意図していたため、『牡蠣一桶』が1950年代の台湾の実情を描いていることは間違いなく、この物語は、中国本土の共産党に反対だからという理由だけで国民党政権を支持してきたアメリカ政府を批判する、極めて政治的な内容になっている。蒋介石率いる国民党の台湾政策への辛辣な批判的な描写は、反共政策をとるアメリカ政府当局にとって不快に映ったのは当然だろう。当時、米国合衆国広報文化交流局中国支部局長であったJohn C. Caldwellは、この小説を「徹底的に不誠実な本」(“a thoroughly dishonest book”: Benda “Introduction” [xvii]に引用) とさえ考えていた。

一方で、多くの批評家はこの作品を高く評価していたことも事実である。後者の批評家ら



は、物議をかもし彼の物語にショックを受けつつ、同時に台湾で起こっていた国民党の悪行を明らかにしたスナイダーの大胆な勇気を賞賛している。彼がフィクションという形で露呈した不都合な真実は、それこそ米国当局が激怒した理由でもある。マスメディアは当局によって操作されるケースもあるが、フィクションは表現・思想の自由の下、検閲を回避するという力を持っている。「スナイダー氏は、他の多くの登場人物の周辺の悲劇的な（しかししばしばユーモラスな）物語を描くことでプレスリリースに書かれた数百万の言葉よりも鮮やかに台湾のイメージをアメリカ人読者に与えてくれる」（“Wrapping a tragic (yet often humorous) story around these and many other characters, Mr. Sneider gives his American readers a more vivid picture of Formosa than all the millions of words in press releases have done.” Jackson 27）。この小説は、アメリカ政府が共産主義の拡大を防ぐために支援している台湾の混沌とした無秩序な社会と政治を読者に啓蒙する役割を果たしたが、同時に国民党下の台湾では禁書扱いとなった。

アメリカの外交政策に対するスナイダーの批判的なスタンスは、まったく新しいものではない。『八月十五夜の茶屋』と同様、『牡蠣一桶』でも、アメリカの支援は権力者や統治者のためではなく、現地住民のためにあるべきだ、という基本的なメッセージが根底にある。スナイダーが、台湾、韓国、沖縄などの貧困地域へのアメリカの支援を決して否定していないのは、これらの地域が外国からの援助なしに経済的に自立することは現実的にありえないと考えていたからであろう。アメリカの経済・財政支援が戦後必要であったことは彼にとって極めて明白であるが、彼のようなアメリカ人にとって、アメリカの経済援助が貧しい市民から搾取するような組織を助けることは許されないことであった。国民党支配下の台湾における深刻な矛盾は、多くの元共産主義者が国民党政府を占有することになり、「共産主義と戦うために・・・共産主義の手法」（“to fight communism . . . with Communistic techniques” *Pail* p.140）を採用していることである。したがって、アメリカの政治介入・関与は、必要不可欠であっても、援助を必要としている地元住民に届かない、あるいは不十分であるという非常に複雑な問題をストーリーに組み込んでいる。

台湾の情勢を忠実に伝えるというスナイダーの誠実な願いが、この本の初期の商業的、批評的成功にもかかわらず、彼の反国民党の物語に不満を持つ政治的分子によって否定されたことは非常に残念なことであった。さらに、台湾政府の命により、多くのアメリカの公共図書館や大学図書館からこの小説が紛失したという噂もある。彼はファンへの手紙の中で、その無念さを告白している。

In an attempt to discredit the book [*A Pail of Oysters*] an American official wrote to someone over here that, in effect, I was on Formosa about two weeks, stayed with some British people, never got out of their house or out of the Friends of China Club. The fact is, I was on Formosa, talking with people in all walks of life



. . . I'm afraid my writing about Formosa is over, at least for the time being. I have been branded 'an unf [ri] endly writer who distorts the truth.' So with that label, can't you imagine my walking into a Chinese Nationalist Consulate and getting a visa. (Sneider cited in Benda 'Introduction' xviii)

アメリカ政府高官からの嫌がらせや真実を捻じ曲げる作家としてのレッテル貼りなどに悩み、台湾関連の作品を書くことはないだろうという彼の深い落胆が目に見え告白である。この小説が優れた作品にもかかわらず認知度が低いことは極めて残念であり、正当に評価されていれば、スナイダーの作家人生は大きく変わっていただろう。

### *A King from Ashtabula* (1960)

『八月十五夜の茶屋』の批評的・商業的大成功と『牡蠣一桶』の極めて不当な評価と屈辱的な扱いという両極端な結果からスナイダーは何を学んだのだろうか。1953年に後者の作品を出版した後、短編集*A Long Way from Home* (1956) の発表以外に目立った活動は見られなかった彼だが、1960年に*A King from Ashtabula* (『アシュタビュラからの王』) を出版した。先の2作品の評価を考慮すれば、この作品は極めて自然な反応から生まれた作品と言えるかもしれない。台湾の民主化問題から離れ、再び米軍沖縄占領を題材に取り上げ、実体験ではなく完全な想像の産物を作品化したものである。この作品は米軍占領下の架空の島 Nakashima Islands を舞台にしており、沖縄と台湾の間に位置するという設定である。しかし、人名、地名、歴史、文化、習慣、言語、米軍占領など沖縄と類似する箇所が多いことから、この諸島が琉球・沖縄をモデルにしたことは疑いがない。

物語は、米軍統治下の Nakashima Islands で行われた独立に関する住民投票から始まる。米軍将校は、現地の人々が民主主義体制の下で自由を享受していると思込んでいたが、驚いたことに、島民は民主主義ではなく君主制を選択する。米軍組織が激しく動揺する中、島民たちは、アメリカの大学へ留学するためにオハイオ州に派遣された Kenji Nakamura という正統な王族の後継者を見つける。帰郷した彼は、340年間の「中断」を経た Nakashima Islands の国王になることを承諾し、王国の経済再建に奔走し始める。そして、多くの産業を振興し、国が抱える多くの問題を解決するための計画を立て始める。国王とその補佐官は、Nakashima Islands が王国（君主制）になることに関して、社会主義や共産主義になることを懸念する米国人軍人将校らを説得することに成功する。また、Nakashima Islands ではまだ銀行制度が確立されていないため、住民同士が金銭的に助け合う相互貸借組合を推進する。（模合制度を活用してアメリカから輸入した子豚を買い、成長したら売る。）また、戦後、自由意志に基づかないという理由で禁じられていたお見合いも再開させる。米国連邦政府からの2,000万ドルの財政援助と、米軍将校の妻たちによる養鶏への出資により、王国の経済は徐々にではあるが、堅実に成長していく。国王は若い独身者に出会いの場を提供するため、

「無縁祭（お見合い祭）」を開催する。この祭りで、国王は同じくアメリカに留学していた Debbie Shizu Nakasone（竹島公爵）と婚約をする。王国の経済政策が順調に軌道に乗り始めたところで、物語は終了する。

Nakashima Islandsが米民主主義を否定する投票を行うなど、米国人にとっては非現実的で納得しがたい設定だが、スナイダーのメッセージは、『八月十五夜の茶屋』と同一のものである。つまり、米軍が貧しい地域に留まる限り、財政援助は経済復興に必要である、というものである。しかし、イデオロギー問題が絡んでいるため、『アシュタビュラからの王』は、米国人読者にとって受け入れがたいテキストであるといえるだろう。沖縄人の人権を侵害することなく、地元の経済状況を改善するために誠実に援助しない限り、米軍統治は地元の人々から支持されるほど民主的ではないことをこの物語は示唆している。同時に、この小説は、沖縄住民に脱植民地を希求する独立運動を起こすことを示唆するメッセージがあるかもしれない。主人公をNakashima人（つまり沖縄人・非アメリカ人）と設定したところにスナイダーの挑戦が伺われ、沖縄文化の正確な描写から彼が英文による沖縄関連の著作や雑誌などを熟読して創作したことがわかる作品であるが、スナイダーが沖縄を再訪できなかったことは非常に残念である。（彼は1952年に台湾を訪問した際に、沖縄ではなく、香港に向かっている。1970年代に雑誌の取材として、沖縄訪問が計画されていたようだが、その時期に取得したと思われる彼のパスポートにはアメリカを出国した記録はない。）

## 結語に代えて

これらの作品を通して、スナイダーは土地や労働力を軍事的に搾取されることによって米軍占領統治の被害を受けている沖縄県民に寄り添っていること、かつ、米国政府から財政的、政治的に支援を受けている国民党政権が政治的腐敗を引き起こしたため、人権を侵害されていた台湾人に共感していたことが分かる。さらに彼は、米軍の沖縄駐留は、米軍管理者が主張するほど地元沖縄の人々にとって有益でなかったことを既に見抜いていたようだ。スナイダーは米軍が沖縄を使用する限り、友好的で優しい沖縄県民を援助することはアメリカの責務であるべきだと主張しているように思える。

『八月十五夜の茶屋』では沖縄戦のシーンはなく、『アシュタビュラからの王』では軍事訓練や米兵の犯罪、軍事関連の事故などは一切描かれていないため、沖縄を舞台にした作品はいずれもファンタジー調の作風である。したがって、ポストコロニアル研究者が彼の物語を非現実的な作品であると非難し、米軍のプレゼンス（軍事植民地化）の否定的な側面を見逃していると批判するかもしれない。しかし、彼の自国政府に対する政治的スタンスは非常に複雑である。『牡蠣一桶』が示しているように、台湾人を非民主的かつ無慈悲に扱っている国民党の圧政に対するアメリカの政治援助に対して批判的な立場をとっていることは疑いの余地がない。同時に、沖縄諸島の経済的自律性・持続性が明らかに不可能であった戦後の状況について彼は現実的な見識を持っていた。つまり、沖縄戦の目撃者としてスナイダーは、

戦場として荒廃した小さな島を見捨てるのは時期尚早だと考えており、米軍が沖縄のような小さな島を占有する限り、貧困に苦しむ地域経済を復興させる責任が米国政府にはあるという強い信念を持っていたはずである。『牡蠣一桶』執筆時に、彼はジャーナリズムの責任と民主主義の良心を信じて硬派なリアリストになったが、フィクションの力を信じて、二つの異なる文化的背景（アメリカとアジア）の相互理解を望む理想主義者でもあった。その意味で、ポストコロニアル理論が確立する以前から、スナイダーは脱植民地主義の意識・視点を持っていたのである。少なくとも、彼のアジア人（沖縄人・台湾人）の描写は、異文化をステレオタイプ的に描くオリエンタリズム的な作品とは明らかに一線を画していることを理解することは重要である。

3作とも共通して、アメリカ政府による十分な財政・経済援助と相互交流の改革・深化を要求している。米軍部隊が今後も沖縄に留まるつもりなら、在沖米軍関係者は彼の物語を読むべきであり、これらのフィクションから多くの示唆的な教訓を得ることができるだろう。地元の人々の日常生活よりも軍事的な論理を優先し続ける限り、在沖米軍駐留に対する地元の人々の理解を得ることはあり得ないことを認識する必要があるだろう。彼の物語は極東地域の脱植民地化を支援するテキストとして読むことができ、特に、『アシュタピュラからの王』は脱植民地主義の視点を持った物語であると結論づけることができる。

これら沖縄小説2作品に描写されているジェンダー問題に注目することも有意義である。男性中心の軍隊組織に所属したスナイダーが、女性の社会的地位に関する欲求や不満を提起し、1950年代の女性の状況を再考する作品を発表したことは驚くべきことである。例えば、『八月十五夜の茶屋』では、芸者が日本文化の象徴として登場し、西洋人の読者の性的想像力を刺激するという一方で、2人の芸者は、売春婦としてではなく、エンターテイナーとして描かれている。（ジューン・スナイダーによれば、スナイダーは、生前に芸者は売春婦ではないことを何度も強調していたという。）さらに、『アシュタピュラからの王』では、米軍人将校の妻たちによる養鶏経営への積極的融資や将来の女王になる予定のDebbieが自身のキャリアを切望する見解など女性への立場に対する苦悩や社会進出・参加の重要性が詳細に描写されており、これらのジェンダー問題を考察することは価値があると思われる。人種偏見と性差別の相関性・同質性を1950年代にスナイダーが既に看破していた可能性がある。

また、彼の3小説は旅行記（コンタクトゾーン言説）の一形態として読むことも意味があるだろう。ポストコロニアル理論以前、アジアに関する旅行記は、偏見に満ちた東洋観を持って、西洋の高度な技術でアジア人を文明化すること、植民地にキリスト教を導入して彼らの靈魂を救うこと、アジアにおける共産主義の拡大を防ぐこと、以前の植民地支配者からそれらの地域を脱植民地化することを正当化する、しばしば温情主義的なものになる傾向があった。しかし、彼の小説は、旅行記が持つ従来の傾向を脱構築した稀有な例と考えるべきだろう。2017年にCamphor Pressから再版された『八月十五夜の茶屋』の“Introduction”で、Larry McCafferyはこの物語の本質を指摘している。

While some of the basic elements of Teahouse's plot and characters . . . were fairly easily transformed for mainstream consumption, the essence of the Sneider's novel, and what made it so distinctive—that is, its intricate and highly original formal design, its flights of lyricism and beauty, its vivid and lovingly particularized presentation of Okinawan people, its surprisingly deep understanding of Okinawa's rich culture and its complex thousand-year-old history, its hilarious and relentless critique of intractable military logic and its nuanced (and surprisingly contemporary) treatment of ethical, racial, legal and economic issues relating to the American military's occupation of Okinawa—did not appear in either the Broadway play or film adaptation. (McCaffery “Vern Sneider's Reinvention” xvi)

この小説の本質とは、沖縄の豊かな文化やその複雑な千年の歴史に対する驚くほど深い理解、難解な軍事論理に対する容赦ない批判、米軍の沖縄占領に関連する倫理、人種、法律、経済の問題に対する驚くほど現代的なテーゼである。これらの重要なエッセンスは、その後の極東を舞台にした2つの小説にも受け継がれていることは明らかである。長く忘れ去られていた彼の小説は、ポストコロニアル状況の問題を先取りした先駆的な物語であり、学術的な注目に値する作品である。そして戦後80年近く、また日本復帰から50年以上経てもなおポストコロニアル状況下の現代の沖縄社会に極めて示唆的な啓示を与えてくれる作品群であると確信している。

台湾では『牡蠣一桶』が『一桶蚵仔』とタイトルで台湾語（2003）と中国語（2002）に翻訳され、近年注目を集めている。一方日本では、『八月十五夜の茶屋』（内村直也 訳1956）が長らく入手困難な状況であったが、2012年に『八月十五夜の茶屋: 沖縄占領統治1945』（梓澤登 訳）が再出版されている。映画『八月十五夜の茶屋』の日本国内でのDVD化や脱植民地主義のテキストとして『アシュタピュラからの王』を日本語訳を出版するなどスナイダー作品の正当な再評価を行う環境づくりが必要な時期にきているのではないだろうか。（モンロー郡歴史博物館には、彼の沖縄滞在体験をフィクション化した未発表の短編初稿が数編ある。『八月十五夜の茶屋』や『アシュタピュラからの王』の空想的なストーリーとは異なる極めてリアリスティックな作品である。これらの短編を読めば、スナイダーが持つファンタジー作家というイメージは払しょくされるだろう。）

## 引用文献

Benda, Jonathan. (2007) “Empathy and Its Others: The Voice of Asia, *A Pail of Oysters*, and the Empathetic Writing of Formosa” *Concentric: Literary and Cultural Studies*, 33.2. pp.35-60.

- . (2016) “Introduction” in Vern Sneider. *A Pail of Oysters*. Manchester: Camphor Press, pp. xi-xxxiii.
- Eldridge, D. Robert. (2002) “Report from Naha: The U. S. Consuls General and the ‘Okinawa Problem’ in the 1950s” 『国際公共政策研究』 7 (1) , pp.1-17.  
URL C:/Users/Owner/Documents/11-1\_n%20Thomas%20H,%20Murfin.pdf  
Accessed 2022/12/01.
- Jackson, Joseph Henry. “Bookman’s Notebook: A Novel of Today’s Formosa” p.27.
- Junkerman, John. (2013) “Postwar Okinawa Through American Eyes: Thoughts on The Teahouse of the August Moon” *GITS, GITI Research Bulletin*. pp.17-23.
- 川平朝申 (1997) 『終戦後の沖縄文化行政史』 那覇：月刊沖縄社。
- リップマン、ウォータ (1987) 『世論 (上)』 (掛川トミ子 訳) 東京：岩波書店。
- McCaffery, Larry. (2017) “Introduction: Vern Sneider’s Reinvention of the Novel: *The Teahouse of the August Moon*” in Vern Sneider. *The Teahouse of the August Moon*. Manchester: Camphor Press, pp. xi-xxxii.
- . (2018) “Riding a Galloping Horse with a Rotten Rein: The Art of Survival in Vern Sneider’s *The Teahouse of the August Moon*” 渡久山幸功 編 『沖縄を舞台にしたアメリカ小説の基礎的研究』 (科学研究費補助金研究成果報告書) pp.77-87.
- Rau, Santha Rama. (1953) “Intrigue in Formosa” *New York Times Book Review*. (September 27, 1953) p.4
- Sneider, Vern. (2017) *The Teahouse of the August Moon*. (1951) Manchester: Camphor Press, 2017.
- . (2016) *A Pail of Oysters*. (1953) . Manchester: Camphor Press, 2016.
- . (1960) *The King from Ashtabula*. New York: Putnum,1960.
- 渡久山幸功 (2015) 「沖縄を描いたヴァーン・スナイダーの故郷を訪ねて」 沖縄外国文学会機関誌 *Southern Review* No.30, pp.87-94.

### Monroe County Historical MuseumのSneider Collectionに所蔵されている資料

- Sneider, Vern. “Career Account” Unpublished document.
- . “Draft entitled ‘For Gene Keene’” Unpublished document (July 12th, 1962) .
- . “Untitled Speech Draft” Unpublished document (November 5th, 1953) .

### 謝辞

本研究は科研費（研究課題番号26370322及び20K00442）の助成成果の一部である。

## 中国の秘密結社、裏と表

緒 方 修\*

### China's Secret Societies Inside and Out

OGATA Osamu

#### 要 旨

中国は、匪賊の国、と言われた時代もあった。広大な土地に賊が散在し、群雄割拠し、後に軍閥が跳梁した。そこをまとめるにはどうするか？ 最初に清朝を倒した孫文にとって、秘密結社との連携は必須であった。革命を成功させるには、砂のように散在する4億の民、海外に流出した華僑などを結合させなければならない。中国正史にはほとんど登場しない秘密結社や匪賊を手掛かりに考察、その表の系譜とも言うべき世界客家大会にもふれる。

キーワード：秘密結社、匪賊、孫文、辛亥革命、世界客家大会、WUB

#### WUBがめざすべき組織

昨年、沖縄では「世界のウチナンチュ大会」が開催された。1990年の第1回から数えて7回目だ。世界中の沖縄県系移民は約40万人といわれている。事務局によれば、今回の海外からの参加者は7,000名、来場者は期間中に約43万人。日本の移民県として広島、熊本などが挙げられるが、定期的な大会を開催しこれほど県民こぞって歓迎している例はない。特筆すべきはWUB（ワールド・ウチナンチュ・ビジネスネットワーク）が、大会の進展とともに、25年前に設立されたことだ。今回は大会日程に合わせ11月1日に「WUB世界大会in沖縄」が那覇市ぶんかテンプス館で開催された。開会式で佐久田トニー会長は「次の25年に向け、今日から新たな取り組みが始まる。いちゃりばちよーでー（出会えば兄弟）、肝心（ちむぐくる）という、沖縄にある二つの素晴らしい言葉を大切にしていこう」と呼び掛けた。フロアからの発言には華僑・客家のような組織を、という言葉も聞かれた。聞いていて、いったい会場の中の何人が、客家・華僑のネットワークの歴史や、豊富な人材、強大な資金力な

\* 沖縄大学客員教授／沖縄大学地域研究所特別研究員 ogata@okinawa-u.ac.jp



どの実態を知っているのか、と疑問を覚えた。

華僑とは、中国に生まれた後、外国に移住した人を指す。学術的には移住国の国籍を取得していない人を「華僑」、取得している人を「華人」と呼ぶ。客家は最強の華僑とも言われ、世界中に約6,000万人とも1億人とも言われる。(BBCの推定で約1億2,000万人という数字も見たことがある)中国の人口は約14億だから客家は多くても7%だ。客家の人口と沖縄県系の人口を比較してみよう。沖縄県の人口約146万人と移民約40万人+県外在住者約60万人?を合わせて約250万人と推定。割り算してみると $6,000 \div 250 = 24$ 、 $10,000 \div 250 = 40$ となる。つまり24倍から40倍の規模である。中国からアメリカへの移民は19世紀で既に30万人を超していた。その大半が「三合会」の本拠地でもある広州珠江デルタの出身だ。広州は広東省の省都であり、客家も多い。

客家はシンガポールの初代首相・リークァンユー(李光耀)、台湾の李登輝元総統をはじめ、指導者を輩出している。中国、マレーシア、インドネシア、台湾などのメディアやIT関係の重鎮はほとんど客家と言って良い。世界大会は各地で開催されている。沖縄でも誘致シンポジウムを1998年に宜野湾コンベンションセンターで開催したことがある。世界各地の客家は崇正会を作っている。沖縄の久米崇聖会もルーツは同じと見られる。久米三十六姓の始祖は阮国(1566~1640年)。福建漳州府龍溪県の人。WUBがお手本にすべき組織だが、歴史は古く、規模も違いすぎる。客家の会のルーツの一つに、三合会がある。世界史においては、辛亥革命を支えた秘密結社として知られる。中国の清朝を倒し、共産革命の前段を用意した。

白石隆は、シンガポール建国について秘密結社の役割がいかに大きかったかを語っている。

「中国人は秘密結社のネットワークによってシンガポールに到来し、秘密結社に組織されて苦力として中国市場向けに胡椒、ガンベル<sup>1</sup>の栽培を行ない、秘密結社のネットワークによって故郷へ送金した。」(「海の帝国」白石隆-中公新書)。これから孫文の辛亥革命へ至る経緯、そして現在も孫文の肖像を掲げて世界各地で開催される世界客家大会を点描する。

### 「私は三合会の頭目だ」

宮崎滔天全集1の「清国革命軍談」に印象的な場面がある。孫文が革命の意義を唱え、少しずつ周りにも次第に同調者が始まった。しかし肝心の核となって動く集団がいなければ物事は動かない。インテリではなく命知らずの男どもが必要だ。さあどうするか。そこで香港の医学校からずっと一緒に行動していた鄭弼臣(鄭士良)が突然孫文に向かって口を開いた。これまで一つも意見を言わなかった男だ。

「是れだけ同志も増えたり海軍にも陸軍にも大分手が廻っているから、何日(いつ)まで傳道ばかり行って居っても仕方がない。一つ旗学(\*旗揚げのことだろう)を行(や)らうじゃ

<sup>1</sup> つる性の木本で、その葉からとれるタンニンをもとにする[ガンビル]は、皮なめし、褐色染料、薬用などに使われる。また十九世紀にはこの葉を煮込んで固めたものがタールの替わりに船板の継ぎ目に水漏れ防止のために使われた。—「海の帝国」より

ないか」と提議した。そこで孫がいふには「まだ足りないものがある。其は何（ど）うしても革命の働きをして急先鋒となる者は、世の所謂（いわゆる）讀書生では駄目だ。何うしても徒手（すで。からて。）よりの野蛮流の革命主義であるけれども三合會を手に入れなければ、初めの立上がりに困るから、是と氣脈を通ずる必要がある」之を聞いて鄭弼臣破顔（にっこりわらう）微笑して

鄭「それは最（も）う既に出来て居る」

孫「何（ど）うして出来て居るか」

鄭「實は私は三合會の頭目だ」

医学校に入っても本一冊読んだことがなく、試験も受けないダメ学生が、なんと秘密結社のドンだった。彼は清朝を打倒し新しい政府を造るにふさわしい指導者を探していたのだ。孫文と付き添い、言動をずっと見ていてこれこそ指導者と仰ぐ人物と見定めた。孫文は、鄭が三合會の頭目である、と聞かされ、百万人の味方を得た気持ちで、革命への道筋を辿り始める。孫文と鄭弼臣（鄭士良）は広州の博濟書院（後の香港大学医学部）で知り合った。「鄭士良も洗礼を受けたキリスト教徒で、清朝を打倒して明朝を復興する、いわゆる反清復明（はんしんふくみん）をむねとする秘密結社三合會の有力な会員であった。孫文は鄭士良を通して秘密結社の内容を知り、後日、革命運動で秘密結社と連絡をとることが出来た。」（世界の名著64 孫文・毛沢東—中央公論社）

秘密結社としては有名な哥老会（かろうかい）がある。「三民主義」によれば—そのころ珠江（しゅこう—江西省、広東省を流れる川）流域に散在していた会党を三合會（さんごう會）と称した。また長江に散在していたのを哥老会（かろうかい）といった。哥老会の頭目を大竜頭（ターロントウ）といていた。—（三民主義 上 岩波文庫 民族主義第3講）

水滸伝や三国志の時代を思い出させる。そもそもこの地域の軍隊全員が哥老会の会員なのだから、連絡も運輸も進軍も全てが思いのまま。軍隊の組織よりは秘密結社としての行動力の方が上なのだ。孫文が例に出したのは左宗棠（さそうとう）の例だ。彼は曾國藩と並び称される清末の官僚で、新疆の回教徒の反乱を討伐したことで知られる。彼は幕僚から次のように告げられたのだ。「われわれの軍隊は、兵隊から将官にいたるまで、全部哥老会です。（略）もしこの軍隊を維持しようと思うならば、閣下にも大竜頭になっていただかなければなりません。閣下がもし大竜頭になることを承知なさらないなら、われわれは新疆に押しだすことは不可能です。」

辛亥革命以降の混乱期に活躍した青幫（チンバン）、紅幫（ホンバン）の名前も軍隊から来ている。ともに1949年の革命までつづいた秘密結社。紅幫は哥老会系で、太平天国軍や湘軍の残党を中心としてはじまったものだ。青幫は運輸労働者を中心に、清初から存在した宗教結社の系統であるという。のちには密輸などに従事する暴力団的な組織になってしまった。とくに青幫と国民党右派との結びつきは有名である。—以上は同書の解説より。

## 孫文の革命組織づくり

孫文の辛亥革命はすぐに成功した訳ではない。10回の失敗の後ようやく成就した。度々、同志が殺され、自らも海外に逃れ、亡命生活を続けながら倦まずたゆまず革命を説き続けた。生涯を振り返れば一瞬の輝きの後、再び失意のうちに世を去ることになる。「革命未だ成らず」の語を遺して。しかし清朝を倒した功績は永遠に残る。ちょっと話が先走り過ぎたようだ。

毛沢東は孫文の死(1925年)の2年後、「湖南省農民運動視察報告」に次のように記している。「封建的な宗族結合にのっかった土豪劣紳、不法地主の階級は、数千年来の専制政治の基礎であり、帝国主義、軍閥、腐敗官僚の土台であった。この封建勢力を打倒することこそ、国民革命の真の目標である。孫中山(孫文)先生が国民革命に尽力されること四十年、やろうとしてやれなかったことを、農民は数カ月のうちにやりとげたのである。」(略)

「革命の同志たる者はみな、国民革命には農村の大変動が必要であることを知らねばならない。辛亥革命は、このような変動がなかったがために失敗した。」

孫文は農民にまで視線が届いてなかった、と言わんばかりだが、果たしてそうか。孫文は康有為に比べ清朝の高級官僚でもなければ、中国で名前が売れていた訳でもない。広東省の海賊、と呼ばれたこともある。ロンドンで清の大使館に幽閉され、その手記がベストセラーになり、知られるようになった。が、お尋ね者のうさんくさい人物と思われていた。だからこそ孫文は自らの考えを浸透させるための「工作」には、最大の努力を傾けたはずだ。

当時は「世論」などはない。砂のようなばらばらの「四億の民」をまとめる戦略は？ まずは宗族だ。父系の同族集団が最初の手掛かりとなる。孫文もマウイ王と呼ばれた兄・孫眉にずいぶん助けられている。しかし身の回りの親戚や友人だけで革命が達成されるはずはない。

農村や軍に浸透した秘密結社が、鍵を握る、と見抜いていた。

「しかし何よりも孫文派の活動の特徴づけるのは、中国における伝統的な民衆反乱の系譜を引く武装蜂起路線であり、その点において同時期の他の変革運動と決定的に相違した。」(結社が描く中国近現代—結社の世界史2—山川出版社)

毛沢東は「革命は銃口から生まれる」と言った、そして前述のように国民革命は不徹底なために「農村の大変動」を起こせず、失敗したと決めつけている。しかし同書によれば「清末民初の革命家孫文は、このことを中国共産党による農民革命のはるか以前に感得し、実践していた。」とも評価している。

## 匪賊という集団

当時の中国の農村の状況は悲惨だった。近代中国の辺境と中央、という副題を持つ「匪賊」(フィル・ピリングスリー—筑摩書房)という大著には「半農半賊」の例や、兵士がそのまま賊になる「兵匪」の例が多数紹介されている。こうした「ならずもの」「ごろつき」等の無法者集団が、はからずも革命の最先端に立った場面があったことは間違いない。匪賊は特に辛亥革命以降に目立った。だから匪賊が革命を起こした、とは言えない。かえって1949年

の人民革命（これが現在の中国の起点）では共産軍は激しく匪賊を攻撃した。これも主導権争いといえればそれまでだ。毛沢東を大盗賊の頭目とする見方もあるくらいだから、組織・軍事・宣伝能力などすべてに優れた「大盗賊団」であった。匪賊は少数派、乱立、規律なし、墮落などの理由で駆逐された。

河南省の例を挙げよう。

「1921年から翌年にかけて華北を襲った大飢饉は、それ以前の数年におよぶ洪水と旱魃のくり返しの果ての惨禍であった。百万人単位の死者を出し、無一物の被災者数千万人を残したこの飢饉ひとつをとっても、河南の農村経済がいかに脆かったかがよくわかる。過去においてもこの地は、不順な気候に災いされるたびに農民反乱をくり返してきた。いま同じ自然災害が新たな匪賊を大量に生む引き金になる。」こうして若い男は兵隊か匪賊になる、という状況が生まれる。

「政治が腐敗し、行政の無策が際だつようになると、思いあまり、意志を固めた人びとが、かねてから心を惹かれていた山や湖沼に、すなわち昔からの匪賊の根城に、身を投じるようになる。」これは河南省ばかりでなく中国全体にあてはまりそうだ。「辛亥革命から一〇年も経ずして新聞は中国を『民国』と言う代わりに『匪国』というありさまだった。」

この本には注にあるように「匪賊に捕らえられ、さいわい生き延びてその体験を語ることができた人びとの覚え書を重要な情報源にしている。」特に外国人が人質にされた例は、国際問題に発展し広く海外でも報道された。マレーネ・ディートリッヒ主演の「上海特急」は1932年にアメリカで制作された。内戦状態の危険な状況を走り抜ける豪華旅客列車、外国人乗客の誘拐がそのまま「匪賊たち」の利益につながった。この映画は1923年に起きた「臨城事件」以来、頻発した外国人誘拐事件がモデルとなっている。山東省南部の臨城で、天津—浦口線を走る豪華旅客列車「ブルー・エクスプレス」が「1,000名規模の匪賊集団の襲撃を受けて脱線した。」「しかも300人に達する乗客が賊に連れ去られ、そのなかにおよそ30人の白人が含まれているというではないか」

人質をかかえて山中にたてこもった賊集団は数々の要求を突きつけてきた。

政府軍が山東省から撤退すること。

関係者全員を罪に問わないと公式に宣言すること。

再編入および新規の編入を希望する者を正規軍に受け入れること。

これらの要求の実現を6カ国の外国政府が保証すること。等々。

つまり列車強盗団による、自分たちを正規軍に入れてくれ、という要求だ。とんでもない話だが、これがなんと認められたのだ。仲介したのは上海青幫（チンパン）の大立者、杜月笙（ドゥユエション）。事件から2カ月後、身代金85,000万元で人質の放免が合意された。もちろん杜がどれくらいかすめたかは分からない。ともあれ賊は身代金を手にした。その上「およそ3,000人の賊徒が軍に編入され、最高指導者の孫美瑤（スンメイヤオ）をはじめとする頭目たちは将校に任じられた。盗賊たちは3,000人も同時に！ 正規軍の兵隊に！ リー

ダーたちは将校！ に成り上がることが出来た。以後、「中国全土で外国人が匪賊に襲われる事件が激増し、列車転覆の企てがふたたび流行を見ることになる。」

「公務員になるにはまず列車強盗から始めよ」という格言が成り立ちそうだ。実際に「臨城事件の賊集団が列車転覆の現場から逃亡する際には、近辺の村人が湯茶と豆汁の朝食を道端に供しておいた（賊徒の側でも食器類をその場にきれいに重ねて立ち去った）。」

村人たちは「大列車強盗団ご一行様歓迎」(?)の意を尽くした。親たちは、息子たちがはやく立派な「賊」となってその後は正規の軍人として出世街道を歩むことを願ったに違いない。

「曾國藩」(岡本隆司－岩波新書)の帯には、「匪賊の国」を生きる、死者数千万人－世界史上最悪の内戦を平定した男の実像、とある。曾國藩は太平天国の叛乱を葬った英雄、天才と称される。彼は大乱をまねく原因は農夫を大事にしないからだ、と強調した。「軍兵は食糧がなければ、必ず民から奪い、庶民は食糧がなければ、必ず身を匪賊に投ずる。匪賊に食糧がなければ、必ず各地転々とする流賊と化し、大乱もいつ果てるともしれない。」

上海の骨董市で太平天国の発行した円い硬貨を手に入れたことがある。真中に四角の穴が空いていて時計回りに太、平、天、国、という字が並び、青さびていた。こうした通貨が流通するくらいの「匪賊の国」が短い期間だが存在した。

## 第二の「太平天国」

太平天国のリーダー・洪秀全の活躍を子どもの頃から聞きながら育った人物がいる。孫文である。彼は洪と同じ客家だ。清朝の打倒をめざした自らの事業を第二の太平天国と名付けていた。清朝側は太平天国を「粵匪」と呼んだ。粵(えつ)とは広東をさす。中国南部を中心にした賊、という認識だ。

なお客家に対して「煤匪」という蔑称があることを「客家と中国革命」(矢吹晋・藤野彰－東方書店)で知った。広東省嘉応州は客家の居住地区として知られる。「嘉応州梅県は省内最多の鉱区が確認され、嘉応州の石炭はこの地を特徴づける重要な鉱区資源であった。鉱山を開くと無業の民が集まり、閉山するや失業者は匪賊となるので、官憲は由来『煤匪』(客家は鉱山技術者集団の側面があり、このように呼ばれた)による反乱や石炭私掘事件に目を光らせた。広東・広西・福建三省境界や嘉応州において、官憲が初めて『客家』の語を使うのは、光緒年間(1875～1908年)であった。」(同書より)

煤煙にまみれた鉱山労働者の群れ、彼らは閉山となれば直ちに匪賊となって、地域を荒らし回る・・・。広東・広西・福建の州境には官憲の目は行き届かない。

広東省嘉応州梅県から福建省永定までバスで通ったことがある。永定には有名な客家円楼がある。巨大なバウムクーヘンのような形の集合住宅で2008年には「福建土楼」として世界遺産に登録されている。広東省梅県から福建省永定一帯の住民は97%が客家人。広東省嘉応州の嘉応大学には客家研究所が造られている。客家人の故郷、と言っても良い。ここで初めて客家世界大会が開かれたのが、1994年12月のことだった。



中国の改革・開放の動きを先取りするように、広東省の山奥・梅県での開催が決まった。中国大陸のアンテナ、世界への窓口として機能している香港、その都市を抱え込むように控える広東省、奥座敷にあたるのが客家の故郷・梅県だ。当時の広東省の知事は客家の葉選平。葉剣英の息子だ。父・剣英は日中戦争の時の八路軍の参謀長、中国共産党の軍事・政治面での最高指導者の一人。この梅県出身だ。ほかに客家の有名人といえば洪秀全、孫文、鄧小平、李登輝、リークエンユー（李光耀）と、たちどころに出てくる。傑出した女性たちもいる。秋瑾、ハンスーイン（韓素音）、エイドリアン・クラークソン（伍冰枝）。秋瑾は革命家。孫文の中国同盟会に所属し、31歳で処刑された。武田泰淳の小説「秋風秋雨人を愁殺す」に描かれている。ハンスーインは「慕情」の作家。映画ではジェニファー・ジョーンズとウィリアム・ホールデンが主演し、大ヒットした。主題歌の「Love is a Many Splendored Thing」（ナット・キング・コール）は映画音楽史上屈指の名作といわれる。エイドリアン・クラークソンはカナダ総督。広東省から来た難民の娘と報じられているが、客家であることは意外に知られていない。

革命家、作家、国家元首。なろうとしても簡単になれるものではない。理想を求める力、夢を描く力、実践する力、が強い性格だったのだろう。客家の女性は昔から纏足をしない。台湾出身の古い世代の客家から「そんな贅沢はしていられなかった」と聞いた。男と同じように畑を耕し、さらに家の仕事を取り仕切ってきた。「大脚婆」（大足の女）という悪口もある。男女平等の基本、教育、期待される目標が、彼女たちに影響を与えた。客家的考えというのがあるのか。それが傑出した人物を輩出する一つの要因になったのか。そして客家の組織そのものに優れたリーダーを生む特性が潜んでいるのだろうか。

革命家・秋瑾について記した文を紹介する。「秋瑾は浙江同郷会で知りあった王時沢を通じて、日本留学後ただちに三合会に加入していた。『同郷』ネットワークから『秘密結社』ネットワークへ、そこからさらに反清政治結社へ——秋瑾のこうした軌跡は、本質的にネットワーク社会であった中国において、反清政治活動もまた、そのようなウェブの交錯を経て急速に広域化、組織化されていった事情を示唆するだろう。事実、秋瑾はこののち浙江「同郷」ネットワークを反清政治活動の目的に向けて糾合してゆく」（山田賢『中国の秘密結社』（講談社選書メチエ）の第4章「革命前夜」から）。

この本には、人が秘密結社・原「天地会」に入る理由を次のように述べている。「移動する人びとが不断に流動しつつ、常に相知らぬ（つまり油断ならぬ）他者と遭遇する荒々しい競争的な社会のなかで、いかにしてリスクを回避し、安全保障を獲得したら良いのか。『天地会』はまさにこのような不安の一部を解消した」。著者は、原「天地会」は「白蓮教系宗教結社の川下に位置する相互扶助ネットワークであると、ひとまずは規定」している。この会は、入る時に加入儀礼と誓約を伴い、内部を「秘密」の障壁により遮った（略）。もし会の秘密を漏洩することがあれば「死は刀剣の下にあり」——すなわち死をもって贖わなければならない。会の兄弟たちを認識する暗号は、例えば以下のようなものがあつた。「茶・煙



草をやりとりする際に中指を出すこと、行路で盗賊に襲われた時にやはり中指を胸に当てることであった。しかし、こんなささいな身ぶりがそんなに重大な秘密なのだろうか。著者は、「秘密」とはまなざしからの消滅ではない。むしろ何か「秘密」にされていることを演出し、周囲のまなざしと関係を取り結ぶ行為なのである、と強調する。つまり秘密の中身を探ろうとすればするほど、「あらかじめ仕組まれた迷宮のワナに私たちもまた囚われることになるだろう。」と記す。

例えば「白蓮教」でウィキペディアを探れば「ほかの人はこちらも検索」と出てくるのは以下のキーワードである。中国同盟会、義和団、洪門……。あとは怪しい宗教団体ばかり。洪門の項には、コンパスと定規を組み合わせたシンボルが載っている。すなわちフリーメイソンのマークだ。さっそく迷宮のワナにはまりそうだ。ただし洪門の解説は冒頭を除いては要点を押さえている。「アジアフリーメーソンは〔洪門をこのように説明するのは疑問―緒方〕、清末初に民間で結成された秘密結社。これは対外的には天地会と呼び、内部では洪門と呼ぶ。中国で明朝末期から清朝初期に興った秘密結社。明の相互救済組織はやがて“反清復明”（清朝「女真族／満人」異民族支配を倒し明朝「漢民族」を復活させる）趣旨へと変わってゆく。

秋瑾が入会した三合会は天地会が名を変えたものであった。やがて彼女は「光復会」、その後「中国同盟会」にもただちに加わっている。中国同盟会は1905年、東京で結成された。

「1905年7月、ヨーロッパから日本に到着した孫文は、宮崎滔天の仲介によって黄興らと会談、彼らは各出身地別に結成され活動していた反清政治団体の連合に合意した。ここにおいて広東の孫文をリーダーとする『興中会』、黄興のもと、湖南人脈に培われた『華興会』、さらに浙江出身者を多数擁していた『光復会』のメンバーも一部加わり」中国同盟会が成立した。目的は「韃虜（だつりょー清朝）を駆逐して中華を回復し、民国を創立して地権を平均にする」。総理には孫文が推された。

現在でも、崇正会（客家の会）の総会会場には常に孫文の写真が正面に大きく掲げられている。客家の象徴的人物として中国・台湾双方から尊敬されている。中国からは「近代革命先行者」（革命の先駆者）として、台湾からは「国父」として。

## 秘密結社員との接触

秘密結社は中国の正史に登場することはほとんどない。例えば三合会について、講談社の「中国の歴史10ラストエンペラーと近代中国」（菊池秀明）を見てみよう。138ページに次のような叙述がある。

「また孫文の竹馬の友だった陸皓東（りくこうとう）を初めとして、医学生時代に『四人の謀反人』を名のって共に革命を論じた陳少白（ちんしょうはく）、孫文と秘密結社である三合会（さんごうかい）との橋渡しをした鄭士良（ていしりょう）などは、みな香港のミッションスクールに学んだクリスチャンだった。キリスト教を帝国主義の手先と考えてきた中国の歴史学界は、現在もこの事実に触れたがらない。」

キリスト教は中国の正史から疎んじられている。まして秘密結社が清朝を倒した辛亥革命の重要な役者だったことは後の中国共産党の歴史からは隠べいされている。客家も「客家隠し」と指摘されるくらいに歴史に埋もれている。客家については別項を設けて紹介する。

秘密結社のメンバーが自分の組織について明かすことはない。しかし例外もある。錦正社という出版社から「洪門人（こうもんじん）による洪門正史—歴史・精神・儀式と組織」という本が出版された。私がこの本と出会ったのは2007年11月3日、東京大学駒場キャンパスで開かれた「清末中華民国初期の日中関係史—協調と対立の時代 一八四〇—一九三一」（日中関係史主催）の席であった。入口に設けられた書店の出店で購入した。研究会終了後すぐに新橋のコーヒー店の屋外テーブルで読みふけたことを思い出す。3週間後、私は台北に飛び、著者の阿部英樹氏に会っていた。思い立ったが吉日、直情径行、走ってから考える（あるいは考えない）のは私の性癖でもある。

台北の国賓大飯店の喫茶ルーム。以下は私の書いた安倍氏の著書「不良のタオ」（講談社）の「解説—安倍秀樹という男」より。

「ハゲ頭に鋭い眼。不良ですから、という言葉が盛んに出てくる。『洪門は一人ひとりがそう主張すれば通る。たとえば安倍山（ざん）、緒方山（ざん）と唱えればよい。もちろん儀式は無理だが。他のメンバーがそれで認めればOKだ。ヤクザの組は勝手に名乗ることなどできない。洪門はそこが違う。台湾だけで百いくつかの支部がある。一九九八年の洪門大会以来、世界大会は開かれていない。現在、和平統一促進大会となり、中国側の意向一辺倒になっている。』」

「『孫文が宮崎滔天と相通じたのは道（タオ）である。二人とも財産を残さず、すべてを使った。孫文が亡くなる時、革命未だならず、といった。案外、満足して逝ったのではないか。…せっかくいらしたので、本来は食事でも差し上げたいが、現在困窮している』竜巻のように安倍氏は消えた。」

解説には詳しく書かなかったが、武術の極意や手当の話をした。合気道の極意は、宇宙との調和である。手当は当時はまっていたレイキ・ヒーリングや道教の神々の話をした。安倍氏は1955年2月11日生まれ。その後接触はないが、現在（2023年2月）では68歳だ。いまだに「不良のタオ」を続けているのだろうか。

洪門という言葉の説明が後になった。ウィキペディアによれば、「洪門は中国明朝末期清朝初期に興った秘密結社。“反清復明”（清を倒し明を復活させる）を主旨とする。洪門とはすべての山堂および反清を纏めた総称であり、それは天地会、三合会（三点会とも）、致公堂、あるいは紅幫など多岐にわたる。対外部には「天地會」、対内部「洪門」と呼称しているといわれている。鄭成功を教祖と仰ぐが、実質は陳永華によるという伝承がある。」（一部略）

### 緑林—窮民を集めた盗賊

緑林という言葉がある。デジタル大辞典によれば、「1 青青とした林、2 <前漢の末

期、王莽（おうもう）の即位後、王匡（おうきょう）・王鳳（おうほう）らが窮民を集め、湖北省の緑林山にこもって盗賊となり、征討軍に反抗したという、「漢書」王莽伝下にある故事から「盗賊のたてこもる地。また盗賊。」前漢（ぜんかん）といえは紀元前206年～208年。なんと2200年以上も前から緑林は存在した。前漢は「秦滅亡後の楚漢戦争（項羽との争い）に勝利した劉邦によって建てられ、長安を都とした。」（ウィキペディア）・・・ということはお劉邦が建てた王朝は盗賊王朝ということにならないか。

実際にそのような論旨でまとめられた本がある。「中国の大盗賊・完全版」（高島俊男—講談社現代新書）である。はじめに、で中国のある学者から聞いた話を引用している。

「中国歴史上の二大勢力は『紳士』と『流氓（りゅうぼう）』だ、と言っている。紳士は知識人であり、これが官僚になり政治家になって支配層を占める。流氓とは無職のならず者のことで、これが徒党を組んで盗賊になる。中国の歴史は、この紳士と盗賊とが、対抗したり連合したり、あるいは一方が他方を従属させたりした歴史だ、と言うのである。」

同書によれば、日本語と中国語では盗賊の意味が違う。日本語ではコソコソちょろまかすようなイメージだが、中国語の盗は「堂々」、「公然」である。盗賊の基本的要件は「一、官以外の、二、武装した、三、実力で要求を通そうとする、四、集団」。続いて大事な指摘をしている。「官より見れば、山賊夜盗であろうと、世直し集団であろうと、徒党を組んで不逞をはたらき、既存の秩序をみだす点では少しもちがわない。いや山賊夜盗は百姓を困らすだけで天下の大勢に影響ないが、世直し集団は、体制そのものをひっくりかえそうというのだから、官よりみれば、こっちのほうがいっそう悪質である。」「『正義』とか『悪』とかいう価値は、それを見る人の立場による。そして「盗賊」というのは、「官」のがわから見た呼称なのである。」

やがてこうしたアウトローたちは駆逐されてしまう。「中国革命を駆け抜けたアウトローたち」（福本勝清—中公新書）のあとがきには次のように記されている。

「一九四九年十月一日、中華人民共和国の成立が宣言され、民国の時代に終焉が告げられた。民国を埋め尽くしていた軍閥、土匪、紅槍会、太刀会などの会門は、急速に歴史の舞台から退場していった。（略）同時に土匪もことごとく掃討されていった。一九四六年四月、再び国共内戦が勃発した時、土匪たちは一斉に国民党につき、共産党軍を攻撃した。中央軍の招撫にあずかり、正規軍となる夢を実現させたのだった。だが、すでに民衆の間に根をおろし、地方のすみずみまで力を及ぼすにいたっていた共産党は、傘下の地方軍や民兵を中心として土匪掃滅作戦を展開、民衆と一体となって土匪を追いつめ各個撃破していった。」

匪賊の時代は過ぎ去った。しかし著者は次のように指摘する。「八〇年代以降、徐々に古い中国が」復活しつつあるように見える。幫会は黒社会（ブラック・ソサイアティ）となって中国のいたるところにはびこるようになっていく。」

宗教集団の出現、土匪まがいの行為が起こっている。

「人民中国の皮を一枚めくれば、民国が顔を覗かせる」と。

## 世界客家大会探訪記

孫文の辛亥革命に力を発揮した三合会は、思わぬところにも名前を出している。

『14K』、『和盛和』、『和安楽』、『新義安』だ。各派ともメンバーをロンドンやイギリスの主な地方都市に住まわせている。」これはスパイ小説で有名なブライアン・フリーマントルのノンフィクション「ユーロ・マフィア」（新潮文庫・上下）に書かれている。新しく出来たEU域内でも三合会が存在し、しかも四派の存在が確認されている。もちろん名前は100年前と同じだが、EUにはびこるのは暴力組織で、以前と同じ三合会ではない。しかし秘密結社には変りない。

世界客家大会は三合会のような秘密結社ではない。中国と台湾双方で指導者あるいは国父として扱われている孫文を象徴としている。強力な影響力を持つ客家が世界規模で開催している大会なので、日本でも一時注目された。私は8年間何度も世界大会に参加し、日本の崇正会にも毎回顔を出した。既出のレポートを含むがその一部を紹介する。

客家の世界大会は原則として隔年ごとに世界各地で開催されている。「世界客家大会」の歴史を簡単に振り返る。

1971年第1回香港、1973年第2回台北、1976年第3回台北、1978年第4回サンフランシスコ、1980年第5回東京、1982年第6回バンコク、1984年第7回台北、1986年第8回モーリシャス、1988年第9回サンフランシスコ、1990年第10回マレーシア・サバ州、1992年第11回台湾・高雄。

私は次の第12回（1994年）から参加した。第12回中国広東省梅県。広東省は中国では最も早く海外との交流が進み、改革・解放のトップを走る省だ。このへんの事情は拙著「客家見聞録」（現代書館）に記したので省く。第13回シンガポール、第14回台北、第15回マレーシア・クアラルンプール、第16回中国福建省龍岩、第17回インドネシア・ジャカルタ。この6カ所を1994年から2002年の8年間に訪れた。地名を詳しく書くと、第14回は台湾北西部の苗栗（ミャオリー）県、第16回は福建省福州から4時間車を走らせた山麓の永定区、第17回は大会後、カリマンタン島の州都ポンティアナックまで足を伸ばした。インドネシアのポンティアナックは赤道線が横切る記念碑で有名だが、近くのマンドールにかつて蘭芳公司（ランファン・コンス）があった。蘭芳共和国として1777年から1888年にかけて存在した。リーダーの羅芳伯は広東省梅県出身の客家人。アメリカのジョージ・ワシントンが初代大統領に就任したのが1789年だから、世界初の民主的な政権と言われている。

世界客家大会が開催された各地では、国（地域）のトップが出席した。中国広東省梅県では葉選平（元広東省長—人民解放軍の英雄・葉劍英の息子）、シンガポールではリーシェンロン＝李顯龍（副首相・後に首相—元首相リークァンユー＝李光耀の息子）、台湾では李登輝（中華民国総統）—ここまでは全員客家人。マレーシアではマハティール（首相）、中国福建省龍岩では習近平（福建省長—後に国家主席）、インドネシアのジャカルタでは副首相や客家がルーツの大臣が出席した。開催国が客家大会の重要性を認識し、世界とのネットワーク構築のために最大限に努力していることが分かる。

この間の世界大会について短く報告する。

(1) 第12回：1994年12月：中国広東省梅州市梅県—40カ国（地域）から1,700人参加

（客家円楼は福建省の山奥に建っている。中ソが軍事的緊張関係にあった時、NASA〔米航空宇宙局〕が、当時ソ連にあったミサイル基地と同じようなものを見つけた、という話があった。拙著『客家見聞録』（現代書館）にも記した。ところが2000年に再び現地を訪れた際、ガイドが、対ソ攻撃用のミサイル基地がある、と大騒ぎになったそうです、と解説していた。国際的デマ（？）振りまきの責任の一端は私にもありそうだ（笑）。）

中国での世界客家大会開催の背景：第12回大会は1994年の12月、場所は中国広東省梅州市梅県。中国での初開催がこの時期で、場所が広東省梅県であったことは象徴的だ。中国の改革開放政策が1980年代から本格的に進んだ。香港の後背地である広東省深圳を始め全土が「香港化」してゆく。深圳の何もない漁村に高層ビルが建ち始め、90年代には開発を始めようにもトホウに暮れる（日本人研究者の談話より）と言われた上海浦東（ほとう）新区を中心に長江開放地帯が作られてゆく。94年、世界の客家を招いて開催予定の大会は、これらの改革開放政策がインフラばかりでなく、ソフトパワーの強化までがいよいよ目に見える形になった、と実感した。

梅県で世界大会が開催される理由は、住民の97%が客家であることだ。客家語もこの地域の言葉がスタンダードになっている。世界各地に散らばった客家の故郷なのだ。『ジャパン・アズ・ナンバーワン』で有名なエズラ・ヴォーゲルの「中国の実験—改革下の広東」（日本経済新聞社—1991年）では、貧しい梅県の実情を垣間見ることが出来る。「梅県の人びとはほかの地方よりも、根や葉を多く食べ、食べる肉は少なかった。人々は古着をタオルとして利用するので、タオルを売っている店はなかった」。私が訪ねたのはこの本の刊行から3年後、あまり状況は変わっていなかった。

(2) 第13回：1996年11月：シンガポール（2,500人参加）

シンガポールは国際大会に慣れている。前回の中国広東省梅県のように小学生が並んでファンイン！ファンイン！（歓迎！歓迎！）と沿道で旗を振ることもなければ、大会に間に合わせて作ったばかりの競技場でマスゲームを披露することもない。

\* 2年後、立て続けに参加した4つのイベントがある。客家パワーを生かせば沖縄も国際デビューが可能ではないか。そう考えて1998年に沖縄コンベンションセンターで「世界客家大会誘致推進シンポジウム」を実施した。

- ・ 1998年3月17日沖縄で世界客家大会誘致推進シンポジウム
- ・ 1998年9月25日香港で全球客家代表者会議
- ・ 1998年10月1日中国国慶節
- ・ 1998年10月10日台湾国慶節

9月25日から3週間間に、香港、中国、日本、台湾と駆け回った。10月1日と10日、中国と台湾の国慶節に両方参加する客家のVIP達も間近に見ている。彼らは両方の政府から招待されている。中国にも台湾にも投資している面々が、海外国籍を活用して影響を及



ぼしている、と推測した。

(3) 第14回：1998年10月6日～9日（翌10月10日は台湾国慶節）

台北（2,200人）台湾での開催は5回目

(4) 第15回：1999年11月：マレーシア・クアラルンプール（1,200人参加）

マレーシアは19世紀最大の錫（すず）の産地だった。マハティール首相の演説の中に、錫工業の創始者・葉亜来の名前が挙げられていた。会場は錫を発掘した巨大な跡地に建てられたホテルであった。全体がアミューズメントパークとなっていて、総会も写真撮影もそのホテルで行われた。しかし参加者も少なく、集合写真を見ると数十人しか映っていない。これまで多い時には1,500人以上が全員で並び大騒ぎで撮影していたのに。世界大会の度に郷情報告や客家研究の成果が、少しずつ各団体から配布されるようになった。大会開催が研究を促進している。

(5) 第16回：2000年11月：中国・福建省龍岩市（14カ国・地域代表3,000人—中国では2度目

台湾からは国民党副主席（後に名誉主席）呉伯雄以下200人が参加した。呉伯雄は11日間の予定で一行を率いて大会の後、北京などを歴訪した。恰幅が良く、頭は見事に禿げている。田中角栄元首相の盟友である政商・小佐野賢治を上品にしたような感じだ。台湾新竹州（現・桃園市）生まれの客家。福建省滞在中に省長の習近平としっかり話合ったことは間違いない。台湾と福建省とは昔から深いつながりがある。ちなみに沖縄の3都市は福建省と友好都市締結している。

- ・1981年、那覇市と福州市
- ・1988年、浦添市と泉州市
- ・1995年、宜野湾市と厦門（アモイ）市

この大会の翌年、習近平は沖縄県を訪問し当時の稲嶺県知事と会談している。中華人民共和国創立以来、国家主席で二度も沖縄訪問経験があるのは習近平一人だけだ。その前に那覇市と福州市の友好都市提携の際にも、来沖している。

(6) 第17回：2002年11月：インドネシア・ジャカルタ

これ以降の世界客家大会は10年間、途中台北開催があったが、なんと7回にわたって中国大陸で開かれた。私は急に興味を失い、ジャカルタ大会以降は出席していない。

- ・2003年、第18回河南省鄭州
- ・2004年、第19回江西省贛州
- ・2005年、第20回四川省成都
- ・2006年、第21回台北
- ・2008年、第22回陝西省西安
- ・2010年、第23回広東省河源
- ・2011年、第24回広西・北海
- ・2012年、第25回福建省三明



その後は、『客家～歴史・文化・イメージ～』（現代書館—飯島典子・河合洋尚・小林宏至）によれば以下の通り。

- ・2013年、第20回ジャカルタ
- ・2014年、第27回河南省開封
- ・2015年、第28回台湾新竹
- ・2017年、第29回香港

さてもう一度2002年のジャカルタに戻ろう。カリマンタン（昔はボルネオといった）島西部のマンドールに世界最初の共和国と言われる蘭芳公司在存在した。10人の大統領が107年間にわたって統治した。初代大統領（大唐総長）は広東省出身の羅芳伯という人物だ。国名の蘭は、シンガポールの国花として残っている。シンガポールは多民族国家だが、実質的には客家系中国人の作った「第二の蘭芳公司」と言われることもある。

蘭芳公司についてはほとんど日本語では情報はなかった。唯一、高木桂蔵氏の『客家』（講談社現代新書）で触れられているくらいだ。

太平天国やシンガポール、蘭芳公司の建国、世界客家大会開催など、客家はこれと決めたことを実現する能力に長けているようだ。司馬遼太郎の『街道をゆく四十・台湾紀行（朝日新聞社）の一節を引用する。

「客家は現実を客観視する、(中略)宙空にある自分の視点を頑固に守るともいわれている」。鄧小平、李登輝、リークァンユーなどの優れた指導者を生み出す土壌は、こうした「遺伝子」と関係があるかもしれない。

世界客家大会を開こうという発想は、まず香港で生まれた。その後、大会はモーリシャスなどでも開催されている。客家のこうした交流は、政治的議論を避けて、客家山歌、料理、服飾などの伝統の強調が目立つ。大会では客家の海外雄飛を描いた「ミュージカル」の公演、オーケストラによる「交響曲・客家」まで演奏されたこともある。人の交流・文化の再生によってつながりを深めようという動きが進行している。

太平天国では国家形成の客家の夢は破れた。しかし、蘭芳公司は？ シンガポールは？

国を超えたところで、客家の構想力は生きている。国の指示や補助を得た大会ではなく、客家大会のような各国の客家たちの民間の集まりが続けば、次第に交流の実が上がって来るだろう。東アジアにおける平和構築の一つの試みとも言える。

本文で紹介したほかに『客家の創生と再生』（瀬川昌久・飯島典子、風響社）、拙著「客家見聞録」、「世界客家大会に行く」（ともに現代書館）を全体の下敷きにした。

最終章は日中社会学会「21世紀東アジア社会学」第11号別刷特集冊子の拙稿より一部引用した。

\*なお、この節は2003年の沖縄大学地域研究所所報に掲載した拙稿を読み返しなが書いています。タイトルは「蘭芳公司——2世紀前の客家の共和国を求めて」。

## 沖縄県A市におけるヤングケアラーの実態調査

名城 健二\*

### Research on Actual Conditions of Young Caregivers in A city, Okinawa Prefecture

NASHIRO Kenji

#### 要 旨

近年、国内において大人が担うような家族のケアを行っているヤングケアラーについて取り出されることが多くなった。ヤングケアラーは、発見が難しいとされており、厚生労働省は、各自治体での調査を推奨している。本調査は、沖縄県内で初めてA市の教育員会と学校の協力を得て、児童生徒を対象にヤングケアラーの実態調査を行った。

キーワード：ヤングケアラー、きょうだい、幼い、家事、見守り

#### はじめに

国内において、2021年度からメディアなどでヤングケアラーの話題が多く取り出されるようになった。一般社団法人日本ケアラー連盟は、ヤングケアラーを「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものこと」とし、ケアが必要な人は、主に、「障がいや病気のある親や高齢の祖父母、きょうだいや他の親族」としている。

2018年度に厚生労働省と文部科学省が行った「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」によると世話をしている家族がいる中学生は、約17人に1人（5.7%）で1日4時間何らかの世話をしている子どもがいるという結果が出た（三菱UFJ, 2019）。世話をしている父母の中には、精神疾患（疑いも含む）を抱える親もおり、子どもの学習面にも影響を与えていることが分かった。厚生労働省は、国民のヤングケアラーについての認識を高め、その支援策の具体化を検討するとの方針を出している。さらに、地域ごとに実情が異なるために各自治体で精力的に調査の実施を推奨している。

\* 沖縄大学人文学部福祉文化学科教授 nahsiro@okinawa-u.ac.jp

## I. 調査目的

本調査は、沖縄県内で先行的にA市にてヤングケアラーの実態調査を行うことにより、子ども達の現状を把握しその支援策を検討する同時に、他市町村における子ども支援の取り組みの参考にすることを目的とする。

## II. 調査項目と方法、期間

調査項目は、厚生労働省と文部科学省が実施したヤングケアラーの実態に関する調査研究で使用された内容で行った。調査方法は、各学校において児童生徒が所持しているタブレットを使用し、基本的に各クラスにおいて回答してもらった。調査にあたって、事前に保護者に対し文書で調査の主旨説明を行い理解を求め、児童生徒には一般社団法人日本ケアラー連盟が作成しているイラスト付きのヤングケアラーの資料を提示した。調査期間は、2021年11月15日～11月26日とした。

## III. 分析方法

分析は、単純集計とクロス集計および一部項目間に有意差が認められるか統計ソフトSPSS (Statistics27) を使用し $\chi^2$ 検定を行った。

## IV. 倫理的配慮

本調査は、沖縄大学研究倫理委員会の承認を得て行った（承認番号2021-09）。実施前に、保護者へ文書にて調査の目的や協力依頼を行い、児童生徒に調査は無記名式で、回答しなくても不利益が全くないことや答えにくい質問は答えなくても構わないこと、無理のない範囲で回答してもらうことを文書で提示した。また、調査データは、厳重に管理し集計後は速やかに破棄すること、データは統計的に処理し個人が特定されないこと、調査結果は、A市のホームページへの公表や調査成果としてまとめ今後のヤングケアラー支援施策のために活かすことも提示した。調査に関する問い合わせ先としてA市教育委員会の担当課の電話番号とメールアドレスを公開した。

## V. 調査結果

本論においては、全ての項目の結果を示すのではなく、A市のヤングケアラー実態把握において特に重要と思われる項目に絞って報告する。

### 1. 基本情報

#### (1) 調査対象者

A市の全ての小学校5年生と6年生（以下、小学生）1,367名及び全ての中学校の1年生～3年生2,027名の児童生徒を対象とし、小学生は1,302名、中学生は1,858名の合計3,160名から回答を得た。調査実施率は、小学校95%で中学校92%である。

(2) 現在一緒に住んでいる人（複数回答）

「母親」3,008名、「父親」2,506名、「弟・妹」1,953名、「兄・姉」1,747名、「祖母」458名、「祖父」293名、「おじ」5名、「おば」6名、「いとこ」3名、「その他」6名である。これらの回答とは別に「ペット(犬や猫、うさぎなど)」と同居しているとの回答がいくつもあった。

2. ふだんの生活状況

(1) 学校の出席状況と遅刻や早退の状況

出席状況は、「ほとんど欠席しない」2,380名(75.9%)、「たまに欠席する」443名(14.1%)、「よく欠席する」323名(10.3%)である。遅刻や早退の状況は、「ほとんどしない」2,553名(81.4%)、「たまにする」424名(13.7%)、「よくする」157名(5.0%)である。

(2) 悩みや困りごとについて相談に乗ってくれたり、話を聞いてくれる人の存在

「話を聞いてくれる人がいる」1,470名(66.8%)、「話しを聞いてくれる人いない」91名(4.1%)、「相談や話をしたくない」639名(29.0%)である。

3. 家庭や家族のこと

(1) 家族の中で世話をしている人

「いる」434名(13.7%)で7人に1人、「いない」2,602名(82.3%)、「無回答」124名(3.9%)である。

(2) 世話を必要としている人（複数回答）

「きょうだい」187名、「母親」109名、「父親」74名、「祖母」48名、「祖父」33名、「甥、姪、いとこ」3名である(図1)。

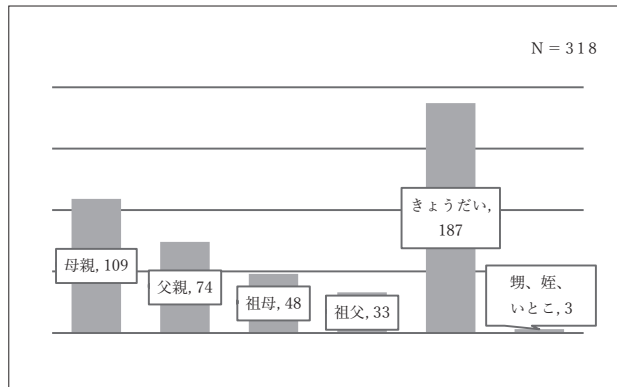


図1 世話を必要としている人と人数

(3) 世話をしている人の状況（複数回答）

「若い」137名、「高齢(65歳以上)」45名、「身体障害」11名、「知的障害」10名、「要介護状態」8名、「認知症」7名、「精神疾患(疑い含む)」5名、「その他」5名、「依存症」3名である。

(4) 行っている世話の内容（複数回答）

「家事(食事の準備や掃除、洗濯)」150名、「見守り」121名、「きょうだいの世話や保育所等への送迎など」71名である(図2)。

(5) 平日の世話をしている時間

「1時間」59名、「2時間」37名、「3時間」34名、「4時間」16名、「5時間」9名、「6時間以上」22名である。

(6) 世話をしていることでやりたいけどできてないこと（複数回答）

「特にない」191名、「その他」150名、「自分の時間が取れない」31名、「睡眠が十分に取れない」26名、「宿題や勉強するする時間が取れない」25名、「友人と遊ぶことができない」21名である。

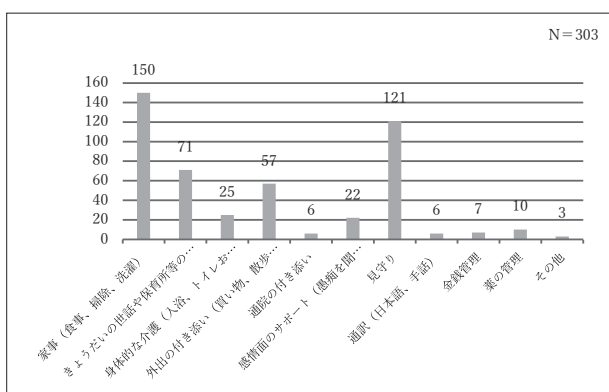


図2 行っている世話の内容と人数

(7) 世話をすることできつさを感じているか（複数回答）

「特にきつさは感じてない」224名、「時間的余裕がない」29名、「精神的にきつい」26名「身体的にきつい」13名である。世話をすることのきつさを「特にきつさは感じてない」を除き、小学生と中学生別でみると「身体的にきつい」小学生3名と中学生12名、「精神的にきつい」小学生6名と中学生20名、「時間的に余裕がない」小学生6名と中学生23名で世話をすることで、小学生より中学生の方がきつさを感じている。

(8) 世話を必要としている家族のことや世話の悩みを誰かに相談したことがあるか

「ある」49名(15.9%)、「ない」259名(84.0%)である。

(9) 悩みの相談をしたことのある人は、誰に相談したか（複数回答）

「家族」26名、「友人」20名、「学校の先生」8名となっている。スクールソーシャルワーカーや医師、ヘルパーなどの専門家への相談は、1～2名と少ない。

(10) 悩みの相談をしてない人の理由（複数回答）

「誰かに相談するほどの悩みではない」164名、「相談しても状況が変わるとは思わない」24名、「家族以外の人に相談するような悩みではない」18名、「家族に対して偏見を持たれたくない」15名、「誰に相談するのがよいかわからない」14名、「家族のことを知られたくない」11名、「相談できる人が身近にいない」6名である。

#### 4. ヤングケアラーについて

(1) ヤングケアラーにあてはまると思うか

「あてはまらない」2,455名(79.6%)、「わからない」533名(17.2%)、「あてはまる」95名(3.1%)である(図3)。

(2) ヤングケアラーへの支援を広げていくために必要だと思うことや要望等（自由記述）

①小学生の意見

代表的な意見として、「ヤングケアラーに可哀そうとか言わないこと」、「SNSで拡散する」、「子供に給付金を配布する」、「心のケアが大切だと思います」、「大人が子供に世

話させないようにする」、「必要な相談相手を作る方法を教えてほしい」、「友達と遊ぶ時間を作ってほしい」、「日本の無駄な税金を使ってください」があった。

②中学生の意見

代表的な意見として、「ヤングケアラーは、親が強要させているものもあると思うのでそういったものへの対抗策（法律・条例など）

を国会とかで作ったほうがいいと思います」、「ヤングケアラーの人でもちゃんと相談できる環境にしなければならないと思います」、「収入が少ない家庭への金銭的な支援や生活保護の充実によってヤングケアラーを生まない環境を作ることが必要だと思う」、「家族だけで抱えるのではなく近所の人などの地域全体で支えていくことが必要だと思う」、「家族をみんなで支援していく」があった。

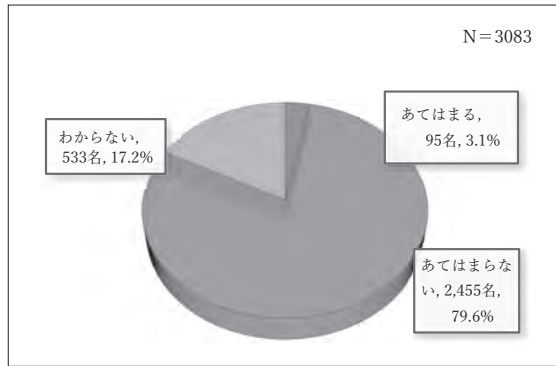


図3 ヤングケアラーにあてはまると思うか 人数と割合

5.  $\chi^2$ 検定の結果

厚生労働省のヤングケアラー実態調査から「幼い」、「きょうだい」、「見守り」、「家事」がキーワードとして抽出されている。その結果を参考に、本調査においても同様のキーワードにて  $\chi^2$ 検定を行うと「きょうだい」と「幼い」に有意差が見られ（表1）、「きょうだい」の世話や「見守り」（表2）、「きょうだい」のために「家事」を担っている（表3）ヤングケアラーが多いことが考えられた。

表1 世話している人「きょうだい」と「幼い」のクロス表と  $\chi^2$ 検定

		幼い		合計	
		なし	あり		
世話している人きょうだい	なし	2957	18	2975	
	あり	66	119	185	
合計		3023	137	3160	
	値	自由度	漸近有意確率 (両側)	正確な有意確率 (両側)	正確な有意確率 (片側)
Pearson のカイ 2 乗	1705.017 <sup>a</sup>	1	.000		
連続修正 <sup>b</sup>	1689.689	1	.000		
尤度比	667.048	1	<.001		
Fisher の直接法				<.001	<.001
線型と線型による通関	1704.478	1	.000		
有効なケースの数	3160				

a. 0 セル (.0%) は期待度数が 5 未満です。最小期待数は 8.02 です。

b. 2x2 表に対してのみ計算



表2 世話している人「きょうだい」と「見守り」のクロス表と $\chi^2$ 検定

		見守り		合計
		なし	あり	
世話している人きょうだい	なし	2936	39	2975
	あり	103	82	185
合計		3039	121	3160

	値	自由度	漸近有意確率 (両側)	正確な有意確率 (両側)	正確有意確率 (片側)
Pearsonのカイ2乗	875.059 <sup>a</sup>	1	<.001		
連続修正 <sup>b</sup>	863.417	1	<.001		
尤度比	357.192	1	<.001		
Fisherの直接法				<.001	<.001
線型と線型による連関	874.782	1	<.001		
有効なケースの数	3160				

a. 0セル(.0%)は期待度数が5未満です。最小期待度数は7.08です。

b. 2x2表に対してのみ計算

表3 世話している人「きょうだい」と「家事」のクロス表と $\chi^2$ 検定

		家事		合計
		なし	あり	
世話している人きょうだい	なし	2896	79	2975
	あり	114	71	185
合計		3010	150	3160

	値	自由度	漸近有意確率 (両側)	正確な有意確率 (両側)	正確有意確率 (片側)
Pearsonのカイ2乗	491.566 <sup>a</sup>	1	<.001		
連続修正 <sup>b</sup>	483.697	1	<.001		
尤度比	231.500	1	<.001		
Fisherの直接法				<.001	<.001
線型と線型による連関	491.410	1	<.001		
有効なケースの数	3160				

a. 0セル(.0%)は期待度数が5未満です。最小期待度数は8.78です。

b. 2x2表に対してのみ計算

#### 6. 「家族に世話をしている人がいる」を抽出した分析

調査対象全体の3,160名を「家族に世話をしている人がいる」を抽出すると434名(13.7%)で「家族に世話をしている人がいない」は2,602名(82.3%)であった。双方を学校での状況と相談相手の状況を比較すると「家族に世話をしている人がいない」よりも「家族に世話をしている人がいる」の方が、全体的に生活状況が良くない結果となった。特に差があったのが、「学校をたまに(よく)欠席する」の「世話する人いる」584名(22.4%)、「世話する人いない」148名(34.1%)である(表4)。

表4 家族に世話をしている人がいるといないの状況（人数と割合）

	健康状態 「よくない」	学校を 「たまに欠席する」 「よく欠席する」	学校の遅刻・早退 「たまにする」 「よくする」	相談相手 いない	相談 したくない
家族に世話をしている 人がいる (434名)	14名 (3.2%)	148名 (34.1%)	64名 (14.7%)	19名 (4.4%)	92名 (21.1%)
家族に世話をしている 人がいない (2,602名)	57名 (2.2%)	584名 (22.4%)	484名 (18.6%)	72名 (2.8%)	539名 (20.7%)

「家族に世話をしている人がいる」434名(13.7%)をさらに「世話をしている頻度」の「ほぼ毎日」と「週に3～5日」で抽出すると172名(5.4%)となった。さらに、「平日の世話の時間数」で「2時間以上」を子どもの1日の自由な時間を奪う時間と設定し抽出すると85名(2.7%)となった。85名の家族構成は、ひとり親世帯が17名(20.0%)で両親や他の家族と生活しているは68名(80.0%)である。

85名のふだんの学校生活等の状況は、学校への出席状況は、「ほとんど欠席しない」45名、「たまに欠席する」23名、「よく欠席する」16名、「無回答」1名である。遅刻や早退の状況は、「ほとんどしない」59名、「たまにする」21名、「よくする」5名である。「提出物が遅れることが多い」25名、「宿題や課題ができてないことが多い」21名、「持ち物の忘れ物が多い」17名である。相談相手や話を聞いてくれる人は、「聞いてくれる人がいる」41名、「聞いてくれる人がいない」7名、「相談や話はしたくない」20名、「無回答」17名である。世話を必要としている人は、「きょうだい」65名、「母親」14名、「父親」12名、「祖母」6名、「祖父」1名、「その他」2名である。世話をしている人の状況は、「若い」60名、「高齢」4名などとなっている。

世話をしている頻度は、「ほぼ毎日」60名、「週に3～5日」25名であった。悩みを相談してない理由は、「誰かに相談するほどの悩みではない」43名、「家族以外の人に相談する悩みでない」と「家族に対して偏見を持たれたくない」「その他」が8名、「相談しても状況が変わるとは思えない」7名である。

世話を必要としている家族のことや世話の悩みを誰かに相談したことがあるかは、「ある」18名、「ない」59名、「無回答」8名である。「ない」の場合、「悩みを聞いてくれる人がいない」が24名いた。「ある」の18名が相談した人は、「家族」11名、「親戚」1名、「友人」9名、「学校の先生(保健室の先生以外)」4名、「スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー」2名、「保健室の先生」0名、「病院や福祉機関、行政、近所の人、SNS上での知り合い」は0名、「その他」1名である。「ない」と回答した59名の理由は、「誰かに相談するほどの悩みでない」43名、「家族に対して偏見を持たれたくない」と「家族以外に人に相談する悩みでない」8名である。ヤングケアラーにあてはまるかは、「あてはまる」19名、「あてはまらない」35名、「わからない」31名である。

## VI. 考察

調査結果から、主に今後のヤングケアラー支援において重要な視点と思われることを考察する。

### 1. 「基本情報」：【きょうだいと生活している児童生徒が半数以上である】

調査対象者の3,160名の内、きょうだいと生活をしている児童生徒は、「弟・妹のみ」と「兄・姉・弟・妹」を合わせると1,945名（61.5%）で、半数以上がきょうだいと生活していることが分かる。さらに、同居している保護者は、両親が2,383名（75.4%）であることを考えると、両親ときょうだいという複数名の家族との同居が多いことが分かる。沖縄県は、全国比で子どもの出生数が高い（厚生労働省，2021）ことから、A市においても同様の傾向があろう。ただし、ひとり親世帯が24%と約4人に1人いることも注視しなければならない。今回の調査目的は異なるが、ひとり親世帯であることで貧困や児童虐待などの何らかの生活上の課題に影響を与えている可能性もあろう。

### 2. 「ふだんの生活状況」：【欠席や遅刻・早退などの課題がある】

学校の出席状況は、「たまに欠席する」と「よく欠席する」を合わせると766名（24.2%）、遅刻や早退状況は「たまにする」と「よくする」を合わせると580名（18.3%）で、4～5人に1人の割合で欠席や遅刻が日常的になっている。背景には、生活習慣のリズムや宿題をやる生活環境（家の広さやきょうだいが多など）などの何らかの家庭的要因が含まれている可能性が考えられる。悩みや困りごとを「相談や話をしたくない」639名（20.2%）が5人に1人にいるということは、今以上に、子ども達の悩み事を相談する体制の工夫が必要と言えよう。

### 3. 「家庭や家族のこと」：【幼いきょうだいの世話を日常的に行っている児童生徒が多い】

家族の中で世話をしている人が「いる」は、434名（13.7%）で7人に1人となり、小学生195名（14.9%）、中学生239名（12.8%）となる。これは、調査規模や母数が異なるため単純比較はできないが、北海道調査の中学生7.2%（北海道，2021）や山梨県調査の中学生8.1%（山梨県2021）、全国調査の中学生5.7%（三菱UFJ，2018）と比べると高い数値になる。

世話をしている人の内、「きょうだい」187名（58.8%）で「幼い」137名（59.3%）が多い傾向は、全国調査と同様で（三菱UFJ，2019）、「家事（食事、掃除、洗濯）」と「見守り」が多い。きょうだいとの同居1,945名（61.5%）、両親との同居2,383名（75.4%）であることを考えると、自分よりも年下の弟や妹を日常的に世話していることが多く、背景には両親共働き世帯が多いことが考えられる。ただし、きょうだいのケアを家庭内のお手伝いの範囲なのか問題所在が曖昧との指摘（河本，2020）や埼玉県調査においては幼いきょうだいの世話をヤングケアラーから除外している（埼玉県，2020）ことを考えると、今後更に詳細な実態把握が必要となろう。

世話をしている人がいる434名の内、世話をしている頻度が「ほぼ毎日」と「週に3～5日」の日常的に世話をしているのは166名（38.2%）で、さらに平日に2時間以上世話をしているのは118名（27.1%）である。日常的に世話をしている児童生徒に限定すると、約3人に1人が、多くの時間を家族内の誰かの世話に費やしていることが分かる。「世話を必要としている家族のことや悩みを誰かに相談したことがあるか」308名の回答の内、259名（84%）が誰にも相談してない。その理由に「誰かに相談するほどの悩みでもない」164名（78.8%）が多く、ヤングケアラーの発見は難しいとされていることから、学校内外の関係機関において（三菱UFJ, 2020）多様な視点で児童生徒が気軽に相談できる体制を整備していく必要がある。具体的には、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの有効活用や行政機関、子どもの居場所、NPOなどとの連携も念頭に入れるべきである。

#### 4. 「ヤングケアラーについて」：【ヤングケアラーの認識が不足している】

「ヤングケアラーにあてはまる」95名（3.0%）、「わからない」533名（16.8%）であった。ヤングケアラー状態にある子ども達の中には、自分がヤングケアラーという自覚がない傾向がある（三菱UFJ, 2019、山梨県, 2021）ことから、ヤングケアラーかどうか「わからない」と回答している児童生徒の中にもヤングケアラー状態の子どもがいることが考えられる。

#### 5. $\chi^2$ 検定の結果：【幼いきょうだいの家事や見守り行っている】

$\chi^2$ 検定の結果から、「幼い」「きょうだい」に対する日常的な「見守り」を行っており、「家事（食事の準備や掃除、洗濯）」を担っている児童生徒がいることが分かる。これは他の研究においても同様の傾向が報告されており（北川, 石倉2015）、結果的に「宿題する時間が取れない」状態になり学校を「遅刻・早退してしまう」ことにつながっている可能性が考えられた。

#### 6. 「家族に世話をしている人がいる」を抽出：【より過度なヤングケアラーの発見が難しい】

家族に世話をしている人がいる場合は、そうでない場合と比べて、健康状態や学校の欠席や遅刻・早退状況が良くない状態になっている。85名（2.7%）の児童生徒が、より過度なヤングケアラー状態であると考えられ、その内の68名（80.0%）が両親と生活している。ひとり親世帯の方が、ヤングケアラーが多いと考えてしまう傾向があろうが、本調査においては必ずしもそうではない結果となった。これは、表面的に両親と同居し共働き世帯の場合、周りからは特に問題ないと見られる傾向があることが考えられ、そのためにヤングケアラーの発見をより難しくしている要因になっていると考えられる。児童生徒が自ら声を挙げることが多くないことを前提に考えると、学校や関係機関が早期に発見するシステム作りが求められる。そのためにも、学校内や関係機関との定期的な会議の開催や厚生労働省が推奨する「ヤングケアラー早期発見のためのアセスメントシート」（厚生労働省, 2020）や「ヤング

ケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン（案）」（三菱UFJ，2020）「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」（有限責任監査法トーマツ2022）などの活用、学校内で定期的に行っているいじめ等に関するアンケートにヤングケアラーの発見を意識した質問項目を入れることを検討すべきであろう。

## 文 献

- 一般社団法人日本ケアラー連盟 <https://youngcarerpj.jimdoofree.com/2022.2.16>
- 河本秀樹（2020）「日本のヤングケアラー研究の動向と到達点」『敬心・研究ジャーナル』4巻1号、pp45-53
- 北山沙和子，石倉健二「ヤングケアラーについての実態調査－過剰な家庭内役割を担う中学生－」『兵庫教育大学学校教育学研究』第27巻，pp.25-29
- 厚生労働省（2021）都道府県別にみた合計特殊出生率，  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyuu/syussyo07/index.html/2022.3.3>
- 厚生労働省子育て支援課（2020）「ヤングケアラーの早期発見のためのアセスメントについて」
- 埼玉県（2020）「埼玉県ケアラー支援計画のためのヤングケアラー実態調査結果」  
[https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/187028/03\\_youngcarer.pdf/2022.3.5](https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/187028/03_youngcarer.pdf/2022.3.5)
- 北海道保健福祉部，北海道教育委員会（2021）「北海道におけるケアラー実態調査の実施及び実施結果について」  
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/77409.html/2022.3.5>
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング（2019）「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング（2020）「ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン（案）」
- 山梨県（2021）「山梨県ヤングケアラーの実態に関する調査について」  
<https://www.pref.yamanashi.jp/kodomo-fukushi/young-carer02.html/2022.3.5>
- 有限責任監査法トーマツ（2022）「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」

## 2022年 しらほサンゴ村における環境教育の実践の記録

盛 口 満\*

### Practices related to environmental education at Shiraho-sangomura in 2022

MORIGUCHI Mitsuru

#### 要 旨

沖縄大学盛口ゼミでは2011年より継続して、石垣島・しらほサンゴ村において、地域の子どもたちを対象とした環境教育の実践を続けている。2022年度は久しぶりの全面対面で実施することができた。また、この環境教育実践に5年間にわたり参加した参加者にインタビューを行い、この取り組みの意義を再考した。

キーワード：石垣島・白保、しらほサンゴ村、環境教育

#### はじめに

石垣島・白保集落前には豊かなサンゴ礁が広がっている。白保には、2000年にWWFがサンゴ礁保護研究センター（愛称：しらほサンゴ村）を開設し、その後、この施設は2021年から白保公民館に移譲され、NPO夏花の手によって運営がなされるようになった。沖縄大学人文学部こども文化学科・盛口ゼミは、しらほサンゴ村がWWFによって管理運営されていた2011年より、毎年、夏季に行われる「やまんぐうキャンプ」と呼ばれる活動に関わってきた。しらほサンゴ村では、将来、地域を担っていくことになる子どもたちに、地域の自然や文化を体験させる活動（白保子どもクラブ）を行っており、その一環として、一泊のキャンプも行われてきたのである。著者はこのキャンプを、自身の担当するゼミ生にとって、環境教育を実践する貴重な場ととらえ、毎回、2～3コマの授業を企画、実施してきた。ただし、2020年初頭から世界に広がったCovid-19（新型コロナウイルス感染症）のパンデミックにより、2020年度のやまんぐうキャンプは中止、2021年度は遠隔と対面でのハイブリッド方式に

\* 沖縄大学人文学部こども文化学科教授 kamage@okinawa-u.ac.jp



よる実施への切り替えがなされた（盛口 2022）。2022年度は通年に行っていた時期よりも時期を遅らせることで、コロナの蔓延時期を避け、なんとか対面での実施（著者、及び学生7名参加）を行うことができた。本報告では、この対面による環境教育実践（授業記録）と、このやまぐうキャンプに小中学生時代、5年間にわたり参加し、その後、沖縄大学に進学し、現在2年に在学している多宇諒真君にインタビューを行い、キャンプ参加者にとってのキャンプの意義の聞き取りを記録することとした。

## I. 授業実践記録

### 1. プログラムの概要

2022年度、白保子どもクラブの活動は行われていなかった。そのため、やまぐうキャンプ開催時に、NPO夏花のスタッフがキャンプ参加者を募ることとなった。結果、中学1年2名、小学校5年1名、4年1名、3年3名、1年3名の合計10名が当日参加してくれた（事前申し込みはもう数名いたが、当日のキャンセルがあった）。

コロナ禍以前、やまぐうキャンプは授業に加えて、白保の海での自然体験も含め、一泊二日の日程で行われていた。しかし、2022年度においては宿泊はとりやめ、授業と交流会のみの半日のみのプログラムで実施することとした。

NPO夏花のスタッフによる開会のあいさつ後、学生たちに進行が引き継がれた。学生代表による全体挨拶のあと、学生個々の紹介、参加した子どもたちの自己紹介を行い、全体を2チームに分けたアイスブレイク（ジェスチャーゲーム）を15分ほど行った。その後、2時間の授業を行い、最後に交流会としてビンゴ大会（賞品はキャンプの内容と関連し、生き物とかかわるものを学生たちが用意した）を実施するというのが、当日のたまかなプログラム内容であった。

### 2. 1時間目の授業記録（\*以下、Tは授業者、Sは子どもたちを表す）

T：みんな、食べるとしたら、お寿司と焼肉どっち？

S：焼肉！ おなかにたまるから。

T：今日はお寿司派の授業、魚の授業です。みんな、知っている魚を教えてください。

S：マグロ、タイ、カジキ、サメ、タコ、ツナ、アーラミーバイ、金魚…

T：じゃあ、深海魚って知っている？

S：チョーチンアンコウ！ ラブカとか

T：これから深海魚の授業をするので、自分がイメージする深海魚の絵を紙に描いてみて。

S：俺、チョウチンアンコウの絵を描く！

（子どもたちは個々に紙に向かって絵を描き始めた。チョウチンアンコウやリュウグウノツカイなど、それぞれに深海魚の絵を描いている。1年生もそれなりの絵を描いていた。しばらくして、子どもたちの描いた絵を前に提示し、どんな魚を描いていたのかを確認した）

T：ここで深海クイズをしていきます。海で一番深いところは何メートルでしょう？

S：知らない。

T：5,000メートル、1万メートル、10万メートルのどれだと思う？

(挙手の結果：5,000メートル2人、1万メートル4人、10万メートル3人)

T：答えは1万メートルです。つづいて、2問目。深海は何メートルの深さからかな？

①は100メートル、②は200メートル、③は500メートル、④は1,000メートル。

(挙手の結果：②2人、③4人、④6人)

T：答えは200メートルからです。だから深海って、深さが200メートルのところから1万メートルのところまで、ずっとそうなんだよ。では、深海って、どんなイメージ？

S：暗い。光がない。エサがない。危険が多い。圧がある。光るものがいっぱいいる。冷たい。たぶん、ゴミが少ない(笑)。

T：深海は、みんなが言ってくれたようなところだね。寒いとか、暗いとか、エサが少ないとか。でも、この中で、深海魚が一番困ることって何だろう？

S：エサが少ない。

T：深海は暗いっていうけど、夜の海も暗いよね。深海は冷たいっていったけど、北極ほどは冷たくないでしょ。

S：深海って冷たくないの？

T：北極ほどは冷たくないよ。だって凍っていないでしょう。だから、深海魚にとって一番困ることは、エサが少ないこと。深海魚はエサが少ないのに困るから、それに対して知恵をだしているよ。例えば、エサがくるまで待つとか。できるだけ動かない。

S：動く体力使うから。

T：そう、体力温存のために動かない。

S：心臓は？

T：心臓は動くよ。あと、エサをおびき寄せる。

S：チョウチンアンコウの光だ。

T：深海魚の特徴を、写真をみながらみていきます。一枚目の写真はデメニギスです。二枚目はチョウチンアンコウです。まず、デメニギスを見て。

S：脳のところが透けてる。目が大きい。

T：みんなが言ってくれたとおり、頭が透明だね。目も大きい。頭が透明だといいいことあるかな？ 前だけじゃなくて、上のほうも見えるよね。目が大きいと暗くてもよく見えるよね。

じゃあチョウチンアンコウは？

S：光を出すんだよね

T：魚をおびき寄せるんだね。ここで、深海魚の実物をもってきたからみてみましょう。

S：えーっ？ 実物？

(ホウライエソの乾燥標本とミズウオの頭骨標本を見せる。子どもたちは熱心に見入っ

ている。ミズウオの骨は普通の魚の骨に比べてずいぶん軽いというのを実感してもらった)

T：深海魚の特徴わかったかな。獲物を逃がさないように口が大きいよね。エサがなんでも食べられるようになってきているんだね。でも深海魚によっても特徴が違ったね。より浅いところにいる深海魚は目が大きくて、より深いところにいるのは目が小さい。いい？

じゃあ、ここで、深海魚ゲームをしてみましょう。

(ハダカイワシ、デメニギス、チョウチンアンコウの3種類のカードを使ったゲームを実施。子どもたちは喜んで取り組んでいた)

### 3. 2時間目の授業記録

T：みんなアニメ好き？

S：ワンピース、鬼滅の刃、スパイ・ファミリー、東京リベンジャーズ、ドラえもん、クレヨンしんちゃん…

T：先生が好きなのは、僕のヒーローアカデミアっていう作品です。その中に登場するこのキャラクターが一番好きです。この人は特別な能力がある。体の半分が水で半分が火。

S：やばい。

T：漫画だけでなく、こんなふうな能力を持つ生き物が身近にいないかと探したら、いました。虫です。これから昆虫の能力クイズをします。模造紙に5種類の虫の写真が貼ってあります。5種類の能力カードを配るので、どの虫がどの能力か、グループで話あって決めていってください。

(ギンヤンマ、ミイデラゴミムシ、クロカタゾウムシ、タイタンオオウスバカミキリ、タガメの写真が貼られた模造紙と、5種類の能力カードがグループに配られる)

T：じゃあ、グループで話あった結果を上にあげてください。うーんと、2つの考え方がありますね。答えあわせをしてみましょう。ギンヤンマは、スピードです。最高速度、時速70キロメートル以上になります。ミイデラゴミムシはガス鉄砲ですね。100度以上のガスだよ。クロカタゾウムシはとにかく硬い。タイタンオオウスバカミキリはかむ力です。めちゃめちゃ大きな虫です。タガメは泳ぐこともできる虫です(それぞれの虫の解説を、タブレットの写真を見せながら行った)。こんなふうに、虫にもマンガのヒーローみたいな能力があったね。じゃあ、次は別の能力がある生き物の話です。

T：では次の生き物です。この絵の生き物は？

S：キノコ！

T：キノコにも能力があります。

S：毒キノコ！ 光るキノコ！

S：毒キノコってみたことない。毒キノコって真っ白？

T：毒キノコクイズをやってみましょう。今からキノコの写真を6枚見せるので、一番つ

よそうな毒キノコを選んでください。じゃあ、予想をききます（ツキヨタケ、カエンタケ、ベニテングタケ、ドクツルタケ、シイタケに手が拳がっていた）。正解はドクツルタケです。このキノコは一本食べると死んじゃいます。キノコの能力には、こんなふう  
に毒というのがあったけれど、キノコにはもうひとつ能力があります。

S：光合成！ 光る？

T：じつは、食べるという能力です。ふだんみんなは何食べる？

S：ステーキ（笑）。

T：キノコは何を食べている？ キノコは木の枝とか、落葉とか。ほかにも虫を食べたり  
します。虫を食べるキノコは冬虫夏草っていいます（冬虫夏草のハチタケとカメムシタ  
ケの標本を子どもたちに見せる）。まだほかにも、キノコが食べるものがあります。そ  
れがうんこです。キノコは動物のうんこを食べる能力もあるんです。キノコは木の枝と  
か落葉とかうんこを食べるんだけど、みんなにとってそういうものは必要なもの？ い  
らないよね。でもそうしたものがたまっていったらどうなっちゃう？ そうならない…  
自然が保たれているのは、キノコが一生懸命食べてくれているから。だから、キノコは  
自然のお掃除屋さんなんだね。キノコは毒という能力となんでも食べる能力があります。  
じゃあ、ここで、うんこを使ったストラップを作りましょう。

（アマミノクロウサギとトナカイのうんこから、ストラップを作るワークショップを実  
施。最初うんこと聞いてひいていた子どもも、実際に作り出すと熱心に取り組んでいた）

T：うんこストラップ作ったね。さっきまで何の授業をしていたか覚えている？

S：虫、キノコ、うんこ。

T：そう、キノコとか虫とか陸上の生き物の話をしてきたけど、ここで海の生き物の話を  
します。

T：この写真の海岸はどこかわかるかな？

S：川平湾。

T：そうだね。どう？

S：キレイ。

T：じゃあ、次の写真は？

S：キタナイ。

T：これは東京湾です。もしみんなが魚だったら、どっちにすみたい？

S：川平湾。キレイで、ごみもない。泥も入ってない。

T：沖縄の海はキレイだよ。でも、キレイというのは、魚たちの食べる栄養もないって  
ことなんだよ。例えば東京湾でみていこうね。川から泥や土が流れてくるわけ。すると  
その中の栄養で、プランクトンが増える。サメって何を食べる？

S：魚。

T：じゃあ、小さい魚は何を食べる？

S：プランクトン。

T：プランクトンが増えたら、小さい魚も増えて、すると大きな魚も増える。でも、県外の海がいいって言うわけでもない。沖縄の海は、「何か」がいるから、魚がすめるんだ。

S：サンゴ！

T：そう。サンゴがいるから、ほかの魚たちもすんでいけるってわけ。だから、サンゴにはキレイな海でも魚がすめる環境をつくれる能力があるってことだよ。ではここでサンゴに関するクイズです（以下、サンゴに関する4問のクイズを出題した一例：サンゴは薬用になる、○か×かー）。サンゴは、ガンの薬になるかもしれないっていわれているんだ。サンゴは能力をいっぱいもっているんだね。太陽の光を浴びて栄養も作れるし。沖縄の海の魚は、サンゴの能力で生きていけるわけ。沖縄の魚、カラフルじゃん。そんないろいろな魚がいるのもサンゴのおかげ。サンゴがなくなったら、こうした魚もいなくなっちゃう。サンゴはとても大切な能力もっているんだね。これで授業を終わります。

#### 4. やまんぐうキャンプの振り返り

3時間目は交流会（ビンゴ大会）だったが、この内容は省略する。最後に全体で振り返りをしたが、その折に子どもたちが手をあげて、口々に授業の感想を言ってくれた。

授業終了後、NPO夏花のスタッフ2名、および今回のイベントのコーディネーターを務めた沖縄大学地域研究所特別研究員の後藤亜樹さんを含め、反省会を行った。スタッフからは、学生の子どもたちへ対する対応のよさが指摘されるとともに、今後もこのような企画を続けていきたいと思うといった趣旨の話がなされた。学生からは、「最初、遠隔になるかもしれないと聞いて、大丈夫かなあと思っていた。低学年は、話ばかりで大変だからクイズとか授業の中に入れようねと話をしていて。自分は授業の導入の部分だったけれど、そのあと、二人がうまく話をつなげてくれて、やって楽しい時間だった。日帰りの日程だけど、参加できてよかった」「今回は子どもたちとこんな風にかかわることができて。これは誰でもできる経験じゃなかったなあと。アイスブレイクもこの場に来てから考えて、そんなふう臨機応変にできたのがよかった」「今回遠隔かもといていたのが、対面でできたし、石垣島も始めてこれでよかったです。授業をみても、子どもの素直な反応を見れて。それに自分の気づかなかったようなことを質問してきたりしてすごいなあと思いました。特に低学年の子の素直な反応が、これからの参考になりました」「自分も初めて石垣島に来ました。授業の外から見ていると、子どもが素直だと思ったけど、同時に鋭いつこみもしていて。子どもたちの反応が楽しかったです。子どもの変化が感じ取れたのが楽しかった」「今回は、大変な時期に、こういう機会を作ってもらってありがたかったです。急に授業者になって、どきどきだったけど、子どもは明るくて、子どもに引っ張られて授業ができました。本島の子より、海のことを知っていて、これって、石垣ならではなのかなとも思いました。自分の学びになったし、楽しかったです」といった感想が出された。

## II. 多宇諒真君へのインタビュー記録

2002年生まれの多宇君は、小学校5年から中学3年までの5年間、やまぐうキャンプに参加し、その後、高校生時代はスタッフ補助の形でキャンプの手伝いをしてくれた経緯がある。さらにその後、多宇君は2021年に沖縄大学人文学部国際コミュニケーション学科に入学し現在に至っている（2022年11月11日インタビュー）。

— どういう経緯でやまぐうキャンプに参加するようになったの？

多宇：自分は登野城小学校に通っていたんですけど、小学校5年生の時に白保小学校に転校したんです。もともと父は白保出身なので、白保に家を建てることになって。おばちゃんは白保にいたから、遊びにいったときに、しらはサンゴ村にもいったことがあって、その時センター長だった上村さんの顔は見たことがありました。白保に引っ越して、子どもクラブの話を聞いて、楽しそうだと思って入ったんです。そのころ子どもクラブにいたセナニーニーやマサミニニーは、お姉ちゃんの同級生で、2個上の学年です。小学校5年生のときのやまぐうキャンプの時に来ていた沖大の学生、まだ顔を覚えていますよ。— それにしても、5年間も続けて参加していたんだよね。

多宇：めっちゃ楽しかったです。授業はだるいって思うときもあったけど。座学みたいなやつとかは。ただ、遊びっぱい授業もあったし。それに大学生のお兄ちゃん、お姉ちゃんが授業してくれたから、普通の授業とは違っていたし。キャンプに参加して、初めて魚をさばくのを経験したり、浜でのキャンプも楽しかった。いつまでも寝ないで、「早く、寝れ」って怒られたり。

— そのころは、やまぐうキャンプは子どもクラブの年間活動の一端だったんだよね。

多宇：小学生のときは、子どもクラブの活動は活発でした。まだ上村さんがセンター長をしていたころです。ヤコウガイの蓋で何かを作ったり、正月になったら八角の凧を作って飛ばしたり。中学になったら活動の回数が減って、年間4、5回になりました。

— 大学を卒業し、ゆくゆくは白保に戻りたいという気持ちはある？

多宇：最終的には白保で死にたいです。ただ若いうちは、どこでなにをするかまだわかりません。引っ越した最初のころは白保に興味は持っていませんでした。ところが中学生ぐらいから、白保、面白いなあと思って。高校でも郷土芸能部に入ったし、今も石垣に帰ると白保の行事に参加しています。

— キャンプに参加していたのは、小中学生のころだったわけだけど、今、自分が大学生になって思うことはある？

多宇：あの頃、キャンプに来ていたお兄ちゃん、お姉ちゃんの目はキラキラして見えて、自分も早くそなりたいたって思ってたんです。あの頃、大学生は自分とかけ離れた存在に見えました。自分がそうなってみると、自分も周りの大学生も、全然大人じゃないなあと思ってしまいますけど。

— やまぐうキャンプは、しらはサンゴ村から、「島には大学がないから、子どもたちは



卒業すると島を出てしまう。なので、子どもたちが島にいるうちに、島の自然や文化をちゃんと伝えたいから、手伝ってほしい」と声をかけられたのがきっかけ。そのことをどんなふうに思う？

多字：やっぱり、どんどん伝統とか、わからない若い人が増えていると思う。自分が地域や伝統を好きになったのは、ふれあいがあったから。一緒に遊ぶことでも、何かを好きになっていくきっかけになることがあると思う。だからやまんぐうキャンプがこれからも続くといいなと思う。自分は毎年参加していたし、コロナで一度中断してしまったけど、これからは毎年続けて、「これおもしろいよ」と参加した子が次の子をさそっていきけるといいんじゃないかな。石垣には大学ないし、教育実習生もあまり来ることがないから、キャンプでの大学生との関わり、面白かったと思う。

—今日はいそがしいなか、時間を作ってくれてありがとう。来年、子どもキャンプがあったら、ぜひ島出身のOBとして参加してもらえないだろうか。

多字：声をかけてください。

### Ⅲ. おわりに

コロナ禍の中、やまんぐうキャンプは、2021年度、遠隔と対面のハイブリッド方式で実施した。このような方式でも実施可能であることが実証できたことは貴重な機会であったといえるが、22年度に再度、全面的に対面方式で実施し、大学生と子どもたちの交流という側面からは、やはり対面方式だからこそ得られることがあるという思いを新たにした。この点に関しては、多字君のインタビュー内容からもうかがい知れる。やまんぐうキャンプで行われる個々の授業内容というよりも、そのような授業も含めて、大学生と子どもたちとの出会いや交流が、なにかしらかのものを、両者に残していくと思えるからだ。ただ、そのような出会い、交流の基盤に、自然や文化を題材とした授業の場があるということも言うまでもない。

多字君のインタビューでは、恒常的な取り組みがあってこそ生み出されるものがあるということが語られている。また、今回のやまんぐうキャンプにおける、振り返りにおいても、NPO夏花のスタッフから、今後も継続的な取り組みをしてほしいという発言がなされていた。振り返れば、盛口ゼミのやまんぐうキャンプも、途中1度の中止はあったものの、12年間という長期にわたり続けられてきたことになる。その中で、かつて参加したやまんぐうキャンプを振り返り語ってくれる多字君のような存在も現れた。次年度以降も、できうるかぎりこの取り組みを続けていきたいと考えるが、加えて、さらにあらたな取り組みも可能かどうか、考えていきたいと思う。

### 引用文献

盛口満 (2022) 「Covid-19 パンデミック下におけるWWFサンゴ礁保護研究センター(しらはサンゴ村)における環境教育の実践」『地域研究』29号、47-54頁

## 食品衛生学学生実験が食品衛生意識向上に及ぼす影響 —手指の衛生および鼻前庭ブドウ球菌検査—

下 地 みさ子\*

### The Impact of Food Hygiene Experiments on the Food Hygiene Awareness of Undergraduate Students: Hand Bacteria and Nasal Vestibule Staphylococcus Aureus Test

AOYAMA-SHIMOJI Misako

#### 要 旨

栄養士・管理栄養士を目指す学生にとって食品衛生の概念を理解すること、食品を扱う現場に必要な知識と技術の基礎を修得することは極めて重要である。学生実験で実施する手指拭き取り液の培養による一般細菌検査、鼻前庭拭き取り液の培養による黄色ブドウ球菌検査を通して食品衛生に対する意識向上を図った。その結果、安全な食事提供に対する理解だけではなく喫食者に対する責任感が生まれた。

キーワード：食品衛生、学生実験、細菌検査

#### はじめに

食品は、おいしいこと、栄養価があるものであると同時に、安全なものでなければならない。また、食品は生命維持のためにも必要不可欠なものである。したがって、食品を摂取することによって健康に危害をおよぼすようなことがあってはならない。食の安全の確保は、製造者だけに求められがちであるが、本来は農作物や家畜の生産者から加工食品製造者・販売者、集団給食や家庭で調理を行う者まで、食に関わる全ての人に求められなければならない基本的なことだと考える。令和3年（2021）6月1日から、原則として、すべての食品等事業者がハサップ（HACCP）（Hazard（危害）, Analysis（分析）, Critical（重要）, Control（管理）, Point（点））に沿った衛生管理に取り組むことが義務化されたことは記憶に新しい。

\* 沖縄大学健康栄養学部准教授 m-shimoji@okinawa-u.ac.jp

すべての食品等事業者とは製造業者、加工業者、調理業者、販売業者を含み、企業の規模は関係しない。

このような社会動向を踏まえ、将来、栄養士・管理栄養士を目指す学生へは食品衛生学の重要性をわかりやすく伝えなければならない。

食品衛生学は、食品中の危害要因に関する学問的知識の修得と、食品の安全性確保に関する法律について理解することを目的とした2年生の履修科目である。食品中の危害要因とは、「有害微生物」、「寄生虫」、「自然毒」、「化学物質」および「硬質異物」を指している。食品の安全性確保のため、これら要因による危害の発生防止に関して公衆衛生上必要な規制や措置が食品衛生法で定められている。前述のハサップ（HACCP）の義務化は、食品衛生法の一部改正により定められた（平成30年（2018）6月13日公布）。食品中の危害要因を理解するためには微生物や化学など様々な学問分野および社会（法律）などを広く学ばなければならないが、限られた講義・学生実験時間内で学生を総合的な理解へと導く工夫が必要となる。上記の学問分野に関する知識を修得させるための工夫として、講義では、食品中の危害要因により実際に発生した事故・事例について歴史を追って紹介し、食品に起因する事故がいかに身近な問題であるか実感させ、主体的に学ぶ姿勢につなげている。一方、学生実験においては、手指に付着している一般細菌の培養結果から、手指洗浄意義の再確認および、鼻前庭部拭き取り液の黄色ブドウ球菌の培養結果から、調理時の衛生管理の重要性などについて考えさせ、講義と併せて深い理解につながるよう工夫している。講義内容の理解度は期末試験で評価できるが、学生実験で作成される実験レポートは手技や結果のみのまとめになりがちで、学生がどの程度の目的意識をもって修学につなげているかを評価する機会がない。今回、食品衛生学講義を履修済みの学生に対して食品衛生学実験の前後で同じ内容のアンケートを実施することにより、食品衛生学実験が受講生の食品衛生意識を向上させるかについて調査した。

## I 方法

沖縄大学健康栄養学部管理栄養学科の2年生向けに開講している食品衛生学実験を受講している学生に対して記述式アンケートを実施した。

### 1. 対象者

沖縄大学健康栄養学部管理栄養学科2年生後期に開講している食品衛生学実験2021年度受講生80名、2022年度受講生81名、計161名を対象に実施した。

### 2. 調査の時期および内容

2021年度、2022年度の食品衛生学実験において、第1回目のオリエンテーション時および第4回までの実験を実施した後に、以下【質問1】～【質問3】のアンケート調査を実施し、食品衛生に対する意識の変化を比較した。なお、対象受講生らは2年生前期で食品衛生学講

義を履修済みである。

(1) アンケート内容

【質問1】食品衛生学実験で体験することが管理栄養士の職務とどのように関係してくると思うかについて質問します。今の気持ちに一番近いものをひとつ選び○をつけてください。

- ①まだよくわからない                      ②具体的にはわからないが、関係すると思う  
③食品の安全性や集団給食を管理するということを理解するために非常に関係が深いと思う

【質問2】食品衛生学実験を通して体験することを念頭に考えてください。管理栄養士として食に携わる現場で、食品衛生上、自分自身が気を付けるべきことは何だと思いますか？

- ①まだよくわからない                      ②わかる →その内容を書いて下さい

【質問3】食品衛生学実験を通して体験したことを将来管理栄養士としてどのように活かしたいと思いますか？今の気持ちに一番近いものをひとつ選び○をつけ、③を選んだ方は具体的な内容を記載して下さい。

- ①まだよくわからない  
②食品製造や集団給食に関わる人へ食品衛生法に基づく衛生管理の大事さを伝えたい  
③このように活かしたい →以下に記載して下さい。

### 3. 食品衛生学実験内容

食品衛生学実験第1回、第2回で、手洗い前の手指検査および手洗いチェックを以下(1)の様に行った。第3回、第4回で、手洗い後の検査および鼻前庭黄色ブドウ球菌検査を以下(2)の様に行った。

(1) 手指の衛生

調理場における衛生管理において最も基本的な手指の清潔について意識してもらうため、自分の手洗いを評価する実験①～③を行った。

①手洗い前の検査（第1回、第2回学生実験）

洗浄前の指の腹を人差し指から中指、薬指、小指と順番に標準寒天培地（栄研化学パールコア標準寒天培地E-MB65）に一定の強さで押し当て、最後に親指を同様に押し当てた。35度±1度で次の学生実験日まで培養し（約48時間）、増殖した一般細菌コロニーを観察し、株式会社日研生物医学研究所パームチェック簡易判定表を参考に汚染度を評価した。コロナ禍の授業につき、各棟の入り口に設置されているアルコール消毒器の使用は禁止していない。

②手洗いチェック（第1回学生実験）

市販されている蛍光剤入ローション（サラヤ株式会社 手洗いチェッカーローション）を汚れに見立てて両手に塗り広げた後、普段通りの方法で手洗いを行った。その後、ブラックライト下で両手を観察し白く光る洗い残りを確認した。各自洗浄不十分な部分

を確認し文部科学省の学校給食における標準的な手洗いマニュアル通りに再度手洗いを行った後、同様にブラックライト下でチェックした。汚れが落ちにくい爪の付け根回りは、衛生的に管理された爪ブラシを用いて洗浄した。

### ③手洗い後の検査（第3回、第4回学生実験）

二人一組で、洗浄後の手指を市販の拭き取り検査キット（株式会社エルメックスST-25 PBS）を用いて拭き取り合った。拭き取り試料液と標準寒天培地（栄研化学パールコア標準寒天培地E-MB65）をシャーレに流し込み混釈させて固め、35度±1度で次の学生実験日まで培養し（約48時間）培養し、増殖した一般細菌のコロニーを観察し、株式会社日研生物医学研究所パームチェック簡易判定表を参考にして各自手指の汚染度を評価した。

### (2) 鼻前庭黄色ブドウ球菌検査（第3回、第4回学生実験）

黄色ブドウ球菌は化膿菌の一つとして知られており、手指の傷口などから感染して化膿巣を形成するので手指に傷口がある食品取扱者を介して食品が汚染されることがある。黄色ブドウ球菌自体は80度10分間の加熱で死滅するが、食品中で本菌が増殖する過程で食品中に産生される毒素（エンテロトキシン）は100度30分間の加熱でも不活化されない耐熱性の毒素であるため、いちど食品が汚染されると通常の調理方法では本毒素（エンテロトキシン）を破壊することは難しく、汚染された食品を摂取することによって嘔吐、下痢、腹痛などを起こすことがある。また、黄色ブドウ球菌は化膿巣だけではなく健康な人の鼻腔にも生息しているため、鼻前庭（鼻腔入口のすぐ下の皮膚）に触れることで手に付着した本菌が食品汚染源となることがある。食品取扱者や調理に関わる者に対して、調理時にマスクで鼻を覆うよう指導するのはこのためである。

鼻前庭部の黄色ブドウ球菌検査は以下の方法で行った。市販の拭き取り検査キット（株式会社エルメックスST-25 PBS）を用いて各自鼻前庭を拭き取り、調整した卵黄加マンニット食塩寒天培地（栄研化学パールコアマンニット食塩培地E-ME21）に塗抹後35度±1度で次の学生実験日まで培養し（約48時間）、マンニット分解能および卵黄反応により黄色ブドウ球菌検査の陽性/陰性を判定した。

## II 結果

### 1. 食品衛生学実験

第1回、第2回で行った手洗い前の検査において、手指拭き取り液培養後の標準寒天培地（栄研化学パールコア標準寒天培地E-MB65）に生えたコロニーを観察し株式会社日研生物医学研究所のパームチェック簡易判定表を用いて判定した。その結果、清潔と判定された者は0%、軽度の汚染と判定された者は30.6%、汚染と判定された者は56.8%、重度の汚染と判定された者は12.6%であった。ほとんどの学生の手指は軽度汚染または汚染の状態であった。一方、手洗い後の検査では、重度の汚染や汚染は観察されず、ほとんどの学生が

軽度汚染または清潔に分類された。第3回、第4回に行った鼻前庭黄色ブドウ球菌検査では、培養後の卵黄加マンニット食塩寒天培地（栄研化学 パールコア マンニット食塩培地 E-ME21）を観察し、マンニット分解能および卵黄反応が顕著な陽性あるいは擬陽性が占める割合を計算した。2ヵ年の結果をまとめると、39.9%（153名中61名）であった。

## 2. アンケート調査

2021年度、2022年度の食品衛生学実験において、第1回オリエンテーション時と第4回実験終了時の計2回、アンケートを実施した。対象者161名中、第1回または第4回に欠席した13名を除き148名から回答が得られた。内訳は、2021年度受講生79名、2022年度受講生69名である。集計を表1にまとめた。

全ての質問において、「①まだよくわからない」の回答は2回目のアンケート時（学生実験後）に減少した。それぞれ、質問1「①まだよくわからない」と回答した者は1回目のアンケート時（実験前）の3名から2回目のアンケート時（実験後）は0名まで減少した。質問2では、1回目のアンケート時（実験前）20名から2回目のアンケート時（学生実験後）は1名まで減少した。質問3は、1回目のアンケート時（実験前）23名から2回目のアンケート時（実験後）2名まで減少した（表1）。

また、質問1「②具体的にはわからないが、関係すると思う」の回答においても質問1「①まだよくわからない」の結果と同様、2回目のアンケート時（学生実験後）に減少した。「②具体的にはわからないが、関係すると思う」と回答した者は1回目のアンケート時（実験前）の44名から2回目のアンケート時（実験後）は3名まで減少した。2回目のアンケート時（学生実験後）には、ほとんどの学生が（97.97%）食品衛生学実験の内容と管理栄養士の職務が「③非常に関係が深い」と回答した（表1）。

質問2では、食品衛生上、管理栄養士として自分自身が気を付けることについて「②わかる」の回答は1回目のアンケート時（実験前）に86%と予想よりも高かったが（表1）、その記載内容を解析すると、「手洗いや消毒」、「清潔な身なり」、「食中毒」、「爪を切り指輪をはずす」、「マニキュアをぬらない」、「髪を束ねる」など、教科書上の理解や学生実験オリエンテーション時の他の学生実験にも共通する注意事項であった。しかし、2回目のアンケート時（学生実験後）には「手洗いの方法と洗浄時間」、「手洗いで菌を除去する」、「目的意識をもって手洗いをする」、「マスクで鼻まで覆う（マスクの正しい着用）」、「鼻を触らない」、「調理中にむやみに顔を触らない」、「爪ブラシを用いて手洗いをを行う」など、手指の衛生実験や鼻前庭黄色ブドウ球菌検査を体験して実感した内容へと変化した。（質問2の全記載内容については省略する）

質問3では、実験を通して体験したことを将来管理栄養士としてどのように活かしたいかについて、「③このように活かしたい」を選び具体的な内容記載があった回答は、1回目のアンケート時（実験前）は13名（8.78%）で、2回目のアンケート時（学生実験後）は28名



(18.92%) と、約 2 倍に増えた (表 1)。以上の回答について  $\chi^2$  検定 (Pearson) を行った結果、有意水準 5 % で帰無仮説は棄却され、質問 1、質問 2、質問 3 のいずれにおいても食品衛生学実験の前後で回答に変化があった ( $p \leq 0.0001$ )。

表 2 に、質問 3 「③このように活かしたい」に記載された内容を整理した。1 回目のアンケート時 (実験前) に記載されている内容は「～できるようになりたい」や「～できるように心がけたい」など将来への期待や、実験書の目次およびスケジュールを読んで予習できる内容が書かれていた。それに対して 2 回目のアンケート時 (学生実験後) の記載では、「菌についてもっと知る必要性を感じた」「実際に現場で作業するときも手洗いの重要性を意識していきたい」など具体的な向上意識が言葉に現れていただけでなく、「自分のためにも周りのためにも清潔を意識する」「食べる人が安心できるようにしたい」「自分の行動に責任を持ち、安全でおいしい食べ物を提供するために活かしたい」など、提供する食事の安全と食べる相手に対する責任が気持ちとして表現されていた。

表 1 食品衛生学実験開始前後の意識調査集計

質問	回答選択肢	回答人数 (%)	
		1 回目アンケート (実験開始前)	2 回目アンケート (実験後)
1. 食品衛生学実験で体験することが管理栄養士の職務とどのように関係してくると思うか	①まだよくわからない	3 (2.03 %)	0 (0 %)
	②具体的にはわからないが、関係すると思う	44 (29.73 %)	3 (2.03 %)
	③非常に関係が深い	101 (68.24 %)	145 (97.97 %)
2. 管理栄養士として食に携わる現場において、食品衛生上、自分自身が気を付けるべきことは何だと思うか	①まだよくわからない	20 (13.51 %)	1 (0.68 %)
	②わかる → その内容を記載	128 (86.49 %)	147 (99.32 %)
3. 食品衛生学実験を通して体験したことを将来管理栄養士としてどのように活かしたいか	①まだよくわからない	23 (15.54 %)	2 (1.35 %)
	②食品衛生法に基づく衛生管理の大事さを伝えたい	112 (75.68 %)	118 (79.73 %)
	③このように活かしたい → 内容を記載	13 (8.78 %)	28 (18.92 %)

表 2 質問 3 - ③における記載内容例 (内容が重複する回答は省略)

1 回目 (学生実験前)	食品衛生のためのもっとよい方法を考えられるようになりたい
	給食センターや病院などで大量調理を行う場面で食中毒が起らないように衛生管理を徹底したい
	衛生管理に気を付けながら仕事をしていきたい
	自分が原因となって食中毒を起こしてはいけないので、集団給食の現場における衛生管理で活かしたい
	細菌検査の方法や鮮度の判定の方法を教えたい
2 回目 (学生実験後)	食品衛生学実験で微生物や鮮度について学び、実際に何が問題が起こった時に事前に気づけるようになりたい
	給食を提供する相手の安全を保障したい
	食品に関わっていく以上、菌についてもっと知ることが必要だと思った
	普段の手洗いでは菌を落とせていないことが分かったので、実際に現場で作業するときも手洗いの重要性を意識していきたい
	実験結果を時々振り返り、衛生管理の大切さを忘れずにいたい
の記載内容	自分の行動に責任を持ち、安全でおいしい食べ物を提供するために活かしたい
	手についている菌の多さを伝えることで手洗いの大切さを伝えたい
	関わる全ての人に、食品衛生法に基づく衛生管理の大事さを伝えると共に食べる人が安心できるようにしたい
	手洗い前後と鼻前庭のコロニー観察で、これほど菌がついていることを実感したので、手洗い、マスクは鼻まで覆う事を心がけ自分のためにも周りのためにも清潔を意識する
	正しい手洗い方法、鼻前庭黄色ブドウ球菌について伝え、周りの人達と一緒に衛生に気を付けていきたい
食中毒菌である黄色ブドウ球菌が身近にあることを知ったので、衛生管理へ活かしたい	

### Ⅲ 考察

第 1 回、第 2 回の手洗い前の検査で、自分の手指の拭き取り液を培養し、約 48 時間後にコロニーを確認した瞬間は、多くの学生が驚きを隠せない様子であった。この驚きを通して「汚染は自分の手指から始まる」ということを十分理解できたであろう。また、表 2 の質問 3 - ③ 2 回目 (学生実験後) の記載内容にも「普段の手洗いでは菌を落とせていない」、「手洗いの重要性を意識していきたい」、「自分のためにも周りのためにも清潔を意識する」など手洗いに対する意識の変化をうかがわせる具体的な表現が見られた。この経験が日常的な正しい手洗いの実践につながると期待される。

鼻前庭黄色ブドウ球菌の検査陽性割合39.9%（153名中61名）は、一般的に言われている健康人の保菌率（約40%）と一致しており（品川邦汎（2007））、学生にとって最も身近な集団の保菌率を確認できたことで黄色ブドウ球菌が引き起こす食中毒をより現実的に捉えることができたであろう。鼻前庭黄色ブドウ球菌検査を食品衛生学実験に取り入れているのは、調理時の衛生管理について考えさせ、前期に履修した講義と併せて食中毒について理解を深めてもらいたいからである。そのために実験レポートの記載順番にも工夫を凝らしており、学生は実験結果をまとめた後に自分自身で目的を考えなければならない。そうなるように最後に目的の記載欄を設けている。レポートを読んでみると、ほとんどの学生が正しく目的を導き出すことができていた。以下に、学生が導き出した実験目的をいくつか記載する。

- ・食品に触れる作業に携わる仕事を指す私達は、どう対策していくべきなのかを理解することが目的である。
- ・自分が実際に食品衛生者になる立場になった時、栄養士・管理栄養士として人に食を提供する立場である時、清潔であることは基本であり、その基本中の基本である手洗いの方法を覚えるため。
- ・黄色ブドウ球菌の細菌学的特徴や食中毒の予防方法について学ぶことを目的とする。健康人でも黄色ブドウ球菌の保有者がいる可能性があることを学ぶ。加えて、調理に携わる際の注意事項を知ることが目的とする。
- ・食中毒菌の存在を実際に確認することにより、調理現場でのマスク着用などの身だしなみや食品に存在する食中毒菌を増やさないための環境作りの重要性を理解することを目的としていると考える。

また、表2の質問3-③2回目（学生実験後）の記載内容からは「黄色ブドウ球菌が身近にあることを知った」「マスクは鼻まで覆うことを心がけて」「食品に関わっていく以上、菌についてもっと知ることが必要だと思った」など、食中毒の予防に対する意識の変化がうかがえた。

このように、手指の衛生に関する実験「①手洗い前の検査」「②手洗いチェック」「③手洗い後の検査」および食中毒菌である黄色ブドウ球菌に関する実験「鼻前庭の黄色ブドウ球菌検査」を行ったことによって、食品衛生に対する学生の意識向上を図ることができたと考える。

## おわりに

食品衛生学は、微生物学、化学、社会（法律）など幅広い分野にまたがる学問であるため、限られた講義・学生実験時間内で説明しつくすことは難しい。与えられたカリキュラムの中で食品衛生の概念を理解し食品を安全に管理する者としての自覚が芽生えるよう学生実験内容を工夫しているが、どの程度の学生に伝わっているのかわからなかった。今回、アンケートを実施したことにより、実験終了後に食品衛生に対する意識が変化したことがわかった。学生実験開始前と実験終了後の回答を比べると、食品衛生に対する不理解が減り、「将来、管理栄養士としてどのように活かしたいか」について自分の言葉でコメントを記載した者が

2倍に増えた。また、手指の汚れや鼻前庭食中毒菌を各自確認した体験を通して、その実験を行う「目的」を自ら導き出せたことは座学とはまた違った刺激になったであろう。次年度は、更に多くの学生が食品衛生およびハサップ（HACCP）義務化の意義について正しく理解できるように、実験の細かな手順などの見直しを行い、よりよい授業を提供できるように努めたい。

## 謝 辞

2020年度より3年間、食品衛生学および食品衛生学実験を共同担当していただきました福原節子先生に深く感謝するとともに、先生が1980年から沖縄県学校給食会食品検査室にて長きにわたり学校給食の安全管理のためご尽力され、多くの功績を残されましたことに敬意を表します。

## 引用文献

- ・青山 顕司, 高橋 千登勢, 山内 吉彦, 酒井 史彦, 五十嵐 英夫, 柳平 修一, 小西 寛昭 (2008) 「チーズ製造工程における黄色ブドウ球菌の生存性と増殖に関する検討」『食品衛生学雑誌』49巻2号、p.116-123
- ・浅香 清美, 関口 幸枝, 新井 美穂, 川端 彰, 斎藤 勝, 加納 碩雄, 加納 堯子(1999)「栄養専門学校生の黄色ブドウ球菌の保菌状態と保菌者のアレルギー性疾患既往との関連性についての検討」『食品衛生学雑誌』40巻4号、p.291-296
- ・e-GOV法令検索「食品衛生法」  
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000233> [2022年12月5日]
- ・川添禎浩 (2022)『新版 食品衛生学』(株)化学同人
- ・公益社団法人日本食品衛生協会「食中毒菌などの話ー黄色ブドウ球菌食中毒ー」  
[https://www.n-shokuei.jp/eisei/sfs\\_index\\_s02.html](https://www.n-shokuei.jp/eisei/sfs_index_s02.html) [2022年12月5日]
- ・厚生労働省「食品衛生法の改正について」  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197196.html> [2022年12月5日]
- ・品川邦汎 (2007)「2. 黄色ブドウ球菌」『食中毒予防必携第2版p.63-71』社団法人日本食品衛生協会
- ・長尾 章郎 (1982)「黄色ブドウ球菌による食中毒」『食品衛生学雑誌』23巻6号、p.500-501
- ・廣末トシ子, 安達修一 (2022)『新食品衛生学要説』医歯薬出版株式会社
- ・文部科学省「学校給食における標準的な手洗いマニュアル」  
[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2015/08/25/1257965\\_003.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/08/25/1257965_003.pdf) [2022年12月5日]

## 沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』投稿規程

### 1 目的

この規程は、投稿者の資格を定めるとともに、投稿するに当たって必要な手続等を定め、もって琉球弧及びアジア地域に関する国内外の研究水準の向上に資することを目的とする。

### 2 投稿資格

沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』（以下「地域研究」という。）に投稿することができる者は、原則として、学内所員若しくは特別研究員又は企画運営委員会が投稿を依頼した者とする。

### 3 発行

地域研究は、原則として、年2回発行する。  
地域研究の発行及び編集は、企画運営委員会が行う。

### 4 原稿の種別等

原稿は、原則として、日本語又は英語で書かれたものとし、琉球弧及びアジア地域を対象とする未発表のものでなければならない。

原稿の種別は、次のとおりとする。

原稿種別		性 格
(1) 論文		当該研究領域において、先行研究に加えるべきオリジナリティのある研究成果が具体的なデータを用いて述べられているもの。
(2) 研究ノート		新しい事実の発見、萌芽的研究課題の提起、少数事例の提示など、将来的に有意義な研究につながりうるもの。
(3) 判例研究		裁判事例の判決の紹介とその解説及び批評があるもの。
(4) 実践研究報告		実践の内容が具体的、かつ明示的に述べられているもの。実践の内容を広く公開・共有することの意義が明確に述べられていることが必要である。
(5) 調査報告		現地調査などによって得られた資料、データ、聴取記録など。調査活動結果が明確に記述されており、当該研究領域において学術的価値が認められるもの。
(6) その他	書 評	当該研究領域における学術研究を行うに際し、必要不可欠かつ基礎的なもの。対象とする資料等の学術的価値・意義が明確に述べられていることが必要である。
	資料紹介	
	翻 訳	
	(任 意)	

原稿の種別は、原則として、投稿者の判断によるが、企画運営委員会は、必要と認めるときは、これの変更を求めることができる。

### 5 原稿の提出方法

原稿は、別に定める執筆要項に基づき、MS-Wordで作成し、次の宛先にメールで提出するものとする。

提出先：地域研究所事務局（chiken-staff@okinawa-u.ac.jp）

### 6 募集時期

原稿の募集は、原則として、5月1日から6月末日まで及び11月1日から12月末日までの2回とする。

7 原稿の種別及び採否に係る決定

原稿の種別及び採否に係る決定は、企画運営委員会が行う。

8 査読による採否の決定

第4項に掲げる原稿の種別のうち、論文に係る原稿の採否の決定は、当該原稿の執筆者名を伏せた上で匿名の査読者（当該原稿の内容に照らし最も相応しい者として企画運営委員会が委嘱した者）がした判定に基づき、企画運営委員会がするものとする。

査読者による判定は、A（掲載可）、B（修正の上掲載可）、C（修正の上再審査）及びD（掲載不可）とする。

9 地域研究及び抜刷の贈呈

執筆者に、地域研究2部及び抜刷30部を贈呈する。これを超える部数については、執筆者の負担とする。

10 著作権

地域研究に掲載された第4項に掲げる原稿に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条に規定する複製権及び同法第23条第1項に規定する公衆送信権をいう。）は、原則として、沖縄大学に帰属する。

11 改廃

この規程の改廃は、企画運営委員会の議を経て、総会が行う。

## 沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』執筆要項

### 1 使用する言語

原則的に日本語又は英語とします。日本語以外で執筆する場合は、ネイティブチェックを受けてください。

### 2 原稿の構成

原稿の構成は以下の原則に従ってください。

①【原稿種別】（1行目・左寄せ）

②表題（2行目・中央揃え・16ポイント）

③副題（3行目・中央揃え・14ポイント）※無い場合は不要

④執筆者名（4行目・中央揃え・14ポイント）

※執筆者名に注（\*）を付け先頭頁下部に所属・肩書・連絡先（メールアドレス）を記載してください。

<5行目は空欄（改行）>

⑤表題：和文原稿の場合は英文、英文原稿の場合は和文（6行目・中央揃え・16ポイント）

⑥副題：和文原稿の場合は英文、英文原稿の場合は和文（7行目・中央揃え・14ポイント）  
※無い場合は不要

⑦執筆者名：和文原稿の場合は英文、英文原稿の場合は和文（8行目・中央揃え・14ポイント）

<9行目は空欄（改行）>

⑧要旨：和文原稿のみ、「論文」以外の全ての原稿種別について、執筆意図を説明するものとして要旨150字を冒頭に付けてください。他分野の読者にも原稿のねらいや扱っている問題の性格についての理解を促すためのものと心がけて記述してください。

⑨要約：和文原稿の場合は原稿種別が「論文」の場合のみ、英文原稿の場合は全ての原稿種別について記述してください。なお、文字数については下記の指示に従ってください。

- ・「和文論文」……………和文要約600字程度と英文要約600語以内
- ・「英文論文」……………英文要約200語程度と和文要約1,200～2,600字程度
- ・「英文研究ノート」・「英文判例研究」……………150語程度
- ・「英文実践研究報告」・「英文調査報告」……………100語程度
- ・「英文その他原稿種別」……………40語程度

⑩キーワード：原稿種別を問わず、使用言語で3～5語のキーワードを付けてください。論文の場合のみ、和文・英文両方の言語でそれぞれの要約の末尾に付けてください。

⑪本文：「はじめに」、「おわりに」等には項目数字を付さないでください。また、原則として項目の区分は下記いずれかのルールに従ってください。

- ・大見出し（ローマ数字Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）、中見出し（アラビア数字1、2、3）、小見出し（①、②、③）、小小見出し（①、②、③）とする。
- ・大見出し(1)、中見出し（1-1）、小見出し（1-1-1）、小小見出し（1-1-1-1）とする。

図表：図表は本文中の挿入希望箇所に仕上がり寸法大で挿入すること。図表にはそれぞれ通し番号を付し、表のタイトルは上、図のタイトルは下に付け、必ず出所や単位を明記すること。著作権等の処理は執筆者自身で行うこととする。合わせて、投稿原稿にオリジナルサイズのJPEG画像データも別途添付すること。なお、図表用の版下作成の必要が生じた場合、執筆者に版下作成の実費を負担いただきます。

⑫注：本文該当箇所の右肩に通し番号(1)、(2)のように記し、本文の最後にまとめて記載してください。脚注も認めますが、脚注の場合も原稿文字数に含めてください。



- ⑬引用文献：文献リストは、著者名を50音順もしくはアルファベット順とし、原則として以下の例に沿って記載してください。同一著者によるものは、出版年の若い順に配列してください。

＜引用文献 記載例＞

- 【単行本】＜日本語＞ 著者名（出版年）『図書名』出版社  
 ＜外国語＞ 著者名（出版年）書名、出版地：出版社。
- 【論文】＜日本語＞ 著者名（出版年）「論文名」『雑誌名』巻号、掲載頁  
 ＜外国語＞ 著者名（出版年）“論文名” 雑誌名、巻号、掲載頁。
- 【新聞】＜日本語＞ 著者名（掲載年）「記事のタイトル」『新聞名』掲載月日、朝夕刊、掲載頁  
 ＜外国語＞ 著者名（掲載年）“記事のタイトル.” 新聞名、掲載月日、掲載頁
- 【Web】＜日本語＞ 著者名（発表年※判明している場合のみ）「サイト名」URL [最終アクセス日]  
 ＜外国語＞ 著者名（発表年※判明している場合のみ）サイト名、URL [最終アクセス日]

3 原稿種別と長さ（使用言語別）

第2項に掲げる原稿の構成のうち、①（原稿種別）～⑩（キーワード）までは文字数に含めず、⑪（図表を除く本文）～⑬（引用文献）までを（スペースを含めずに）文字カウントし、原則として下表の範囲内としてください。（下限文字数は目安としてお考えください。上限文字数及び上限頁数は厳守してください。）

下記の種別に該当しない場合は「その他」に振り分け、任意の原稿種別名を明記してください。

「その他」の原稿種別で、特別な事情があり下表の範囲内に収まらない場合、企画運営委員会にて審議の上掲載が認められることがあります。

原稿種別	和文の場合	英文の場合	図表含む上限頁数 (指定書式のA4用紙を使用)	
(1) 論文	16,000～28,000字	7,000語以内	18頁以内	
(2) 研究ノート	8,000～20,000字	5,000語以内	13頁以内	
(3) 判例研究				
(4) 実践研究報告	8,000～12,000字	3,000語以内	8頁以内	
(5) 調査報告				
(6) その他	4,000～8,000字	2,000語以内	5頁以内	
				書評
				資料紹介
				翻訳
	(任意)			

4 書式・表記法

原稿の書式及び表記法は以下の原則に従ってください。

- (1) ワードプロソフトはMS-Wordに限定します。
- ・用紙：A4サイズ 縦向き（横書き）
  - ・余白：上下左右すべて25mm ※各頁のフッターにセンタリングでページ番号をふってください。
  - ・文字数と行数：1行あたりの文字数43字×38行（原稿1枚あたり約1,600字）
  - ・フォント：和文はMS明朝（10.5ポイント）、欧文はCentury（10.5ポイント）  
 （表題は16ポイント、副題及び執筆者名は14ポイントとしてください。）

- (2) 特殊な指示がある場合は、ペーパー原稿の上に朱書してください。
- (3) 執筆者名の英文表記は「RYUKYU Kanasa」のかたちにしてください。
- (4) 文体は原則として「だ・である調」に統一してください。
- (5) 和文の句点は「。」、読点は「、」を使用してください。
- (6) 英数字は原則として半角文字を用いてください。． 。（ ）＝などの記号類は全角文字を用いてください。
- (7) 外国人名や外国地名はよく知られたもののほかは、初出の箇所にその原綴りを、「フライブルク (Freiburg)」のように記してください。
- (8) 原則として西暦を用いてください。年号を使用する場合は、「昭和63 (1988) 年」のように記してください。

## 5 原稿の提出方法

原稿は、定められた提出期間内に、次の宛先にメールでご提出ください。

提出先：地域研究所事務局 (chiken-staff@okinawa-u.ac.jp)

紀要投稿をメール送信後、1週間以内に事務局より返信が無い場合は未受信の可能性があるのでお問い合わせください。

## 6 原稿の種別及び採否に係る決定

原稿の種別及び採否に係る決定は、企画運営委員会が行います。論文については査読を行います。刊行時期の1ヶ月前までに採否が決定しない場合、掲載が次号以降となる可能性があります。

## 7 校正

提出原稿は完全原稿とし、執筆者校正を2回行います。(万一校正段階の加筆、修正によって組換え等追加の費用が必要になった場合は、その費用を執筆者にご負担いただくことがあります。)

## 8 原稿の転載

本誌掲載の原稿を転載する場合は、本誌に掲載された原稿である旨を転載先の原稿に記載した上で、出版物を1部本研究所に寄贈してください。

※原稿番号： \_\_\_\_\_

## 沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』投稿票

※受付日：20 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

※は事務局で記入

<p>●原稿種別（執筆者希望）</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 論文    <input type="checkbox"/> 2. 研究ノート    <input type="checkbox"/> 3. 判例研究    <input type="checkbox"/> 4. 実践研究報告</p> <p><input type="checkbox"/> 5. 調査報告    <input type="checkbox"/> 6. その他（<input type="checkbox"/>書評 <input type="checkbox"/>資料紹介 <input type="checkbox"/>翻訳 <input type="checkbox"/>_____）</p> <p>※該当するものにチェック☑してください。ただし、掲載種別については企画運営委員会で決定します。</p>	
<p>●執筆者名（連名の場合は全執筆者についてご記入ください。）</p> <p><small>ふりがな</small></p> <p>①日本語： ②英語：</p> <p>※執筆者名の英文表記は「RYUKYU Kanasa」のかたちにしてください。</p>	
<p>●表題及び副題（副題がある場合は副題も必ずご記入ください。）</p> <p>①日本語： ②英語：</p>	
<p>●キーワード</p> <p>使用言語①_____②_____③_____④_____⑤_____</p> <p>&lt;論文の場合のみ、以下も記入すること&gt;</p> <p>その他言語①_____②_____③_____④_____⑤_____</p> <p>※使用言語で3～5語のキーワードを付けてください。論文の場合のみ、日本語と英語両方の言語で付けてください。</p>	
<p>●文字数（スペース除く文字カウント）・頁数</p> <p>①規定数・・・ _____ 文字以内    ・ 全 _____ 頁以内（執筆要項参照）</p> <p>②投稿原稿文字数・・・ _____ 文字 (原稿種別、タイトル、執筆者名、キーワード、要旨、要約のみ除いた総文字数)</p> <p>③投稿原稿頁数・・・ 全 _____ 頁（原稿種別から文献リストまで全ての文字を含んだ頁数）</p> <p>※①は執筆要項2頁の表を確認し記入すること。②・③は自身の投稿原稿についてカウントし記入すること。</p>	
<p>●執筆者連絡先（所員）</p> <p>研究室部屋番号： 氏名： 研究室内線番号： Mail：</p>	<p>●執筆者連絡先（特別研究員）</p> <p>住所：〒 氏名： TEL（携帯）：                      FAX： Mail：</p>
<p>●著者紹介（執筆者の所属および肩書き、Mailアドレスを原稿の1頁下部に注で挿入ください。合わせて以下にもご記入ください。連名の場合は全執筆者について挿入ください。）</p> <p>執筆者名： 所属・肩書き： M a i l：  執筆者名： 所属・肩書き： M a i l：</p>	

(注) 原稿は、投稿規程ならびに執筆要項にしたがってMS-Wordで作成しメールにてご提出ください。

【提出先】 沖縄大学地域研究所 宛 Mail: [chiken-staff@okinawa-u.ac.jp](mailto:chiken-staff@okinawa-u.ac.jp)

【問い合わせ先】 沖縄大学地域研究所（平日8:30～17:15/12:00～13:00閉室）

TEL：098-832-5599 Mail：[chiken-staff@okinawa-u.ac.jp](mailto:chiken-staff@okinawa-u.ac.jp)

『地域研究』 第30号

編集委員長	島村 聡 (沖縄大学・地域研究所所長)
発行日	2023年4月
発行	沖縄大学 地域研究所 〒902-0075 沖縄県那覇市字国場405番地 沖縄大学アネックス共創館2階 電話：(098) 832-5599 FAX：(098) 832-3220 E-mail：chiken-staff@okinawa-u.ac.jp
印刷・製本	株式会社 国際印刷 〒901-0147 沖縄県那覇市宮城1丁目13番9号 電話：(098) 857-3385 FAX：(098) 857-3892 E-mail：kokusai@herb.ocn.ne.jp

Regional Studies No.30

